

射水市重層的支援体制整備事業の実施について

1 趣旨

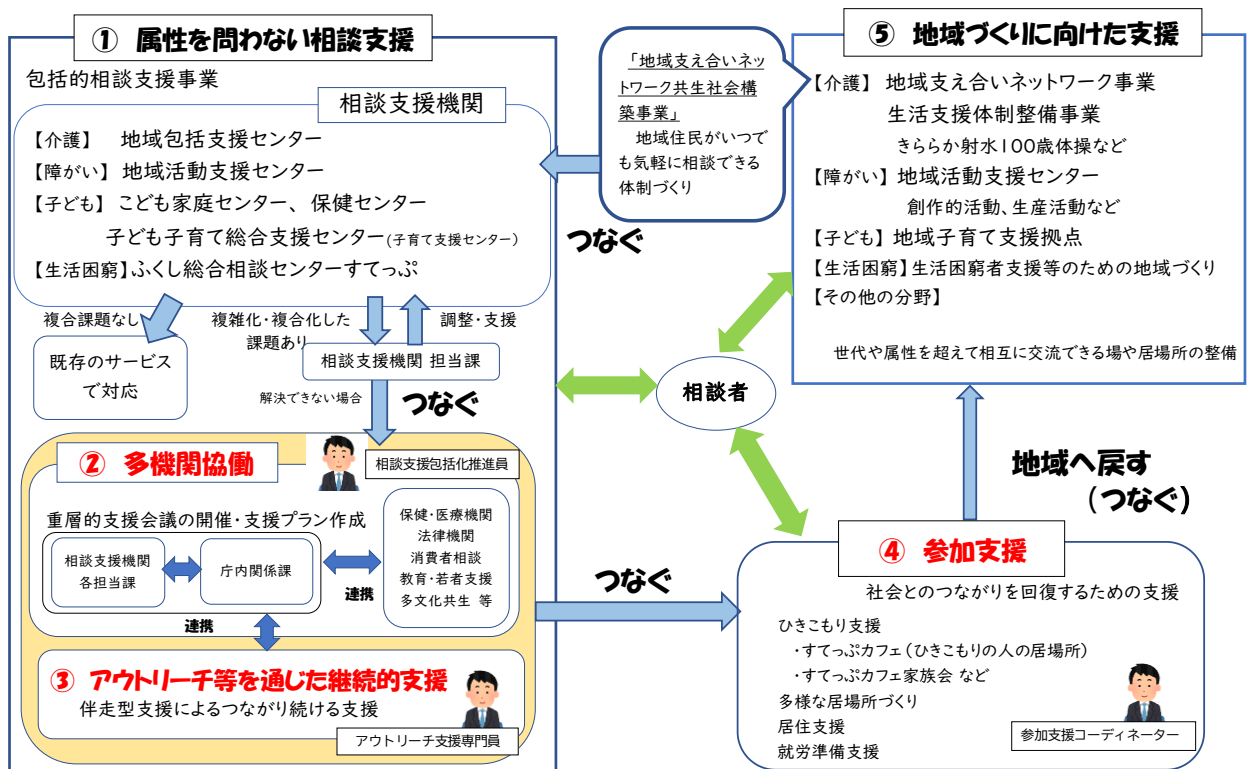
地域共生社会の実現に向け、市民が抱える複雑化・複合化した狭間のニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、社会福祉法の改正により令和3年4月に「重層的支援体制整備事業」が創設された。

本市においては、庁内関係課や庁外の相談支援機関との連携体制を構築するため、今年度は移行準備事業に取り組んできたところであり、令和6年度から重層的支援体制整備事業の中核を担う部署を設置し、射水市の重層的支援体制整備事業「いみず・みんなで・つながっと（good）事業」を本格実施しようとするもの

2 重層的支援体制整備事業の内容

社会福祉法第106条の4第2項に掲げる「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える人や世帯に対する支援体制及び市民等による地域福祉推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

射水市重層的支援体制整備事業 「いみず・みんなで・つながっと（good）事業」

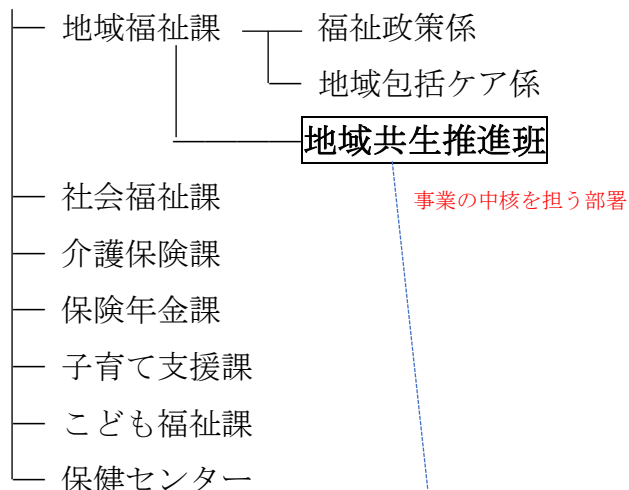


事業名		事業内容
相談支援	① 包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める。 ・相談者の課題を整理し、必要な情報提供や他の支援機関と連携して対応する。 ・複雑化・複合化した課題がある時は、支援担当課で調整・支援し、解決できない場合は多機関協働事業へつなぐ。
	② 多機関協働事業 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ・重層的支援体制整備事業の中核を担い、全体調整を行う。 ・支援担当課等からつながれた、複雑化・複合化した相談事例の課題を整理し、支援関係機関の役割分担等を行う。
	③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の届いていない人に支援を届ける。 ・地域や関係機関とのつながりから潜在的な支援対象者や相談者を見つける。 ・孤独・孤立により問題を抱えた人を早期に把握し、意向や事情に配慮した支援を行う。 ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
④ 参加支援参加支援事業 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。 	
⑤ 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて相互に交流できる多様な場や居場所を整備する。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すため個別の活動や人をコーディネートする。 ・多分野のつながりから地域における活動を活性化させる。 	

3 事業運営の組織体制

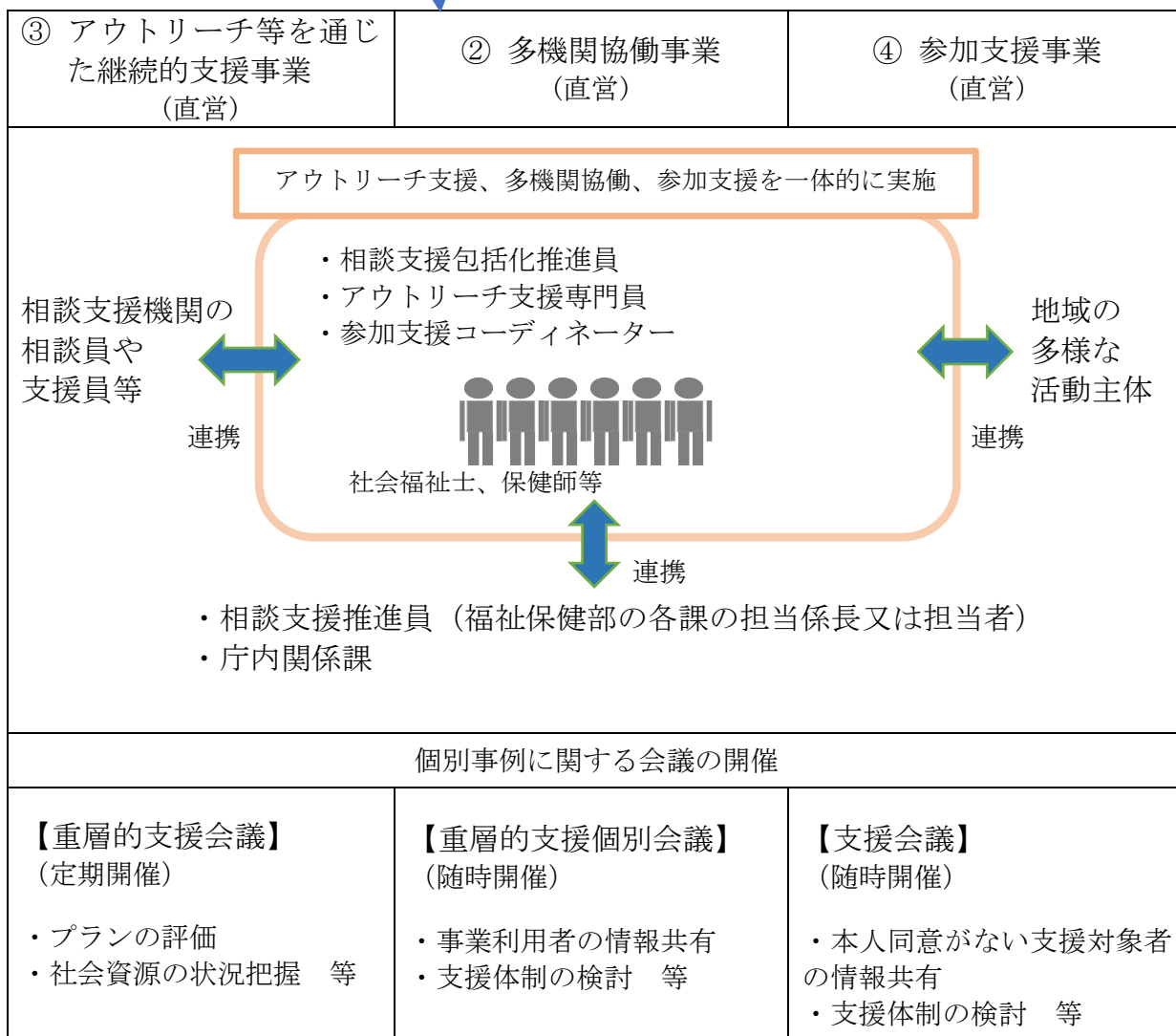
□市の体制

福祉保健部



□相談支援機関の体制

介護	地域包括支援センター (委託6か所)
障がい	障がい者相談支援事業者 (委託4か所)
子ども	子育て支援センター こども家庭センター (直営2か所)
生活 困窮	自立相談支援機関 (委託1か所)



4 事業の推進体制

(1) 共生社会推進会議（重層的支援体制整備事業全体会議）

目的	部局横断的な連携体制のもと、重層的支援体制整備事業を一体的に実施するために会議を設置
内容	<ul style="list-style-type: none">・重層的支援体制整備事業実施計画の策定、変更等の協議・実施計画に記載する事業の進捗状況の確認や評価・地域課題の共有、不足する社会資源の開発に向けた取組方針等の協議
構成員	福祉保健部長、福祉保健部次長、収納対策課長、市民活躍・文化課長、生活安全課長、環境課長、地域福祉課長、社会福祉課長、介護保険課長、保険年金課長、子育て支援課長、こども福祉課長、保健センター所長、商工企業立地課長、観光・定住課長、農林水産課長、建築住宅課長、上下水道業務課長、学校教育課長、教育センター所長
開催時期	年1回程度

(2) 共生社会推進連絡会議

目的	部局横断的な連携体制を確保し、地域課題や不足する社会資源に対応する具体的な方策を協議、検討するために会議を設置
内容	<ul style="list-style-type: none">・個別事例から把握した地域課題の共有・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討・各分野の事業や課題に連携して取り組むための協議
構成員	共生社会推進会議の構成課の係長
開催時期	年1回程度

射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について

1 射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントについて

(1) 実施期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月）

(2) 閲覧場所等

射水市ホームページ

窓口等での閲覧（市介護保険課、各地区センター及び中央図書館）

(3) 寄せられたご意見等

意見等の提出者数 14名

意見等の件数 18件

(4) ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方

No.	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する考え方	修正
1	3 他計画との関連・計画策定の期間 (P4)	各期間を明記することによって市民に理解しやすいものになると考える。	関連する他計画について計画期間を追記しました。	有
2	3 他計画との関連・計画策定の期間 (P4)	県が作成している計画は矢印の種類を変えた方が良い。	県で策定される計画について、矢印の種類を変更しました。	有
3	(1) 高齢者人口の推移と将来推計 (P11)	引用文献名は正確・適正な名称を明記すること。著作物の公正な利用を確保することで文化の発展に貢献する。	引用文献を「第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口推計」と訂正しました。	有
4	(1) 高齢者人口の推移と将来推計 (P11)	もっとイラストや表、図を取り入れた方が良い。	高齢者一人を支えるのに必要な生産年齢人口の人数をイラストで表しました。	有
5	ア 認知症に関する理解促進・本人発信支援 (P70)	認知症の人にやさしいお店の登録のための条件や取り組むべき内容についての記載があると良い。	認知症を正しく理解し、できる範囲でやさしい対応に取り組んでいただきます。認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人にやさしいまちづくりに賛同していただいた事業所が申請により登録されます。(用語集に追加)	有

6	ウ 利用者の安全確保・リスクマネジメント推進支援 (P90)	BCPについて説明があると良い。	BCPとは業務継続計画のことです。感染症や自然災害が発生した場合でも介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう支援してまいります。(用語集に追加)	有
7	全体	計画の推進にはバックキャスト型のプロセスを取り入れることも重要と考える。	第9期計画期間だけでなく、団塊ジュニアの世代が65歳を迎える令和22年を見通して計画を作成しています。	無
8	ウ 地域ぐるみの介護予防活動の支援 (P57)	きららか射水100歳体操の参加率を上げるには、ポスターや地域住民の呼びかけが良いと考える。	ポスターでの啓発のほか、CATV、YouTube、コミュニティバスのデジタルサイネージ放送等による周知を行っています。また、地域包括支援センターによる地域住民への呼びかけや、「100歳体操マスター養成講座」参加者による各地域での普及啓発にも取り組んでいます。今後も、きららか射水100歳体操の輪を広げ、介護予防につながるよう、周知に努めてまいります。	無
9	ア 自主的な社会貢献活動の促進 (P60)	ボランティアの周知を広げると良い。	地域支え合いネットワーク事業において、「ささえあいかわら版」や普及啓発動画を通じて地域におけるボランティア活動の周知を行っています。	無
10	ア 在宅生活の支援 (P62)	在宅介護者の身体的、精神的負担軽減のため、介護ロボット、AIなど介護現場で活用しているものを貸し出すサービスがあれば良い。	最新の介護ロボット、ICT、AI技術を使った在宅生活の支援について検討してまいります。	無
11	(2) 家族介護者への支援の充実 (P63,64)	認知症高齢者を在宅介護する場合の家族への支援があると良い。	家族介護教室、認知症カフェ、認知症の人と家族への一体的支援事業等において、介護用品や認知症の人に対する接し方等について家族介護者への情報提供や相談支援を行っています。	無
12	ア 高齢者の見守り活動の推進 (P65)	ICTについての説明があると良い。	ICTとは情報通信技術のことです。インターネットを活用し業務の効率化を進めます。(用語集に記載済)	無
13	ア 認知症に関する理解促進・本人発信支援 (P70)	認知症の人と家族への一体的支援事業は、どのようなプログラムを実施するのか。	認知症の人と家族と一緒に参加し、他の家族の方々や専門職と新たに出会い、自由に話し合ったりともに活動したりする中で、家族の関係性を学びあう事業です。あらかじめ活動内容を決めず、参加された本人の意見を尊重した活動を行っています。	無

14	イ 地域包括支援センターの業務負担軽減・体制整備 (P75)	<p>地域包括支援センターに寄せられる悩みとは何か。相談先が一目でわかるものがあると良い。</p> <p>地域包括支援センターは地区で1か所のみか。</p>	<p>地域包括支援センターで受ける相談は「介護保険の利用開始」、「介護保険利用中のサービス内容」、「認知症」、「権利擁護」に関する内容等です。所在地は17ページに記載しています。</p> <p>概ね日常生活圏域ごとに1か所の地域包括支援センターを設置しています。高齢者人口が5,000人を超える圏域には、配置する職員数を増やし、体制を強化しています。引き続き電話、訪問等により丁寧な相談支援を行ってまいります。</p>	無
15	ア 事業所運営の効率化、生産性向上支援 (P90)	<p>介護ロボットやAIに関する講義を受講してから導入すると、効率よく作業ができ、サービスの質も向上すると考える。</p> <p>仕事の負担が減り、仕事にプライドを持てるようになれば離職率は減少すると考える。</p>	<p>事業所が介護ロボット、AI、ICT等の導入及び活用がしやすくなるような支援を進めてまいります。</p>	無
16	イ 介護保険制度等に関する情報提供の充実 (P90)	<p>高齢者支援のシステムや支援の存在を周知する工夫が必要と考える。</p>	<p>介護保険制度や高齢者福祉サービス、地域包括支援センター等の相談窓口について、ポスターの掲示やパンフレットの配布、市報、ホームページ、出前講座等により引き続き周知に努めてまいります。</p>	無
17	(4) 人材の確保及び質の向上 (P91)	<p>地域密着型サービスの更なる普及は介護人材が不足している現状では、介護ニーズに柔軟に対応できない。現状をどう解決するのか。</p>	<p>介護職を目指す学生への支援や離職防止のための取組、外国人材の活用支援など目的に合わせた取組を行ってまいります。</p>	無
18	オ 働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援 (P92)	<p>介護職場のイメージアップをどのように発信するか具体的に示すと良い。</p>	<p>具体的な魅力発信については、今後、富山福祉短期大学等と連携を図りながら検討してまいります。</p>	無
	計画に記載のない意見	<p>男性自殺者の死亡原因は何か。</p>	<p>自殺者の原因・動機別では、男女ともに「健康問題」が最も多く、特に、男性では「経済・生活問題」「勤務問題」の割合が高くみられます。こころの健康づくりについての正しい知識の普及啓発とともに、専門機関との連携を図り、相談体制の充実に努めます。</p> <p>詳細は、「射水市いのちを支える自殺対策推進計画」をご覧ください。</p>	無

第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）（案）について

1 第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）素案に関するパブリック・コメントの実施結果について

（1）実施期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで

（2）閲覧を行った書類

第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）（素案）

（3）書類の閲覧場所等

- ア 射水市ホームページ
- イ 窓口等での閲覧（市社会福祉課、各地区センター及び中央図書館）

（4）寄せられた意見等

- ア 意見の提出者数 17名
- イ 意見の件数 31件

（5）意見等の概要・意見等に対する考え方

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
1	第1章 計画策定の趣旨と位置づけ 2 (1) 各計画の法的位置づけ (P2) 2 (2) 上位計画・関連計画等との関係 (P3)	障がい者基本計画が障害者基本法に基づいて策定されている背景や法令と条例との上位下位の関係を踏まえて、国、県、市の各計画の関係を、国→県→市となるように示した方がよいのではないかと。 また、国連の取組が地域福祉計画と緊密な関係があることを明確にした方がよいのではないかと。	計画の根拠法と国・県・市の各計画の関係を表す図を追記しました。	有
			計画とSDGsとの関係については、7ページの「基本理念」の中で位置づけています。	無
2	第2章 計画の基本的な考え方 2 基本目標5 安全・安心な生活環境の整備 (P8)	「まちづくりにおけるバリアフリー化をハードとソフト両面において推進する」という表現が分かりにくいと思う。	言葉の表現を修正しました。	有
3	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 3 (2)⑤成年後見制度法人後見支援事業 (P58)	県内呉西6市で設置した呉西地区成年後見センターについて、呉西6市の構成市が分からない人もいますので、内訳を記載してはどうか。	「県内呉西6市」という文言について、より一般的な「県西部6市」に修正しました。	有

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
4	資料1 アンケート調査について (1) 障がい者アンケート結果概要	アンケート結果のグラフは、色分けだけではなく、パターンを使用した方が見やすくなると思う。	パターンを利用したグラフに見直しました。	有
5	資料1 アンケート調査について (1) 障がい者アンケート結果概要 (P80)	「問5」、「問6」、「問7」、「問12」、「問15」、「問22」、「問24」、「問25」、「問27」、「問30」について、選択肢の中からの回答だったのか、自由記述だったのかを示した方がよいのではないか。	問34について、「自由記述」を追記しました。	有
6	第2章 計画の基本的な考え方 2 基本目標5 安全・安心な生活環境の整備 (P8)	「バリアフリー」という言葉は分かりにくいので、他の分かりやすい言葉に変えてはどうか。	資料編の用語説明の中でバリアフリーについて記載しています。	無
7	第3章 障がい者基本計画 2 基本目標1、2、5【現状と課題】 (P10、P14、P26)	文中の「アンケート調査では」という部分に、該当するアンケートの結果が何ページに記載されているのかを示した方がよいのではないか。	文中におけるアンケート調査結果の該当ページの記載については、他の個別計画と同様に記載しないこととします。	無
8	第3章 障がい者基本計画 2 基本目標3 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進【主要施策】 ①インクルーシブ教育の推進 (P19)	スクールカウンセラーが常勤なのか、または非常勤の場合には、週に何回訪問があるのかを記載した方がよいのではないか。	資料編の用語説明の中に現時点でのスクールカウンセラーの配置状況について記載しました。	無
9	第3章 障がい者基本計画 2 基本目標5 安全・安心な生活環境の整備【主要施策】 ①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 (P26)	道路、公共施設、公共交通等のバリアフリー化とともに、心のバリアフリー化を加えた方がよいのではないか。	心のバリアフリー化につきましては、ゆずりあいパーキング利用証の普及啓発など、障がいに対する理解促進・啓発活動に取り組みながら進めてまいります。	無
10	第3章 障がい者基本計画 2 基本目標5 安全・安心な生活環境の整備【主要施策】 ②障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実 (P27)	災害時には、障がい者（児）とその家族が避難するための小規模な福祉避難所を地域に複数設置してほしい。また、それらの避難所に対して県や市から物資の補助があればよいのではないか。	福祉避難所は、避難・被災している要配慮者の人数やそれらの方々が置かれている状況等に加えて、施設側の受入れ体制等を総合的に勘案して開設することとしています。 また、事業を推進する上で今後の参考とします。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
11	第3章 障がい者基本計画 2 基本目標5 安全・安心な生活環境の整備 【主要施策】 ②障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実 (P27)	令和6年能登半島地震のあと、災害時要援護者台帳の登録を希望している方がおり、制度の周知と登録への働きかけが必要ではないか。 また、相談支援事業所が24時間・365日の相談支援や緊急時の安否確認等の業務を行うために、携帯電話を維持できるよう緊急体制強化のための事業の予算化を希望します。	災害時に情報の入手や自ら避難することが困難な方の円滑な避難を推進するため、避難行動要支援者支援制度の周知を図ってまいります。 また、事業を推進する上で今後の参考とします。	無
12	第3章 障がい者基本計画 2 基本目標6 多様なニーズに対応した支援の推進 【主要施策】 ①重層的支援体制の整備促進 (P28)	重層的支援体制についての説明が分かりにくいと思う。 (類似意見1件)	重層的支援体制整備事業は令和6年度から実施予定となっており、具体的な支援体制や取組につきましては、今後、市のホームページや広報紙等により、周知を図ってまいります。	無
13	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 1 (1)人口・世帯数・障がい者手帳所持者数 (P29)	市の人口、世帯数、障がい者手帳所持者数について、外国人の数を追記した方がよいのではないかと。	障がい者福祉に関するニーズは、国籍による大きな差はないと考えることから、外国人の人数を記載しないこととしました。	無
14	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 1 (1)人口・世帯数・障がい者手帳所持者数 (P29)	精神障がい者保健福祉手帳の所持者が増加し、身体障がい者手帳の所持者が減少していることについて、何か理由があるのか。	精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、精神障がいに対する社会の理解や当事者の認識が進んできたこと、様々な助成・支援制度の普及などにより、増加していると考えています。 また、身体障がい者手帳所持者の減少は、医療技術の進歩により、障がいの状態の改善が期待できる方が増えてきた状況を踏まえ、平成26年から身体障がい者手帳の再認定制度が導入されたことが、要因と考えています。	無
15	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 1 (2) 身体障がい者・児の状況①等級等 (P30)	身体障がい者手帳の各等級の基準について、簡単な説明があると分かりやすいのではないかと。	身体障がい者手帳の等級の基準は、国が定めた「身体障がい者程度等級表」において、障がいのある部位ごとに詳細に定められており、障がい者サービスガイドブックに記載しています。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
16	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 2(1)①福祉施設入所者の地域生活への移行 ■福祉施設から地域生活への移行の目標値 (P36)	目標値の「令和8年度末までの地域移行者数」に対する基準値が「令和4年度末の施設入所者数」となっているが、基準値は「令和4年度末の地域移行者数」にするべきではないか。	福祉施設から地域生活への移行の目標値については、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針」に基づき、基準値を「令和4年度末の施設入所者数」としています。	無
17	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 2(1)③地域生活支援の充実 (P37)	地域生活支援拠点事業等を早急に整備するべきではないか。 地域生活支援拠点事業等の整備に関する今後の取組について、曖昧な表現でしか示されていない箇所についても具体的な数値目標を示してはどうか。	37ページの「③地域生活支援の充実」に地域生活支援拠点事業等の整備推進に向けた具体的な指標として、地域生活支援拠点の設置箇所数やコーディネーターの配置人数の目標値を定めています。	無
18	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 2(1)⑥相談支援体制の充実・強化等 (P41)	市内の相談支援事業所のまとめ役や相談支援専門員の相談先となる基幹相談支援センターの設置が必要ではないか。(類似意見1件)	41ページの「相談支援体制の充実・強化等」に含まれていると考えています。	無
19	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 2(1)⑥相談支援体制の充実・強化等 (P41)	障がいのある方の出生時から高齢期までのトータルサポート体制を作っていく上で、相談支援機能の強化はとても重要である。キッズポートいみずが中心となって児童発達支援センターの設置を希望します。	高岡圏域（障害保健福祉圏域）の児童発達支援センターと連携を図りながら、切れ目のない支援を提供してまいります。	無
20	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 2(1)⑩障がい者総合支援協議会の機能強化 (P44)	射水市障がい者総合支援協議会に当事者の意見が反映されるよう、当事者部会を設置し、当事者の意見を聞く機会を設けるべきではないか。	射水市障がい者総合支援協議会の委員として、障がい者団体や家族会の代表者にご参加いただき、当事者の視点からご意見等をいただいています。また、障がい者団体と市長が語る会を開催し当事者の意見を聞く機会を設けています。	無
21	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 3(1)①訪問系サービス【行動援護】 (P47) 3(2)⑨移動支援事業 (P61)	新型コロナウイルス感染症が第5類感染症になり、個別の外出支援へのニーズが高まっているので、「行動援護」や「移動支援事業」の計画見込量を増やすべきではないか。	計画見込量については、これまでの利用実績と今後のニーズの増減見込みに加えて、サービスの供給量の見込みを総合的に勘案して算出しているものです。 引き続き、サービスの必要量の確保に努め、適切なサービスの利用につなげていきます。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
22	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 3(2)①理解促進研修・啓発事業等 (P56ほか)	第7期計画見込量の欄に数値が示されておらず「有」とだけ記載されている事業においても、数値目標を設定するべきではないか。	数値ではなく内容を重視し、事業の取組内容を具体的に記載しています。 記載は、県への報告様式に準じています。	無
23	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 3(2)⑨移動支援事業 (P61)	移動支援事業の利用を希望しても、市内にサービス提供できる事業所がなく、隣接する他市の事業所を利用して、希望する時間に利用できない現状である。市内に移動支援を提供する事業所が必要である。 また、県外で認められている子ども(中高生)の利用を認めてはどうか。	市内の事業所の開設に向けて、市内外の事業所に働きかけるとともに、引き続き、近隣市の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めてまいります。 利用対象者の拡大につきましては、今後調査研究をしてまいります。	無
24	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 3(3)③日中一時支援事業 (P63)	日中一時支援事業は平日以外に利用希望者が多く、そのニーズに対応できる事業所が少ない。サービス報酬に休日加算等があれば受入事業所も増えるのではないかと。(類似意見1件)	事業を推進する上で今後の参考とします。	無
25	第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 3(4)①障がい児通所支援 【放課後等デイサービス】(P65)	重症心身障がい児を受け入れることができる放課後等デイサービスが市内に不足していると思う。	40ページの「⑤障がい児支援の提供体制の整備等」に含まれていると考えております。 事業を推進する上で今後の参考とします。	無
26	第5章 計画の推進 1 計画の推進体制 2 計画の公表と周知 (P68)	前回の計画においてもPDCAサイクルに基づき計画を推進するとしていたが、今回の計画素案を見る限りでは、P(プラン)のみで終わっており、関係機関に情報が共有されず、D(実行)されないまま終わっていると感じる。 また、情報が欲しい人に十分に情報が届いておらず、情報発信・情報共有の方法に課題があると感じている。計画の「概要版」の作成だけに留まらず、情報発信・共有の方法について計画の中に盛り込んだ方がよいのではないかと。	計画の進行管理については、毎年、射水市障がい者総合支援協議会において計画の進捗状況を報告しており、その際に委員からいただいたご意見等を踏まえ、事業や計画の見直しに反映しています。 また、情報発信については、今回から新たな取組として、計画の要旨を分かりやすく取りまとめた計画の「概要版」を作成することから、「概要版」を市のホームページに掲載するとともに、出前講座などの様々な機会を活用してまいります。	無

No	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正
27	資料1 アンケート調査について (1) 障がい者アンケート結果概要	「その他」の意見についても、どのような内容があったのか記載した方がよいのではないかと。	本計画とは別に取りまとめた「障がい者福祉に関するアンケート調査結果報告書」において記載しています。	無
28	資料1 アンケート調査について (1) 障がい者アンケート結果概要	所持する障害者手帳の種類(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)ごとのアンケートの集計結果を記載してはどうか。	本計画とは別に取りまとめた「障がい者福祉に関するアンケート調査結果報告書」において記載してします。	無
29	資料1 アンケート調査について (1) 障がい者アンケート結果概要	知的障がい者へのアンケートは、設問数を減らすことで回答者率が増えるのではないかと。	次回計画策定時のアンケート調査の実施方法について検討してまいります。	無

2 第3次障がい者基本計画・第7期射水市障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)(案)
別添

**第3次射水市障がい者基本計画・
第7期障がい福祉計画
(第3期障がい児福祉計画)**

(案)

**令和6年3月
富山県 射水市**

目次

第1章	計画策定の趣旨と位置づけ	1
1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象者	4
4	計画期間	4
5	計画に関する関連法令の動向	5
第2章	計画の基本的な考え方	7
1	基本理念	7
2	計画の基本目標	8
第3章	障がい者基本計画	9
1	計画の体系	9
2	具体的な取組	10
第4章	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	29
1	障がい者の現状	29
2	福祉サービス等の現状と課題及び目標値（成果目標等）の設定	36
3	福祉サービス・事業ごとの現状と課題及び今後の見込み（活動指標）の設定	46
第5章	計画の推進	68
1	計画の推進体制	68
2	計画の公表と周知	68
資料編		69
資料1	アンケート調査について	69
資料2	第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）の策定過程	90
資料3	射水市障がい者総合支援協議会委員名簿	91
資料4	射水市障がい者総合支援協議会運営要綱	92
資料5	用語説明	94
資料6	第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）の活動指標（再掲）	100



第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の背景・趣旨

射水市（以下本市）では、障害者基本法に基づき、障がい福祉を総合的に展開するため、平成19年3月に「射水市障害者基本計画」を、平成29年3月には後継計画として「第2次射水市障がい者基本計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で共に暮らし、自分の能力を生かして平等に社会に参加できる環境づくりを目指して、様々な障がい福祉施策を推進してきました。

この間の国の障がい福祉施策については、平成23年の障害者基本法改正において目的規定に「共生社会の実現」を加える見直しが行われており、また、平成24年の障害者虐待防止法の施行、平成25年の障害者総合支援法の施行、これらの法律の施行及び改正を受けた平成26年の障害者権利条約の承認、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されています。さらには、令和3年の障害者差別解消法の改正、令和4年の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行等を踏まえ、令和5年3月には新たに「障害者基本計画(第5次)」が策定されており、障がい福祉を取り巻く情勢は大きく変化しています。

このたび、令和5年度末をもって、現行の「第2次射水市障がい者基本計画」及びその関連計画である「第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）」の計画期間が終了することから、これまでの計画の経緯や取組及び国等の動向を踏まえつつ、地域共生社会の実現をはじめとする本市の障がい福祉施策全般の方向性とその取組について記載した「第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）」を一体的に策定するものとし、障がい福祉の更なる充実を目指します。

2 計画の位置づけ

(1)障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置づけ

計画の役割や法的根拠（法律上の位置づけ）は以下のとおりです。

①障がい者基本計画

長期的視点に立った障がい福祉の施策に係る総合的な計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者基本計画にあたるものです。

②障がい福祉計画

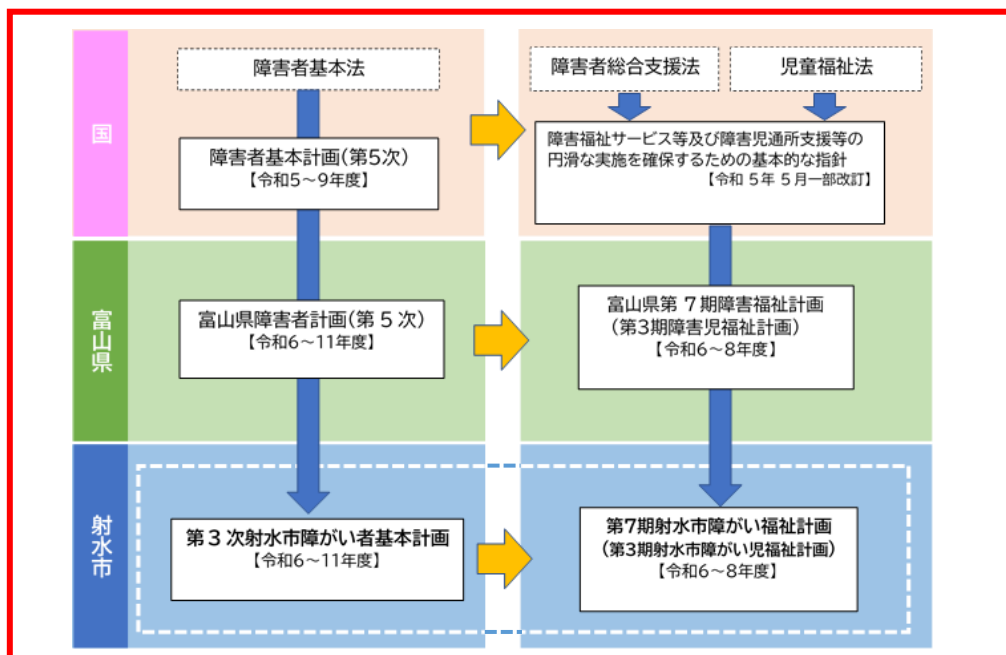
障がい者等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画にあたるものです。

③障がい児福祉計画

障がい児等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画にあたるものです。

■ 根拠法令・計画の内容

	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条 第3項 (平成23年8月5日一部改正)	障害者総合支援法 第88条 第1項 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 第33条の20 第1項 (平成30年4月1日施行)
内容	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の量と提供体制を確保するための計画

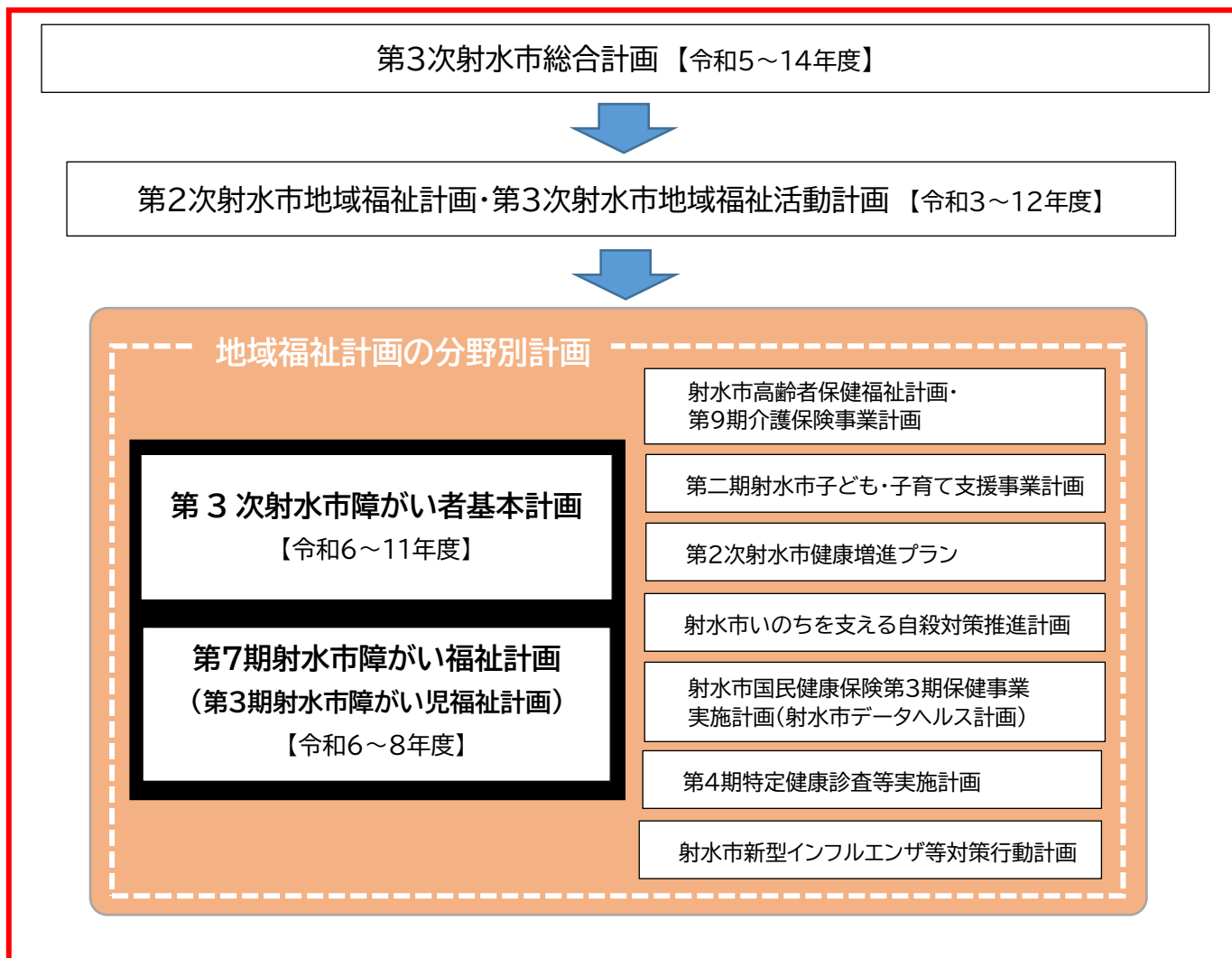


(2) 上位計画・関連計画等との関係

本計画は、市の最上位計画である「第3次射水市総合計画」及び上位計画である「第2次射水市地域福祉計画」の個別の計画に位置づけられています。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」及び県の「富山県障害者計画（第5次）」「富山県第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）」をはじめ、その他の関係計画との整合性にも留意しつつ、SDGsの理念に沿って計画を策定します。

■ 射水市の上位計画・関連計画との関係



■ SDGs 17の国際目標

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030（令和12）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17の目標が設定されています。

3 計画の対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病などにより日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象者とします。また、支援者や家族、地域等を含め、広く市民がお互いに関わり合いながら計画の実現を目指します。

【障がい者(児)の定義について】

障害者基本法では、障がい者を「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

本計画では福祉計画を定める根拠法に基づき、障がい者、障がい児は、それぞれ障害者総合支援法で規定する障がい者、児童福祉法で規定する障がい児をいいます。

4 計画期間

計画の期間は、「第3次射水市障がい者基本計画」が令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）」が令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、国の制度改定などにより障がい福祉を取り巻く状況に変化がある場合には、必要に応じて、「第8期障がい福祉計画（第4期障がい児福祉計画）」の策定に合わせて、第3次射水市障がい者基本計画についても見直しを検討することとします。

■ 計画期間

年度 計画名	平成												令和												
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
障がい者基本計画	第1次 (10年間)											第2次 (7年間)					第3次 (6年間)								
障がい福祉計画 (3年間)	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期										
障がい児福祉計画 (3年間)												第1期		第2期		第3期		第4期							

5 計画に関する関連法令の動向

近年の障がい福祉に関する関連法令の動向は、以下の通りとなっています。

年度	関連法令	概要
平成19年度	改正障害者基本法の施行	・市町村障がい者計画の義務化
平成21年度	改正障害者雇用促進法の施行	・中小企業が協働で障がい者を雇用する仕組みの創設など
平成22年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成23年度	改正障害者基本法の施行	・目的規定や障がい者の定義の見直しなど
	改正障害者自立支援法の施行	・障がい者の範囲見直しやグループホーム等利用助成の創設など
平成24年度	障害者虐待防止法の施行	・障がい者の虐待の防止に関わる国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定
	改正障害者自立支援法の施行	・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など
平成25年度	障害者総合支援法の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直しなど
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項と規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の範囲の明確化
	障害者基本計画(第3次)の策定	・基本原理の見直し、障がい者の自己決定の尊重の規定など
平成26年度	障害者権利条約の締結	・障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成27年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大
平成28年度	障害者差別解消法の施行	・障がい者を理由とする差別の解消の促進に関する基本的な事項や措置等を規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の権利に関する条約の批准に向けた対応など
	改正発達障害者支援法の施行	・発達障がい者の定義の改正、基本理念の新設など
平成30年度	障害者基本計画(第4次)の策定	・共生社会の実現を目指し、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応など
	改正障害者雇用促進法の施行	・法定雇用率の算定基礎の見直し
	障害者文化芸術促進法の施行	・障がい者が文化芸術を推進できる環境整備、支援など

年度	関連法令	概要
令和元年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握など
令和2年度	改正障害者雇用促進法の施行	・国及び地方公共団体の障がい者活躍推進計画の作成、公表など
令和3年度	改正社会福祉法の施行	・「重層的支援体制整備事業」の創設、社会福祉連携推進法人制度の創設など
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児及びその家族に対する支援など
令和4年度	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策の設定
	第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定	・成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進について記載など
令和5年度	障害者基本計画（第5次）の策定	・共生社会の実現に資する取組の推進、障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進について記載など
	改正障害者雇用促進法の施行	・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など
令和6年度	改正障害者総合支援法の施行	・就労選択支援の創設、共同生活援助（グループホーム）の支援内容の法律上の明確化、障がい者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備など
	改正児童福祉法の施行	・障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）の明確化、こども家庭センターの設置の努力義務化等
	改正障害者雇用促進法の施行	・週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者の算定特例など
	改正障害者差別解消法の施行	・事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供を義務化

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2次射水市障がい者基本計画では、障害者基本法[※]の制定目的に基づき、障がいの有無を問わず市民の一人ひとりが互いに認め合い、互いを支え合い、ともに生きるまちづくりを推進するとして、『一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水』を基本理念に掲げました。

このことは、上位計画である第2次射水市地域福祉計画の基本理念である『みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水』を下支えするものであり、SDGsの理念である「誰ひとり取り残されない社会の実現」とも合致するものです。

本計画においても、引き続き、すべての人が個性や能力を活かして、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、第2次射水市障がい者基本計画の基本理念を継承し、その実現に向けた施策を展開することとします。

基本理念

**一人ひとりが自分らしく輝き、
共に生きる思いやりのまち・射水**

※【障害者基本法 第1条(前段を抜粋)】

(目的)

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けた施策の推進にあたり、本市が進むべき姿をより具体的に示すため、国の障害者基本計画（第5次）において示された『各分野における障害者施策の基本的な方向性』等を踏まえつつ、6つの基本目標を掲げ、推進していきます。

基本目標1 権利擁護と障がいに対する理解の促進

- ・障がい者の人権の尊重や障がいに対する理解を深めることにより、あらゆる場面において障がいを理由とする差別や虐待をなくすとともに、必要かつ合理的な配慮のもと、社会的障壁が取り除かれている地域社会を目指します。

基本目標2 自立(自律)した生活の支援及び意思決定支援の推進

- ・福祉サービス、相談支援体制の充実や情報アクセシビリティの向上により、すべての人が自らの意思決定に基づき、自立（自律）した生活を送ることができる地域社会を目指します。

基本目標3 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進

- ・福祉、保育、教育、文化芸術・スポーツ、雇用等の各分野が連携しライフステージに沿った支援を切れ目なく提供する体制を構築することにより、すべての人が生涯を通じて、意欲や能力が発揮できる地域社会を目指します。

基本目標4 保健・医療の充実

- ・様々な世代を対象とした各種健診・保健指導等の実施を通じて、疾病や障がいの早期発見・早期対応や予防に取り組みます。
- ・医療費負担の軽減等により、自立（自律）した日常生活・社会生活を営むために必要な医療を安心して受け続けることができるよう取り組みます。

基本目標5 安全・安心な生活環境の整備

- ・まちづくりにおけるバリアフリー化をハードとソフトの両面から取組を推進することにより、安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現を目指します。
- ・障がい特性に配慮した防災対策・防犯対策や地域と連携した避難支援・見守りの推進により、非常時や緊急時に対する不安の解消を図ります。

基本目標6 多様なニーズに対応した支援の推進

- ・近年増加している深刻な社会的孤立や生活困窮の方、顕在化している「8050問題」や「ダブルケア」といった複雑化・複合化した課題を抱える障がい者やその家族等を包括的に支える体制を整備することにより、誰ひとり取り残されることのない地域社会を目指します。

第3章 障がい者基本計画

1 計画の体系

【基本理念】一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水

基本目標	関連施策
1. 権利擁護と障がいに対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①理解・啓発活動の推進 ②福祉教育・人権教育の推進 ③権利擁護の推進 ④虐待防止のための取組 ⑤地域で支えるネットワークの輪づくり
2. 自立(自律)した生活の支援及び意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援体制の充実 ②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ③障がい福祉サービス等の充実 ④日中活動の場づくり ⑤居住支援の充実 ⑥経済的支援の充実
3. 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①インクルーシブ教育の推進 ②文化芸術活動、スポーツ等の推進 ③社会参加の機会の充実 ④就労支援と就労の場の確保
4. 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①障がいの早期発見・早期療育の充実 ②保健・医療等の充実
5. 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 ②障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実
6. 多様なニーズに対応した支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①重層的支援体制の整備推進 ②当事者・家族への支援

2 具体的な取組

基本目標1 権利擁護と障がいに対する理解の促進

【現状と課題】

- 権利擁護の推進には、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。アンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いを経験したことがある人が依然としている状況にあります。このことから、差別の解消や障がいに対する理解の周知・啓発を重要な課題のひとつとして、取組を推進していく必要があります。また、令和6年4月から事業所に対して合理的配慮の提供が義務付けられることから、障がいに対する理解啓発と合わせて、合理的配慮に関する理解促進を図る必要があります。
- 虐待の防止については、本市への相談・通報件数は、令和元年度までは減少していましたが、近年は増加傾向にあります。このことから、関係機関との協力のもと、虐待を未然に防止する取組を推進する必要があります。
- 8050問題や親なき後の問題に代表される介護者の高齢化に伴い、福祉サービスを選び、決定することが困難な人を支援する成年後見制度の必要性は高まると考えられます。アンケート調査では、成年後見制度を知らない人が約4割であったことから、制度の更なる周知と利用促進及び制度を支える担い手の育成を図る必要があります。
- 障がい者及びその家族の高齢化により、今後、社会的孤立に陥る人が増加することが懸念されます。社会的孤立を防ぐためにも、地域とのつながりを構築し維持していくためには、地域におけるさまざまな支援活動のネットワークの更なる充実を図る必要があります。

【主要施策】

①理解・啓発活動の推進（主要施策 No.001）

- 「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害者総合支援法」等に関する啓発・広報を図り、障がい者の人権が尊重される社会づくりを推進します。[事業 No. 001](#)
- 令和6年4月1日からの改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業所における合理的配慮の提供が義務化されることから、改正法の理念及び合理的配慮に関する啓発・広報を図ります。
[事業 No. 002](#)
- 「障がい者週間」等の機会を通じて、障がいに対する理解を深める啓発・広報を図るとともに、障がい者、障がい者団体や障がい者施設が行うイベントや行事を通じた交流の場の創出を支援します。[事業 No. 003～No. 004](#)
- ヘルプマーク等の普及啓発に努め、内部系障がいに対する理解促進を図ります。[事業 No. 005](#)
- 市職員や民生委員・児童委員等を対象として、障がい特性や特性に合わせた配慮についての理解を深めるための研修を実施します。[事業 No. 006～No. 007](#)

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
001	障がい福祉に関する市政出前講座の開催	社会福祉課
002	改正障害者差別解消法に関する広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発	社会福祉課
003	世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間等の広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発	社会福祉課
004	障がい者週間にあわせた障がい福祉事業所による作品展示や物販コーナーの開催	社会福祉課
005	ヘルプマーク等の窓口での配布及び普及啓発	社会福祉課
006	市職員の手話講習の受講 新規採用職員研修での手話講習の実施	人事課
007	民生委員・児童委員研修会の開催	地域福祉課

②福祉教育・人権教育の推進（主要施策 No.002）

- 障がいへの理解や人権に対する意識を深めるため、市政出前講座の開催等の啓発活動を通じて、障がい者の人権が尊重される社会づくりを推進します。[事業 No. 008～No. 009](#)
- 学校等における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会の充実を図ります。[事業 No. 010～No. 011](#)

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
008	障がい福祉に関する市政出前講座の開催【再掲】	社会福祉課
009	世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間等の広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発【再掲】	社会福祉課
010	小中学校における総合的な学習や道徳の時間を活用した人権・福祉教育の推進	学校教育課
011	社会に学ぶ14歳の挑戦事業における福祉施設での職業体験	学校教育課

③権利擁護の推進（主要施策 No.003）

○財産の保安全管理、各種申請や契約等の法律行為について支援が必要な人が安心して地域の中で自立(自律)した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、無料法律相談窓口の開設や成年後見制度の利用支援及び普及促進に取り組みます。また、制度を支える市民後見人の養成を図ります。

事業 No. 012～No. 014

○尊厳や人権の侵害に苦しんでいる人を救済するため、関係機関と連携し、人権相談窓口を開設します。事業 No. 015

○障がい者が自らの意思に基づき、選挙に係る権利が行使できるよう、引き続き、障がい特性に配慮した投票環境の整備に取り組みます。事業 No. 016

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
012	成年後見制度利用支援	社会福祉課
013	「呉西地区成年後見センター」による成年後見制度の利用促進、相談会の開催及び市民後見人養成講座等の周知	地域福祉課 社会福祉課
014	無料法律相談の実施	総務課
015	特設人権相談所の開設	市民活躍・文化課
016	郵便投票や点字投票等の選挙権行使の支援	総務課（選挙管理委員会）

④虐待防止のための取組（主要施策 No.004）

○関係機関と連携しながら虐待防止の啓発に努めるとともに、虐待の予防を図り、虐待が発生した場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援に努めます。事業 No. 017～No. 021

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
017	射水市障がい者虐待防止センターでの通報・相談に係る対応	社会福祉課
018	障がい者緊急一時入所の確保	社会福祉課
019	射水市障がい者差別解消支援地域協議会及び障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催	社会福祉課
020	要保護児童対策協議会の開催	子育て支援課
021	障害者虐待防止法に関する広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発	社会福祉課

⑤地域で支えるネットワークの輪づくり（主要施策 No.005）

○当事者やその家族にとって身近な相談先・支援者である障がい者団体の活動を支援します。

事業 No.022

○社会福祉協議会を軸として、関係機関が連携し、ボランティアのきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がい者とのふれあいや支えあい活動へのボランティア参加を進めます。

事業 No.023

○地域福祉の担い手の確保・育成、地域の身近な課題の解決、より良いまちづくりのため、協働のパートナーである地域振興会との連携強化を図ります。事業 No.024

○地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組むケアネット活動の充実を図るため、地域の関係者と保健、医療、福祉の関係者とのネットワークづくりを推進します。事業 No.025

○NPO 法人の設立支援や NPO 法人と関係機関や地域との連携・協働の推進を図ることで、新たな支援のネットワークづくりを推進します。事業 No.026～027

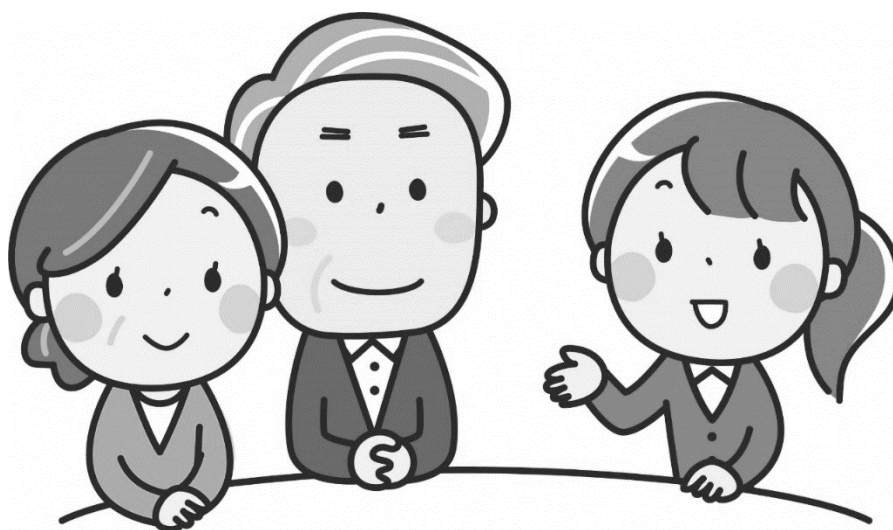
【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
022	障がい者団体への活動費の補助	社会福祉課
023	射水市社会福祉協議会との連携によるボランティアセンター・ボランティアステーションの体制強化	地域福祉課
024	地域支え合いネットワーク事業を通じた地域振興会等との連携強化	地域福祉課
025	社会福祉協議会が実施するケアネット活動に対する事業支援	地域福祉課
026	NPO法人設立支援費用の補助	市民活躍・文化課
027	NPOポータルサイトを通じた情報発信	市民活躍・文化課



基本目標2 自立(自律)した生活の支援及び意思決定支援の推進

- 障がいのある人が、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき地域社会で生活することが求められています。アンケート調査では、日常生活について満足している人は、約4割であったことから、障がい者が地域の中で自立(自律)した生活を営むことができるよう、各種障がい福祉サービスの周知とその内容の充実や住まいの安定提供等のニーズに応える取組が重要であると考えます。また、障がいの種別、年齢、生活状態の違いなどによる多様な支援ニーズに対応した相談支援が、安心して気軽に利用できるよう、相談支援事業の機能強化と体制の充実を図る必要があります。
- 一人ひとりが適切に意思決定を行うためには、障がい特性にかかわらず、支援ニーズに応じた情報を円滑に取得し、かつ本人が希望に沿って利用するなど、本人の意思を表明できる環境を整備する必要があります。本市では、障がい者サービスガイドブックの発刊や広報紙、ホームページなどを通じて、サービスや制度に関する情報提供に努めています。また、意思疎通支援の観点から、点字、音声や手話などによる情報伝達手段の充実を図っています。今後は、障がい者の情報の入手方法や求める内容は、障がい特性や年齢により異なることから、情報へのアクセス環境や発信する内容等について、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、ICT、IoT等の活用により申請手続きの負担軽減を図るなど、DXを推進します。



【主要施策】

①相談支援体制の充実（主要施策 No.006）

- 一人ひとりの障がい特性に応じて必要とするサービスに的確につながられるよう、指定相談支援事業所の支援力向上に努めます。事業No.028
- 増大化、複雑・多様化する計画相談支援等へのニーズに対応するため、地域の相談支援事業の中核となる基幹相談支援センターに関する調査・研究を進めます。事業No.029
- 様々な場面において障がい者やその家族が抱える困難や生きづらさに対応するため、支援ニーズに応じた相談窓口の充実を図るとともに、支援者の養成や資質・専門性の向上に努めます。事業No.030～042

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
028	障がい者(児)福祉サービス(計画相談支援及び障がい児相談支援)の提供	社会福祉課
029	基幹相談支援センターに関する調査・研究	社会福祉課
030	地域活動支援センターでの相談・支援	社会福祉課
031	孤立防止活動支援事業による訪問等の実施	社会福祉課
032	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び地域相談員による相談・支援	社会福祉課
033	ひきこもりサポーター養成講座の実施	社会福祉課
034	ふくし総合相談センターすてっぷでのアウトリーチ支援員の配置	社会福祉課
035	民生委員・児童委員研修会の開催【再掲】	地域福祉課
036	育児相談の実施	保健センター
037	こころの健康相談の実施	保健センター
038	子ども発達相談室での相談・支援	保健センター
039	ゲートキーパー養成講座の実施	保健センター
040	子どもの悩み総合相談室での相談・支援	子育て支援課
041	地区相談会での相談・支援	学校教育課
042	教育相談の実施	学校教育課

②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実（主要施策 No.007）

○一人ひとりの支援ニーズに応じた情報提供に努め、サービス等の周知や利用促進を図ります。

事業 No. 043

○手話通訳者等や要約筆記者の派遣、窓口の手話通訳の配置等を通じて、意思疎通支援の充実を図ります。事業 No. 044～046

○障がい特性に配慮し、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、手話や点字等による行政情報等の提供を推進します。事業 No. 047～050

○DX を活用したオンライン市役所やスマート窓口を推進し、申請手続き等の負担軽減を図ります。

事業 No. 051～052

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
043	障がい者サービスガイドブックの発刊	社会福祉課
044	意思疎通支援事業（手話通訳者等や要約筆記者の派遣）	社会福祉課
045	聴覚障がい者との会話が可能となる磁気ループやタブレットの窓口への設置	社会福祉課
046	窓口の手話通訳の配置	人事課
047	点字・声の広報等の発行	社会福祉課
048	アクセシビリティに配慮した広報いみず及び市ホームページ・SNSの作成	未来創造課
049	市長の記者会見などのケーブルテレビでの手話通訳付き広報番組の提供	未来創造課
050	録音図書・点字図書・拡大本の貸出	生涯学習・スポーツ課
051	LINEを活用したオンライン市役所の推進	未来創造課
052	スマート窓口の推進【新】	市民課



③障がい福祉サービス等の充実（主要施策 No.008）

○障がい者やその家族にサービスや制度の周知を図るとともに、それぞれの状態に応じた適切なサービスの利用を促進します。あわせて、障がい者の生活を支える用具を適切に給付します。

事業 No. 053～057

○射水市障がい者総合支援協議会の各専門部会での情報の共有や課題検討等を通じて、サービスの充実につなげます。事業 No. 058

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
053	障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付及び相談支援）の提供	社会福祉課
054	障がい児福祉サービス（障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援）の提供	社会福祉課
055	地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援及び訪問入浴サービス）の提供	社会福祉課
056	補装具費の支給、日常生活用具及びおむつの給付	社会福祉課
057	富山型デイサービス施設支援事業費補助金の交付	社会福祉課
058	射水市障がい者総合支援協議会 専門部会の活動の充実	社会福祉課

④日中活動の場づくり（主要施策 No.009）

○生活の質の向上、生きがいづくりや安心して過ごせる居場所につながる様々な活動について、これらの活動に関する周知を行うとともに、活動の場の提供や個別の支援を通じて、活動に参加しやすい環境の整備に取り組みます。事業 No. 059～062

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
059	地域活動支援センターでの創作的活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流促進に関する事業の実施	社会福祉課
060	障がい者団体が実施するスポーツ・レクリエーション活動に対する補助	社会福祉課
061	ふくし総合相談センターすてっぷによるすてっぷカフェの開催	社会福祉課
062	公共施設使用料等の減免	（施設の所管課）

⑤居住支援の充実（主要施策 No.010）

- 住み慣れた地域で引き続き安心して生活できるよう、グループホーム（共同生活援助）の整備を促進します。また、在宅での生活を継続できるよう、生活環境の維持に必要な住宅改造に係る費用の一部を補助します。[事業 No.063～064](#)
- 障がい者の住まいの安定確保を図るため、市営住宅の入居要件の緩和等、障がい者の優先的な入居について配慮します。[事業 No.065](#)

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
063	障がい者グループホーム整備事業補助金の交付	社会福祉課
064	在宅重度障害者住宅改善費補助金の交付	社会福祉課
065	市営住宅への優先入居に関する配慮	建築住宅課

⑥経済的支援の充実（主要施策 No.011）

- 障がい者やその家族の経済的な負担や不安の軽減を図るため、各種福祉手当の支給や市税・公共料金の減免等により生活の安定を図るとともに、障害年金やその他割引制度等の周知及び窓口での事務手続きの援助を行います。[事業 No.066～072](#)

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
066	各種福祉手当の支給	社会福祉課
067	心身障害児通園通院等介護助成金の給付	社会福祉課
068	水道料金の減免	上下水道業務課
069	軽自動車税の減免	課税課
070	NHK放送受信料の減免申請の受付	社会福祉課
071	有料道路障がい者割引の申請事務補助・受付	社会福祉課
072	障害年金に係る一部申請手続きの市窓口での受付	保険年金課

基本目標3 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進

【現状と課題】

- 誰もが生涯を通じて意欲や能力が発揮できるよう福祉、保育、教育、文化芸術・スポーツ、雇用等のあらゆる分野において、ライフステージに沿った支援が切れ目なく提供される体制の充実を図る必要があります。
- 学校教育においては、障がいの有無にかかわらず、児童生徒が可能な限り共に学び、一人ひとりの状態や発達段階に応じた適切な教育を受けるインクルーシブ教育に対応した多様で柔軟な受入体制の充実が求められています。また、保育園・幼稚園においても同様に、医療的ケア児などの特別な配慮を必要とする乳幼児の受入体制の充実が求められています。乳幼児期から学齢期まで切れ目ない支援を継続して提供するためにも、受入体制の充実とあわせて、関係機関において支援情報等が適切に引き継がれる体制づくりを進める必要があります。
- 雇用・就労においては、働く意欲のある障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、就労に必要な技能の習得に向けた訓練やきめ細やかな相談支援などの支援体制の充実を図る必要があります。また、多様な就業の機会を創出するとともに、低廉な状況が続いている就労継続支援 B 型事業所の工賃について、その向上を支援するため、優先調達等を推進し、施設で働く障がい者の経済的自立と働く意欲の向上につなげる必要があります。

【主要施策】

①インクルーシブ教育の推進（主要施策 No.012）

- 一人ひとりの発達段階、障がい特性や教育ニーズに応じた学びの場を提供するため、特別支援教育の充実を図ります。[事業 No. 073～075](#)
- 学校における人権教育・福祉教育を推進し、共に学ぶ環境の醸成を図ります。[事業 No. 076](#)
- 保護者の経済的負担の軽減を図り、教育環境の充実につなげます。[事業 No. 077](#)
- 医療的ケア児などの特別な配慮を必要とする子どもが、障がいがない子どもと同じ場で乳幼児期から学齢期までともに育ち・学べるよう、合理的配慮に基づく受入体制や施設等の整備を推進します。[事業 No. 078～081](#)
- 学習の遅れを支援する学習サポーターやこころの問題に対応するスクールカウンセラーの配置により、一人ひとりの困難や生きづらさといった問題に対して早期発見・早期対応できる体制の整備に努めます。[事業 No. 082～083](#)
- 市関係課や関係機関・施設等と連携し、地区相談会を開催するなど、相談機会の充実を図ります。[事業 No. 084～085](#)

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
073	特別支援学級の開級及び通級指導教室の開設	学校教育課
074	特別支援教育コーディネーターの配置	学校教育課
075	特別支援教育指導員の配置	学校教育課
076	小中学校における総合的な学習や道徳の時間を活用した 人権・福祉教育の推進【再掲】	学校教育課
077	特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課
078	要配慮児童生徒等在籍校及び進学予定校の学校施設の整備	学校教育課
079	特別支援教育に係る教材教具の充実	学校教育課
080	医療的ケアが必要な児童生徒在籍校への看護師の配置	学校教育課
081	医療的ケア児の在籍する保育園への看護師の配置	子育て支援課
082	学習サポーターの配置	学校教育課
083	スクールカウンセラーの配置	学校教育課
084	地区相談会での相談・支援【再掲】	学校教育課
085	教育相談の実施【再掲】	学校教育課

②文化芸術活動、スポーツ等の推進（主要施策 No.013）

○生活のゆとりやうるおいを高めるための文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。事業No.086～087

○パラスポーツの普及促進により、誰もが共にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。事業No.088

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
086	障がい者団体が実施する文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する補助【再掲】	社会福祉課
087	障がい者スポーツ大会参加選手への支援	社会福祉課
088	体験会の開催などによるパラスポーツの普及促進	生涯学習・スポーツ課

③社会参加の機会の充実（主要施策 No.014）

- 文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する各種支援を通じて、交流・ふれあいを促進します。[事業 No. 089～090](#)
- ひとりでの外出が困難な障がい者等の移動を支援する各種サービスについて、制度の周知と利用促進を図ります。[事業 No. 091](#)
- 各種利用券の交付や運賃の割引により、経済的な負担軽減を図り、外出機会の促進を図ります。[事業 No. 092～094](#)

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
089	地域活動支援センターでの創作的活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流促進に関する事業の実施【再掲】	社会福祉課
090	障がい者団体が実施する文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する補助【再掲】	社会福祉課
091	地域生活支援事業（移動支援）の実施 障がい福祉サービス（行動援護、同行援護）の提供	社会福祉課
092	福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の交付	社会福祉課
093	車いす対応タクシー券の交付	地域福祉課
094	コミュニティバス等運賃の障がい者割引の実施	生活安全課

④就労支援と就労の場の確保（主要施策 No.015）

- 障がい者がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、障がい福祉サービス事業所や関係機関と連携し、就労に必要な技能の習得に向けた訓練や就労定着に係る支援の充実を図ります。[事業 No. 095～096](#)
- 障害者雇用奨励金の給付や農福連携・商福連携の推進等により、多様な就労機会の創出に取り組みます。[事業 No. 097～099](#)
- 市内の障がい者が就労する施設等からの優先的な受注に努めることや庁舎等での製品の販売機会の提供等を通じて、工賃水準の向上を支援します。[事業 No. 100～101](#)
- 射水市障がい者活躍推進計画に基づき、市職員の障がい者雇用率の向上に取り組みます。[事業 No. 102](#)

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
095	指定特定相談支援給付・自立支援給付（就労継続支援、就労移行支援・就労定着支援・就労選択支援）の提供	社会福祉課
096	就労移行支援事業所の通所者への更生訓練費の支給	社会福祉課
097	農福連携の推進に向けた機運の醸成	農林水産課 社会福祉課
098	商福連携の推進に向けた機運の醸成	商工企業立地課 社会福祉課
099	障害者雇用奨励金の交付	商工企業立地課
100	「障がい者就労施設等からの優先調達方針」の策定及び優先調達の促進	社会福祉課
101	庁舎での障がい者就労施設等による物販の機会の提供	社会福祉課
102	市職員の障がい者雇用の推進	人事課



基本目標4 保健・医療の充実

【現状と課題】

- 障がいの原因となる疾病等の予防・早期治療につなげるため、引き続き、検診、健康診査・保健指導等の充実に取り組むことが重要です。本市では、妊産婦・乳幼児・児童に対する健康診査及び保健指導、新生児聴覚スクリーニング等の適切な実施とともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見・早期治療、発達の遅れ等の早期療育につなげるよう努めています。また、成人については、生活習慣の改善を図る取組、健康診査・保健指導の実施等により、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防に努めています。今後は、多様なニーズに対応するため、医療的ケア児に対する支援や精神障がい者の地域移行の推進に関する体制の充実を図る必要があります。
- 障がい児については、成長段階に応じて様々な機関が関係するため、乳幼児期から学齢期までの支援情報等が適切に引き継がれることで切れ目ない支援を展開するとともに、障がい児や保護者が継続的に相談や支援を受けることができる体制の充実が必要です。
- 障がい者が自立(自律)した生活を送るためにも、医療費等の経済的負担の軽減を図り、適切な医療やリハビリテーションを安心して受けることができる体制づくりが重要です。本市では、障がい者等医療費助成制度の対象者の拡充を行うなど、制度の充実に取り組んでいます。

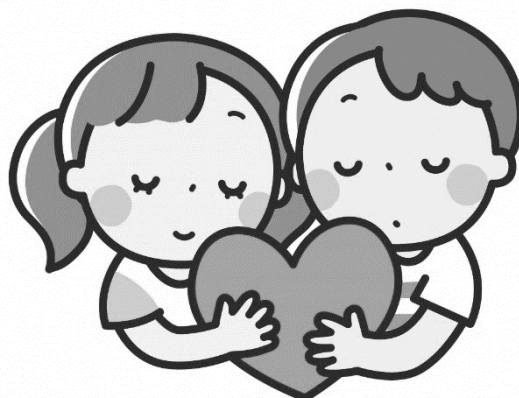
【主要施策】

①障がいの早期発見・早期療育の充実（主要施策 No.016）

- 各種健康診査や保健指導等の充実により、障がいの原因となる疾病等を予防し、障がいの早期発見と早期治療につなげます。事業 No. 103～110
- 乳幼児の心身障がいや発達の遅れについて、親子教室等を通じて保護者の不安の解消及び障がいに関する知識や理解の啓発を図るとともに、適切な個別支援や福祉サービス等の提供により、障がい児に対する療育の充実につなげます。事業 No. 111～115
- 関係機関が連携を図ることで、乳幼児期から学齢期まで一貫した療育につなげます。事業 No. 116～118

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
103	各種健康診査の実施	保健センター
104	各種検診の実施	保健センター
105	特定健康診査の実施	保険年金課
106	乳幼児・妊婦健康診査の実施	保健センター
107	新生児訪問の実施	保健センター
108	新生児聴覚検査費用の助成	保健センター
109	未熟児訪問の実施	保健センター
110	就学時健康診断の実施	学校教育課
111	障がい児福祉サービス(障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援)の提供【再掲】	社会福祉課
112	幼児ことばの教室の設置	保健センター
113	医療的ケア児等コーディネーターの配置	保健センター
114	子ども発達相談室 保護者支援講座「しえあタイム」の開催	保健センター
115	子ども発達相談室「おしゃべりほっとサークル」の開催	保健センター
116	保育園・幼稚園巡回指導及び障がい児ケース会議の開催	子育て支援課
117	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場への参加	保健センター
118	教育相談の実施【再掲】	学校教育課



②保健・医療等の充実（主要施策 No.017）

- 障がいの程度を軽減し、地域の中で自立(自律)した生活を送ることができるよう、医療費助成等による経済的な負担軽減を図り、適切な医療やリハビリテーションを安心して受けることができる体制の構築に努めます。**事業 No.119～121**
- こころの健康に関する知識の普及や生きづらさを抱える人に対して初期の段階で支援につなげるよう支援機関等の周知に努めます。**事業 No.122**
- 関係機関との連携により、精神障がい者の地域移行を支援体制の強化を図ります。**事業 No.123**
- 射水市民病院の専門外来につなげることで、こころの問題や発達に遅れのある子どもの早期受診に努めます。**事業 No.124**

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
119	重度心身障がい者等医療費の助成	社会福祉課
120	自立支援医療費(育成医療、更生医療及び精神通院医療)の支給	社会福祉課
121	通院を支援する移送サービス事業の実施	地域福祉課
122	こころの健康づくりやうつ病・自殺予防に関するリーフレットの作成・配布	保健センター
123	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム支援事業連絡会への参加	社会福祉課
124	「子どものこころの外来」での診療	経営管理課 (射水市民病院)



基本目標5 安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

- 障がい者の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、乗り降りしやすい公共交通、憩いや交流の場となる公園整備など、障がい者やその家族が利用しやすさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。外出時の安全・安心につながる、道路、公共施設や公共交通等のバリアフリー化を推進するとともに、ゆずりあいパーキング利用証の普及啓発など、バリアフリー意識の醸成につながる取組を推進する必要があります。
- アンケート調査では、風水害や地震等の災害時に一人で避難できない人は約4割いることが分かりました。また、射水市災害時要援護者台帳制度を知らない人は約5割いることが分かりました。障がい特性によっては避難が遅れて取り残されるリスクを抱えている可能性があり、また、長期間避難所等に留まることを余儀なくされた際には、障がい特性に応じた環境の配慮を必要とする人がいます。一人暮らし又は高齢者のみの世帯で自力避難が困難な人や家族の不在時に災害が発生した場合などに備えて、日頃から災害時の適切な情報提供や避難誘導について地域との連携を図る必要があります。また、福祉避難所の整備など、障がい特性や医療的ケアが必要なことから避難生活に困難を伴う人に配慮した体制の整備を進める必要があります。
- 障がい特性によっては、犯罪に対する知識や認識に乏しく、犯罪被害に巻き込まれやすい人がいます。また、犯罪被害にあった際に適切な対応を取ることが困難な人もいます。このことから、関係機関と連携を図りながら防犯対策の充実を図る必要があります。

【主要施策】

①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進（主要施策 No.018）

- まちづくりにバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることにより、日常生活のあらゆる場面において、誰もが自由に使いやすく利用できる生活空間の整備を図ります。

事業 No.125～130

- ゆずりあいパーキング利用証の普及啓発を通じて、バリアフリー意識の向上など、障がいに対する理解促進に取り組みます。事業 No.131

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
125	市道の段差解消や障害物の除去の推進	道路課
126	市道の誘導（点字）ブロックの整備	社会福祉課
127	公園のインクルーシブ遊具の整備、トイレや駐車スペース等のバリアフリー化の推進【拡充】	都市計画課
128	市営住宅の長寿命化に合わせて、障がい者等が安全・安心して居住できるように可能な改善を検討	建築住宅課
129	要配慮児童生徒在籍校及び進学予定校への学校施設の整備【再掲】	学校教育課
130	コミュニティバス等の車両更新時における乗降しやすい車両の導入促進	生活安全課
131	ゆずりあいパーキング利用証の窓口での配布及び普及啓発	社会福祉課

②障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実（主要施策 No.019）

- 自力での避難が困難などの理由により災害時に配慮が必要な障がい者の把握に努めるとともに、避難誘導について地域との連携体制の構築を図ります。[事業 No. 132～133](#)
- 障がい特性に配慮した福祉避難場所の整備を推進します。[事業 No. 134](#)
- 災害を想定した避難訓練等の充実に取り組みます。[事業 No. 135～136](#)
- 災害時や緊急時の情報取得や消防・救急への緊急通報について、障がい特性に対応した体制の整備を図ります。[事業 No. 137～138](#)
- 関係機関と連携を図り、犯罪に巻き込まれないための対策及び犯罪被害にあった場合の早期対応に努めます。[事業 No. 139](#)

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
132	避難行動要支援者名簿の整備と地域への提供	地域福祉課 社会福祉課
133	避難行動要支援者支援制度に基づく個別避難計画の策定	地域福祉課 社会福祉課
134	福祉事業所との災害時協定の締結による福祉避難所の開設	地域福祉課 社会福祉課
135	総合防災訓練の実施	総務課
136	水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練への支援	総務課 社会福祉課
137	防災・緊急メールの配信	総務課
138	NET119緊急通報システムの運用	消防本部
139	消費生活相談の実施	生活安全課

基本目標6 多様なニーズに対応した支援の推進

【現状と課題】

○少子高齢化や少人数世帯の増加、「8050問題」や「ダブルケア」といった、複雑化・複合化した課題を抱える世帯がみられるなど、家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。また、人口減少、非正規雇用の拡大、コミュニティー機能の低下など、社会構造の変化を背景として地域における結びつきが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加など、課題が深刻化している例も見られています。これまでのような、子ども・障がい・高齢者・介護・生活困窮などといった要支援者の属性ごとに分かれていた支援体制では、必要な支援が届かない状況にある人がいます。このことから、包括的な相談支援体制の構築、全庁的な体制整備、制度の狭間の課題解決等の施策を進め、地域住民、関係団体・関係機関、行政等が協力して地域共生社会の実現に向けて取り組む「重層的支援体制」の整備推進を図る必要があります。

【主要施策】

①重層的支援体制の整備推進（主要施策 No.020）

○複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援の体制として、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施することとしています。

事業No	事業・取組	担当課
140	重層的支援体制の整備推進【新】	地域福祉課 社会福祉課 子育て支援課 保健センター ほか関係各課

②当事者・家族への支援（主要施策 No.021）

○制度の狭間にある様々な課題を抱えている当事者や家族を支える体制を整備するため、支援内容の充実及び支援者の養成や資質・専門性の向上に努めます。事業No. 141～142

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
141	ふくし総合相談センターすてっぷによる、ひきこもり相談会やすてっぷカフェ家族会の開催	社会福祉課
142	ヤングケアラーの早期発見・早期支援	子育て支援課

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい者の現状

(1) 人口・世帯数・障がい者手帳所持者数

令和5年4月1日における本市の人口は、91,067人となっています。

そのうち、障がい者手帳の所持者数（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の合計）は、4,782人（重複含む。）で、人口に占める手帳の所持者の割合は、5.3%となっています。

人口については、年々減少傾向で推移していますが、障がい者手帳所持者数は令和3年に減少しましたが、令和4年以降ほぼ横ばいとなっています。

■ 人口・世帯数・障がい者手帳所持者数の推移

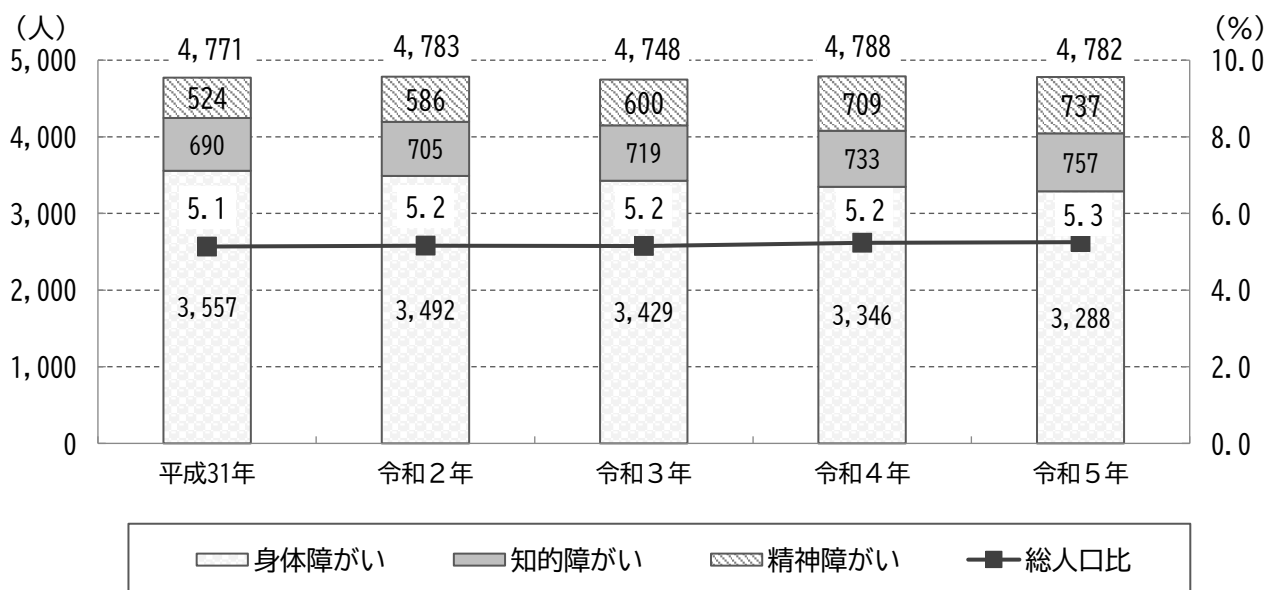
区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	92,867	92,689	92,130	91,458	91,067
世帯数（戸）	35,225	35,809	36,125	36,162	36,600
障がい者手帳※ 所持者数（人）	4,771	4,783	4,748	4,788	4,782

資料：射水市ホームページ 住民基本台帳人口、世帯数（外国人含む。）各年4月1日現在

障がい者手帳所持者数：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

※障がい者手帳：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

■ 障がい者手帳所持者数の推移と総人口比



資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

(2) 身体障がい者・児の状況

①等級等

身体障がい者手帳所持者の状況をみると、平成31年は3,557人でしたが、令和5年は3,288人となっています。

令和5年の手帳所持者の等級割合をみると、1級（28.3%）が最も高く、次いで4級（24.8%）となっています。また、1級・2級を合わせると1,397人となり、身体障がい者手帳所持者全体の42.5%を占めています。

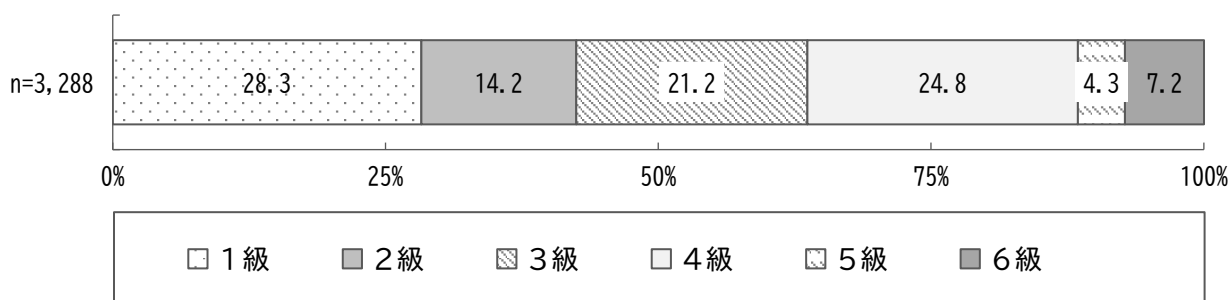
■ 身体障がい者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	926	911	921	932	930
2級	523	513	502	490	467
3級	821	806	784	730	696
4級	871	849	832	812	815
5級	167	159	145	141	142
6級	249	254	245	241	238
合計	3,557	3,492	3,429	3,346	3,288

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

■ 令和5年 身体障がい者手帳所持者の等級割合



資料：射水市社会福祉課 4月1日時点

②障がいの種別

令和5年の障がいの種別をみると、肢体不自由者が最も多く1,504人(45.7%)、次いで内部障がい者が1,230人(37.4%)となっています。

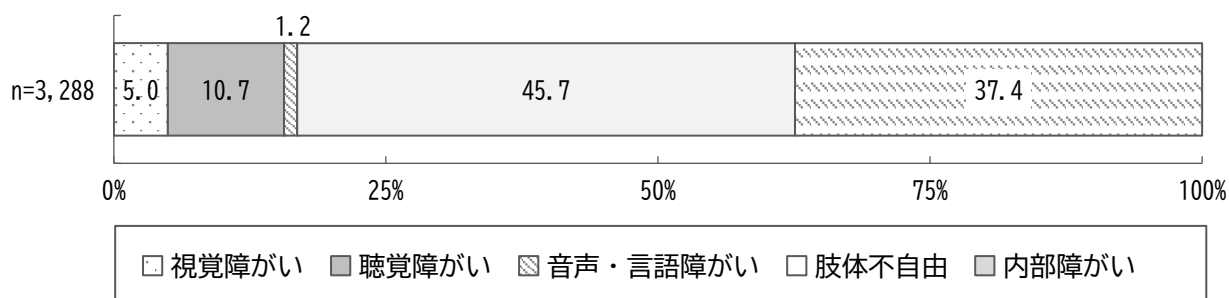
■ 障がい種別ごとの身体障がい者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	190	193	183	173	163
聴覚・平衡機能障がい	377	380	376	364	351
音声・言語・そしゃく機能障がい	44	43	41	40	40
肢体不自由	1,732	1,654	1,597	1,547	1,504
内部障がい	1,214	1,222	1,232	1,222	1,230
合計	3,557	3,492	3,429	3,346	3,288

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

■ 令和5年 身体障がい者手帳所持者の障がい種別ごとの割合



資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

③年齢区分別

年齢区分別でみると、令和5年では65歳以上が2,497人(75.9%)、18歳以上65歳未満が734人(22.4%)、18歳未満が57人(1.7%)となっています。令和5年と令和2年との比較では、年齢区分別の構成比は、ほぼ変化はありません。

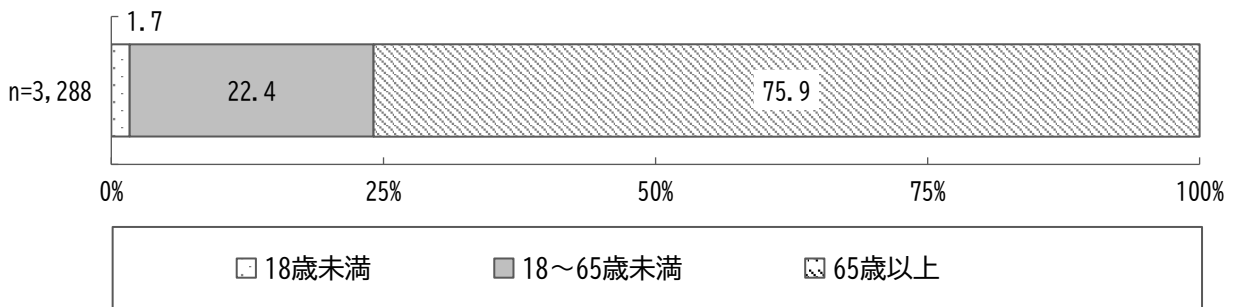
■ 障がい等級別・年齢区分別の身体障がい者手帳所持者数の状況

単位：人

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	令和2年	33	13	7	4	0	3	60
	令和5年	32	9	9	5	0	2	57
18～65歳未満	令和2年	260	136	156	127	41	49	769
	令和5年	273	130	126	125	36	44	734
65歳以上	令和2年	618	364	643	718	118	202	2,663
	令和5年	625	328	561	685	106	192	2,497
合計	令和2年	911	513	806	849	159	254	3,492
	令和5年	930	467	696	815	142	238	3,288

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

■ 令和5年 身体障がい手帳所持者の年齢の割合



(3) 知的障がい者・児の状況

療育手帳所持者の状況を見ると、平成31年はA（重度）が265人（38.4%）、B（中・軽度）が425人（61.6%）でしたが、令和5年はA（重度）が275人（36.3%）、B（中・軽度）が482人（63.7%）となっています。

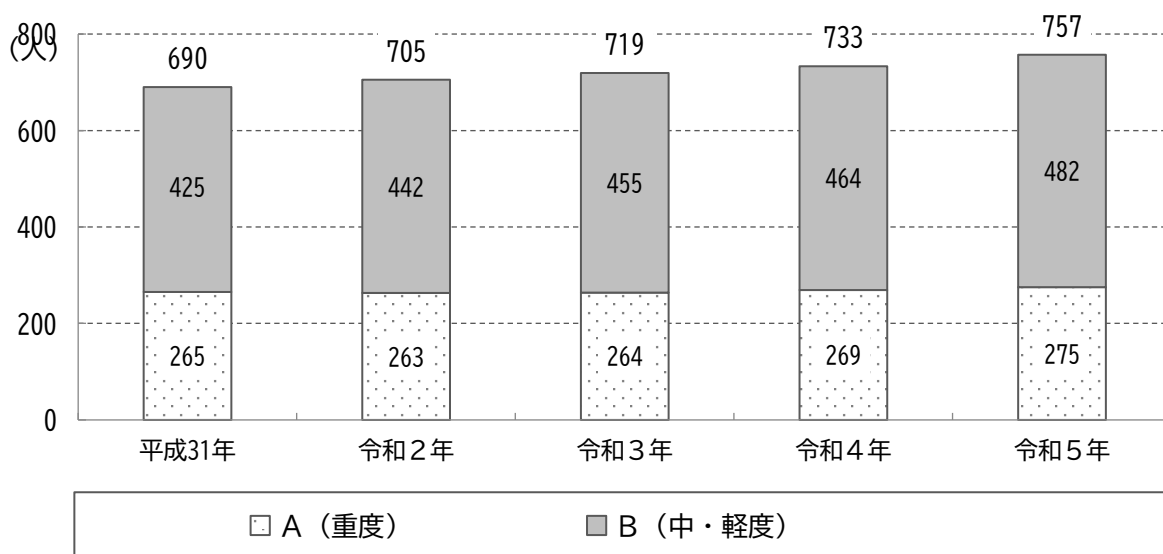
療育手帳所持者は年々増加しており、平成31年から5年間で67人増加しており、その内訳は、A（重度）が10人、B（中・軽度）が57人となっています。

■ 療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A（重度）	265	263	264	269	275
B（中・軽度）	425	442	455	464	482
合計	690	705	719	733	757

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点



資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

(4) 精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況をみると、平成31年は1級が44人(8.4%)、2級が369人(70.4%)、3級が111人(21.2%)でしたが、令和5年は1級が61人(8.3%)、2級が463人(62.8%)、3級が213人(28.9%)となっています。

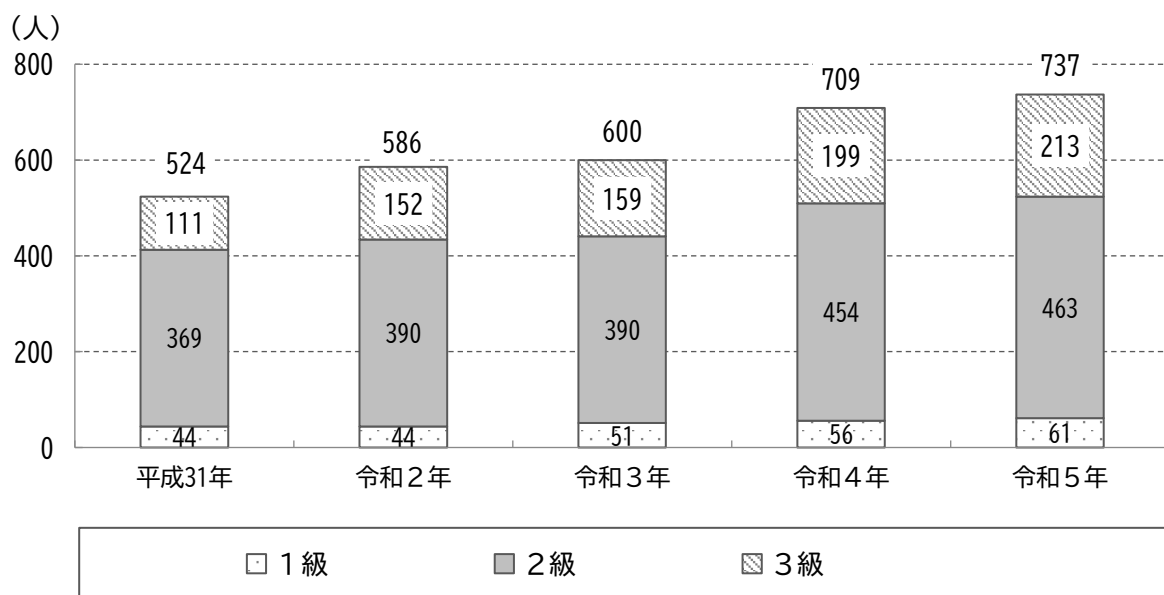
精神障がい者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、平成31年から5年間で213人増加し、特に3級の所持者は約2倍になっています。

■ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	44	44	51	56	61
2級	369	390	390	454	463
3級	111	152	159	199	213
合計	524	586	600	709	737

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点



資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

(5) 障がい支援区分認定者の状況

障がい支援区分認定者の認定期間は最長 36 か月です。各年知的障がい者の認定が最も多くなっています。

また、精神障がい者保健福祉手帳の取得者が年々増加していますが、障がい支援区分の認定者の増加はゆるやかです。その理由として、精神障がい者においては、障がい支援区分認定を必要としない就労系サービスの利用者が多いことが要因と考えられます。

■ 区分ごとの障がい支援区分認定者数の推移

単位：人

区 分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	令和2年	0	0	2	4	7	13	26
	令和3年	0	2	1	4	2	16	25
	令和4年	0	0	2	5	3	10	20
知的	令和2年	0	2	5	10	19	42	78
	令和3年	0	1	6	9	20	41	77
	令和4年	0	2	0	10	11	40	63
精神	令和2年	0	1	2	0	3	0	6
	令和3年	0	3	4	7	3	3	20
	令和4年	0	2	6	3	2	1	14
身体 知的	令和2年	0	0	0	3	3	25	31
	令和3年	0	0	0	2	1	22	25
	令和4年	0	0	0	0	1	12	13
身体 精神	令和2年	0	0	0	0	1	0	1
	令和3年	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年	0	0	0	0	0	0	0
身体 知的 精神	令和2年	0	0	0	0	0	0	0
	令和3年	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年	0	0	0	0	0	0	0
難病	令和2年	0	0	1	0	0	0	1
	令和3年	0	0	0	0	1	0	1
	令和4年	0	0	0	1	0	0	1
合計	令和2年	0	3	10	17	33	80	143
	令和3年	0	6	11	22	27	82	148
	令和4年	0	4	8	19	17	63	111

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

2 福祉サービス等の現状と課題及び目標値(成果目標等)の設定

障がい福祉計画に係る国の基本指針に基づく成果目標の項目に、市独自の成果目標を追加し、それぞれについて令和8年度末までの目標値あるいは取組内容を定めています。

(1) 令和8年度末の目標値

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がい者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

■ 福祉施設から地域生活への移行の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
令和8年度末時点で、令和4年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行		令和3年度～令和5年度における未達成割合の人数を加えて設定します。	
基準値		目標値(成果目標)	
令和4年度末の施設入所者数	105人	令和8年度末までの地域移行者数	7人

■ 福祉施設入所者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数から5%以上を削減		地域の実情を鑑みて、設定します。	
基準値		目標値(成果目標)	
令和4年度末の施設入所者数	105人	令和8年度末の施設入所者数	102人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

県が掲げる数値目標を達成するための本市の取組の一環として、令和8年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場（障がい者総合支援協議会の専門部会等）を設置し、個別支援や支援体制、市内の地域基盤の整備等について検討する機会を年に1回以上、目標設定及び評価する機会を年に1回以上設けます。また、県が設置する高岡圏域での協議の場を通じて、依存症等多様な精神疾患等への対策について、重層的な連携による支援体制を構築することを目標とします。

協議の場への参加者数は、保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとに1人以上を見込みます。

県が算出する令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は49人を見込みます。

<参考> 富山県第7期障害福祉計画における数値目標（令和8年度末時点）

項目	目標値
障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上
精神病床における1年以上長期入院患者数	65歳以上 986人
	65歳未満 584人
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点 68.9%
	入院後6か月時点 84.5%
	入院後1年時点 91.0%

③地域生活支援の充実

【地域生活支援拠点等の整備】

本市では、令和3年度から地域生活支援拠点として、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた面的な体制を整備しており、現在、市内の18か所の事業所が登録しています。今後は、コーディネーターの配置を進めるとともに、引き続き、障がい者総合支援協議会において、年1回以上運用状況を検証・検討することにより、機能の一層の充実を図ります。あわせて、障がい者総合支援協議会専門部会（相談支援部会、センター連絡会）を定期的開催し、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続するために必要な機能の強化について、協議を継続します。

【強度行動障がい有する者への支援体制の整備】

令和8年度末までに、強度行動障がい有する方の支援ニーズを把握し、適切なサービスを提供できる体制を整備します。

■地域生活支援拠点の設置箇所数の目標値

国の基本方針	目標設定の考え方
地域生活支援拠点の整備	国の方針に準じます。

基準値		目標値（成果目標）	
令和4年度末の設置箇所数	18か所	令和8年度末の設置箇所数	20か所

■地域生活支援に関するコーディネーターの配置人数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
地域生活支援に関するコーディネーターの配置		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（成果目標）	
令和4年度末の配置人数	—	令和8年度末の配置人数	4人

④福祉施設から一般就労への移行等

市内の就労支援事業所は10事業所です。（就労移行支援：0、就労継続支援A型：2、就労継続支援B型：8）一般就労への移行者の7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓等により、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

就労の場の創出については、障がい者が地域を支え活躍する取組として、農福連携（農業と福祉の連携）や商福連携（商業と福祉の連携）の推進が求められています。農業、商業、福祉の関係機関相互の理解を深めるための啓発に取り組みます。

■福祉施設からの一般就労移行者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
就労移行支援事業等を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和3年度実績の1.28倍以上とします。		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（成果目標）	
令和3年度末の移行者数	9人	令和8年度末の移行者数	12人

■就労移行支援事業からの一般就労移行者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
就労移行支援事業を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和3年度実績の1.31倍以上とします。		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（成果目標）	
令和3年度末の移行者数	2人	令和8年度末の移行者数	3人

■就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
就労継続支援A型事業所を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和3年度実績の1.29倍以上とします。		国の方針に準じます。	
基準値		目標値(成果目標)	
令和3年度末の移行者数	6人	令和8年度末の移行者数	8人

■就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
就労継続支援B型事業所を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和3年度実績の1.28倍以上とします。		国の方針に準じます。	
基準値		目標値(成果目標)	
令和3年度末の移行者数	1人	令和8年度末の移行者数	2人

就労定着支援事業の利用者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
就労定着支援事業の利用者数目標値は令和3年度実績の1.41倍以上とします。		国の方針に準じます。	
基準値		目標値(成果目標)	
令和3年度末の利用者数	1人	令和8年度末の利用者数	2人

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

圏域で設置された児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援の利用促進等を図ります。また、切れ目のない一貫した支援が提供できるよう、地域の保育、教育等の関係機関の連携強化を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築を目指します。

特別な支援が必要な重症心身障がい児に対する支援については、受け入れが可能な児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を令和8年度末までに市内又は圏域内で1か所以上確保するように努めます。また、障がい者総合支援協議会の専門部会等を通じ、関係機関の連携を図るとともに、障がい児やその家族のニーズの把握や支援の在り方を検討し、適切な支援を受けられる体制の整備を目指します。

医療的ケア児に対する支援においては、事業所に養成研修の受講等を働きかけ、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数の拡充を図るとともに、令和8年度末までに、保育、教育、保健、医療、障がい等の関係機関による協議の場の設置を目指します。

また、特別な支援が必要な障がい児に対する支援の充実を図るため、事業所に養成研修の受講等を働きかけ、強度行動障がいや発達障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実を目指します。

■重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1箇所以上設置		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（成果目標）	
令和4年度末の設置箇所数	—	令和8年度末の設置箇所数	1か所以上

■重症心身障がい児を支援する等デイサービス事業所の設置数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所以上設置		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（成果目標）	
令和4年度末の設置箇所数	—	令和8年度末の設置箇所数	1か所以上

⑥相談支援体制の充実・強化等

障がい者総合支援協議会において年1回以上、相談支援体制の検証・評価を行います。

また、相談支援機能強化事業において、地域の相談機関との連携を図りながら、次のとおり障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を図り、基幹相談支援センター機能の充実を目指します。

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施

専門部会（相談支援部会）においては、個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等につなげます。

発達障がい児及び発達障がい疑われる幼児に対して、身近な保健センターのこども発達相談室で実施している保護者に対するペアレントトレーニングや保護者同士等の集まる場の提供等を継続し、保護者支援と幼児・児童への療育支援を受けられる体制を確保します。

また、保護者支援講座を年間にわたり企画し、発達障がいの特性と理解を踏まえたライフステージに応じた支援の場を設けます。

■専門部会（相談支援部会）における個別事例検討の回数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
専門部会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の個別事例検討の回数	3回	令和8年度末の個別事例検討の回数	5回

■個別事例検討の参加事業者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
専門部会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の参加事業者数	18事業者	令和8年度末の参加事業者数	20事業者

■ペアレントトレーニング等の受講者（保護者）数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の受講者（保護者）数	54人	令和8年度末の受講者（保護者）数	56人

■ペアレントトレーニング等の実施者数（支援者）の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者の養成		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の実施者（支援者）数	—	令和8年度末の実施者（支援者）数	1人

⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、利用状況の把握、検証等を行い、令和8年度末までに質を向上させるための体制の構築を目指します。

■障がい福祉サービス等に係る研修の参加の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
都道府県が実施する障がい福祉サービスに係る研修への市職員の参加		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の参加者数	1人	令和8年度末の参加者数	1人1回以上

■障がい者自立支援審査支払結果の分析とその結果の活用の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する回数		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の共有の有無	なし	令和8年度末の共有する回数	年1回以上

⑧ひきこもり支援の推進

ひきこもりの状態にある方や家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談窓口や支援場所の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、ひきこもり支援に携わる人材の養成に努めます。ひきこもり支援推進協議会において、ひきこもりに関する理解や支援を推進する施策等を検討し、関係機関と連携して事業を実施するなど、地域の支援体制を強化します。

■ひきこもりサポーター登録者数の目標値

目標設定の考え方			
ひきこもりサポーター養成研修を受講し、サポーター登録を行った人数			
基準値		目標値(活動指標)	
令和4年度末の登録者数	46人	令和8年度末の登録者数	50人

⑨差別解消の推進及び障がい者虐待の防止

障がい特性や合理的配慮についての理解を深めるため、市の広報等による情報提供のほか、福祉教育の推進、交流・ふれあい活動の支援等を通じ、啓発活動に努めます。また、虐待防止に対する高い意識を持ち、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待の早期発見、虐待が発生した場合の障がい者の保護及び支援等を実施するため、障がい者虐待防止センターに専門職を配置し、迅速かつ適切な対応、再発の防止等に努めます。

障がい者差別解消支援地域協議会及び障がい者虐待防止ネットワーク会議において、相談事例の情報共有や協議を通じ、差別の解消、虐待の防止のための取組を推進します。

■障がい福祉に関する市政出前講座の開催の目標値

目標設定の考え方			
障がい福祉に関する市政出前講座の開催			
基準値		目標値(活動指標)	
令和4年度末の開催数	2回	令和8年度末の開催数	6回

⑩ニューノーマルへの対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、様々な場面でこれまでの常識が大きく変わるニューノーマルへの対応が求められています。これまでは当たり前に行ってきたことが困難になる場面が見受けられます。

このことから、コロナ禍での経験を踏まえ、必要な障がい福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築に努めるとともに、福祉・介護人材の人手不足解消や支援の質の向上等につなげるため、日々進展するICT等の技術の有効な活用策や障がい福祉施設・事業所等への導入支援等に関する検討・取組を進めます。

⑪障がい者総合支援協議会の機能強化

射水市障がい者総合支援協議会運営要綱に規定した協議会及び専門部会を積極的に開催し、協議会の活性化を図ります。

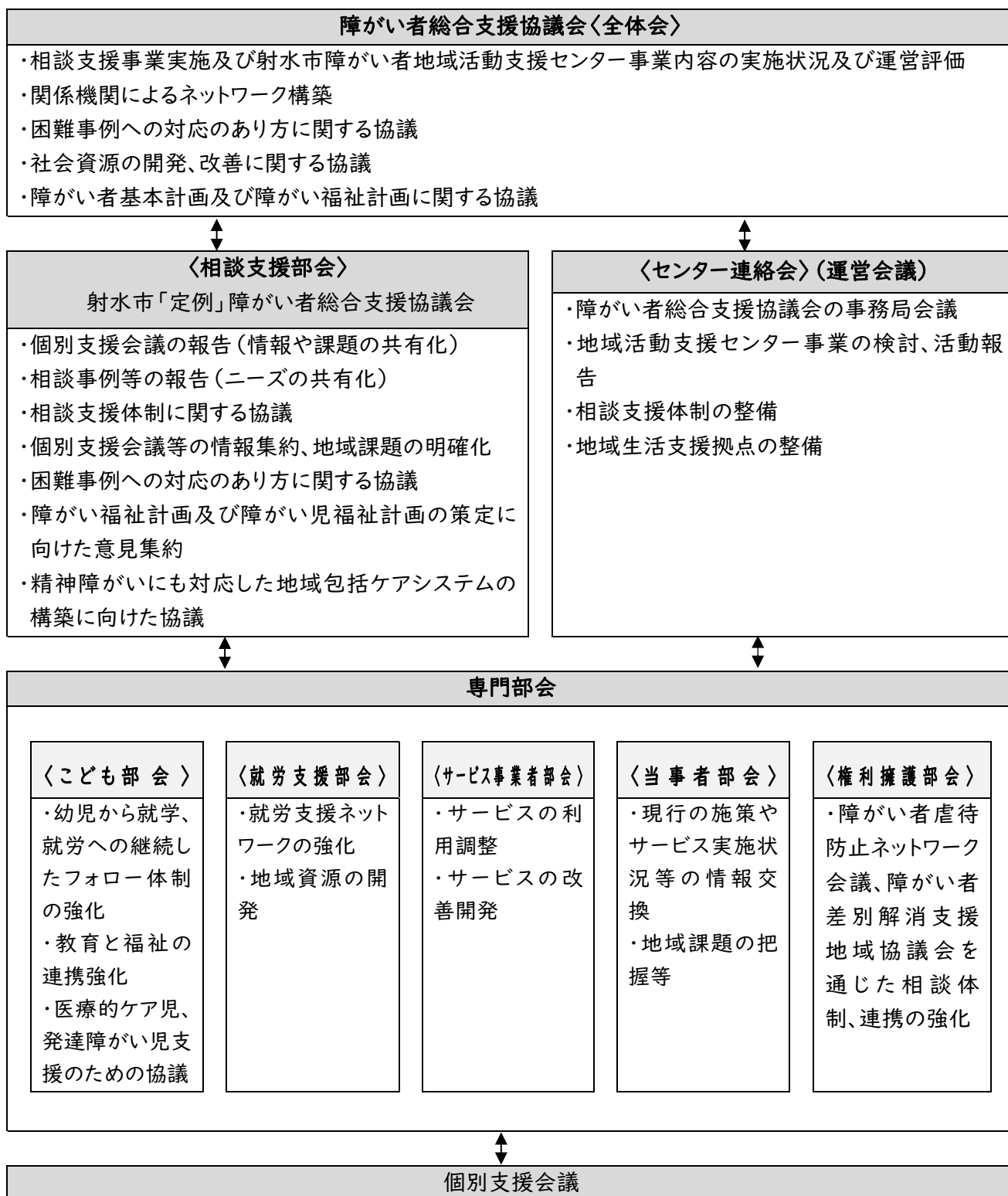
専門部会においては、障がい福祉サービスの提供について情報共有や研修を実施するとともに、障がい者が地域で生活するために必要な地域づくりに向けた支援体制の構築について協議を行います。

■障がい者総合支援協議会専門部会の実施回数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
障がい者総合支援協議会の専門部会（相談支援部会、センター連絡会含む）の実施		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の部会の実施回数	24回	令和8年度末の部会の実施回数	26回



■ 射水市障がい者総合支援協議会の組織体系図



3 福祉サービス・事業ごとの現状と課題及び今後の見込み(活動指標)の設定

障がい福祉サービス等の種類ごとに、令和8年度末までの各年度における1か月当たりの見込量を設定します。令和3年度及び令和4年度は年間平均の実績値、令和5年度は実績見込を記載しています。

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス

① 訪問系サービス

【居宅介護】

自宅において、ヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、掃除等家事援助を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	36	31	38	27	40	27	28	30	32
総利用時間数(時間/月)	360	278	380	250	400	240	280	300	320

【重度訪問介護】

重度障がい者で常時介護が必要な方に、介護、家事援助、移動支援等総合的な支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1	2	2	2
総利用時間数(時間/月)	240	3	240	411	240	620	1,200	1,200	1,200

【同行援護】

視覚障がいのある方に、外出時の移動に必要な視覚情報の提供や移動の支援等を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	15	10	16	9	17	9	10	11	12
総利用時間数(時間/月)	300	179	320	178	340	190	200	220	240

【行動援護】

知的障がい者や精神障がい者に、外出時の危険回避の援護や排せつ、食事等介護を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	6	7	7	7	8	8	9	10	11
総利用時間数（時間/月）	60	96	70	102	80	110	120	130	140

【重度障がい者等包括支援】

重度障がい者で、意思疎通困難な方等に、居宅サービス、日中活動等総合的な支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	0	0	0	0	1	0	1	1	1

○第6期計画の実績

居宅介護は、利用者数、利用時間数とも計画を下回って推移しています。

重度訪問介護は、利用時間数が計画を上回って推移しています。

同行援護は、利用者数、利用時間数とも計画を下回って推移しています。

行動援護は、利用時間数が計画を上回って推移しています。

重度障がい者包括支援は、県の指定事業者、利用者数ともに実績がありません。

○見込量の考え方

介護する家族の高齢化や、高齢化に伴う少人数世帯の増加、障がい者の地域移行の推進等から、居宅介護及び重度訪問介護は利用者増を見込みます。同行援護及び行動援護では、社会参加活動の推進による利用時間増を見込みます。利用時間数は、これまでの実績から、居宅介護は1人当たり月10時間、重度訪問看護は1人当たり月600時間、同行援護は1人当たり月20時間、行動援護は1人当たり月13時間で推計します。

○見込量確保の方策

介護保険の訪問介護事業所が障がい福祉サービスの居宅介護の指定を受けることがほとんどです。障がい者やその家族が安心して地域生活を継続するため、障がい特性を理解し、引き続き指定を受けるよう働きかけます。また、同行援護や行動援護の指定についても働きかけていきます。

②日中活動系サービス

【生活介護】

常時介護が必要な方に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	260	257	265	261	270	255	260	265	270
総利用時間数（日/月）	5,200	4,884	5,300	4,982	5,400	5,100	5,200	5,300	5,400

○第6期計画の実績

生活介護は、利用者数、利用日数とも計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

特別支援学校高等部卒業予定の利用者の増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から、1人当たり月20日で推計します。

○見込量確保の方策

日中活動の場として必要量を確保し、適切なサービスの利用につなげます。富山型デイサービス事業所や近隣市町村の事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【自立訓練（機能訓練）】

身体障がい者が自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生産能力の向上に必要な訓練を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	3	1	4	0	5	0	1	1	1
総利用時間数（日/月）	54	1	72	0	90	0	15	15	15

○第6期計画の実績

自立訓練（機能訓練）は、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

施設から地域生活への移行の推進に伴い微増を見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月15日で推計します。

○見込量確保の方策

引き続き事業所の拡充に努めます。

【自立訓練（生活訓練）】

知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、一定期間生活能力向上に必要な訓練を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	3	1	4	1	5	1	1	1	
総利用時間数（日/月）	45	25	60	31	75	20	20	20	

○第6期計画の実績

自立訓練（生活訓練）は、利用者数、利用日数とも計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

利用日数は、これまでの実績から1人当たり月20日で推計します。

○見込量確保の方策

地域での自立した生活を目指し、障がい者の状態や希望に合わせて利用できるように、事業所との調整を図ります。

【就労移行支援】

一般企業等への就職を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練や就労定着のための訓練などを行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	15	6	16	5	17	6	7	8	
総利用時間数（日/月）	300	98	320	85	340	120	126	147	168

○第6期計画の実績

就労移行支援は、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

離職経験者や特別支援学校卒業予定の利用者が微増すると見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月21日で推計します。

○見込量確保の方策

市内に事業所がないことから、国・県の指導のもと事業所の拡充を求めるとともに、近隣市町村の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【就労継続支援A型（雇用型）】

一般企業等での就労が困難な方に、事業所と雇用契約を結んで就労し、就労継続に必要な知識の習得を指導し、能力の向上に必要な訓練その他の支援を行うもの

区分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	95	108	97	108	99	101	105	110	115
総利用時間数（日/月）	1,900	2,019	1,940	2,052	1,980	1,980	2,100	2,200	2,300

○第6期計画の実績

就労継続支援A型は、利用者数、利用日数ともに計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

最低賃金が保障されるため、在宅障がい者の中でも利用希望が多いことから、増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月20日で推計します。

○見込量確保の方策

関係機関と連携を図り、適切なサービス利用につながるよう努めます。市内に事業所が少ないことから、事業所の開設や拡充を求めるとともに、近隣市町村の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【就労継続支援B型（非雇用型）】

一般企業等での就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供し、就労や生活継続に必要な支援を行うもの

区分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	160	170	165	180	170	189	195	200	205
総利用時間数（日/月）	2,880	2,683	2,970	2,839	3,060	3,100	3,510	3,600	3,690

○第6期計画の実績

就労継続支援B型は、利用者数は計画を上回っていますが、利用日数は計画に近い数値で推移しています。

○見込量の考え方

令和3年度以降の利用実績の伸び、特別支援学校高等部卒業予定の新規利用のニーズ、高齢の障がい者の社会参加や就労に関するニーズ等から、増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月18日で推計します。

○見込量確保の方策

生活能力の向上のための支援も受けることができるため、利用者に十分説明し、障がいの状態に合わせて調整します。作業内容の選択肢を増やすよう努めます。

【就労定着支援】

福祉施設から一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	2	4	4	3	6	2	3	4	6

○第6期計画の実績

就労定着支援は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

○見込量の考え方

一般就労後の支援を見込みます。

○見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

【就労選択支援】

就労を希望する方に、就労アセスメントの手法を活用し、就労前の段階において、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択ができるよう支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	—	—	—	—	—	—	0	2	4

○第6期計画の実績

就労選択支援は、令和7年10月から新たに開始される予定の制度のため、実績はありません。

○見込量の考え方

就労移行支援との比較で、就労移行支援の半数程度の利用を見込みます。

○見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

【短期入所】

介護者が一時的に病気等で介護できなくなった場合に、短期間、夜間も含め施設で介護その他必要な支援を行うもの。福祉型は障がい者支援施設等で、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設で実施する

区 分		第6期計画						第7期計画見込量		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
福祉型	利用者数（人/月）	35	17	40	13	45	18	20	21	23
	総利用時間数（日/月）	175	60	200	42	225	90	100	105	115
医療型	利用者数（人/月）	9	4	10	5	11	7	8	9	9
	総利用時間数（日/月）	45	31	50	24	55	35	40	45	45

○第6期計画の実績

短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）のいずれも、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症による利用控えや事業所の受入休止の影響により利用が低調でしたが、令和5年度には増加に転じていることから、令和6年度からは利用者の増加を見込みます。利用日数にはばらつきがありますが、これまでの実績から1人当たり月5日で推計します。

○見込量確保の方策

施設の他、NPO法人等で短期入所の受け入れができるよう、事業所拡充に努めます。

【療養介護】

医療と常時介護が必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行うもの

区 分		第6期計画						第7期計画見込量		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）		28	28	29	27	30	26	28	29	30

○第6期計画の実績

療養介護は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

○見込量の考え方

重度障がい者が対象のサービスであり、これまでの実績から微増を見込みます。

○見込量確保の方策

療養上の医療管理、機能訓練、看護等が必要なことから、現在の施設利用が維持できるような施設との連携に努めます。

③居住系サービス

【自立生活援助】

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）から一人暮らしへの移行を希望する方に、定期的な巡回訪問等により、日常生活における課題を把握し、地域生活に必要な支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	0	0	0	0	1	0	1	1	1

○第6期計画の実績

自立生活援助は、利用実績がありません。

○見込量の考え方

施設入所支援利用者や入院中の精神障がい者の地域移行による利用を見込みます。

○見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の支援を行い、介護が必要な方には、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	50	52	51	57	52	60	63	66	69

○第6期計画の実績

共同生活援助は、利用者数が計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

事業所の新設のほか、現在の利用者の継続利用、施設入所支援利用者や入院中の精神障がい者の地域移行の推進等から微増を見込みます。

○見込量確保の方策

施設や事業所等へ働きかけ、グループホームの新規開設を目指します。また、地元住民の理解が得られるよう支援します。

【施設入所支援】

施設に入所している障がい者に、主として夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や必要な支援等を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	107	107	106	107	105	105	104	103	102

○第6期計画の実績

施設入所支援は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

○見込量の考え方

国指針に基づき、令和8年度末の施設入所者数が、令和4年度末時点から5.0%以上削減することを見込みます。

○見込量確保の方策

障がい者の希望や状況を踏まえながら、地域生活への移行を働きかけます。

④相談支援(サービス利用計画作成)

【計画相談支援】

サービスを利用する障がい者（児）の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	140	139	150	138	160	140	150	160	170

○第6期計画の実績

計画相談支援は、利用者数が計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

近年の障がい福祉サービス利用者数の実績状況から、増加を見込みます。

○見込量確保の方策

特定相談支援事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、人員の拡充を図ります。また、研修等を通じて相談支援専門員の資質向上を図ります。

【地域移行支援】

施設・病院から退所・退院する予定の障がい者に対して、地域移行への様々な相談や住居の確保、同行支援、関係機関との調整などを行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	1	0	2	0	3	0	1	1	1

○第6期計画の実績

地域移行支援は、利用実績がありません。

○見込量の考え方

施設・病院からの退所・退院予定者が利用することを見込みます。

○見込量確保の方策

施設・病院等に制度の周知を行い、適切な支援、サービスにつながるよう努めます。
関係機関の連携を促進し、相談支援専門員の資質向上を図ります。

【地域定着支援】

施設・病院から退所・退院し、家族から独立し家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の訪問や相談を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	2	1	2	1	3	1	1	1	

○第6期計画の実績

地域定着支援は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

○見込量の考え方

施設・病院からの退所・退院予定者のうち、共同生活援助（グループホーム）移行者以外の数を見込みます。

○見込量確保の方策

一般相談支援事業所と、地域の事業所、医療機関等とを連携し、サービスの利用につなげます。

⑤補装具費の支給

身体機能を補完・代替し、長時間にわたって継続して使用される補装具（義肢、装具、補聴器、車いす等）の購入、修理及び一部貸与のための費用を支給します。

(2)地域生活支援事業(必須事業)

①理解促進研修・啓発事業

【理解促進研修・啓発事業】

サービスを利用する障がい者（児）の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

○見込量確保の方策

民生委員や一般住民を対象とした研修会を、地域活動支援センターや障がい者相談員との連携のもと積極的に実施し、障がい者への理解促進のため、障がい特性の説明、接し方などを紹介します。障がい者週間（12月3日から9日まで）に合わせ、障がい者の作品展や事業所製品の販売等を行い、理解と啓発を図ります。

②自発的活動支援事業

【社会活動支援事業】

障がい者や家族が互いの悩みの共有や、情報交換のできる交流会を行い、また障がい者の社会参加の意向を尊重し、自ら企画・立案した活動を実施するため、情報提供・連絡調整・助言等を行うもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

○見込量確保の方策

障がい者団体に事業を委託し、活動を支援していきます。

【ボランティア活動支援事業】

障がい者自らが行う地域のごみ拾いや除草、美化ボランティア活動等に対し必要な支援を行うもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

○見込量確保の方策

市内の事業所に委託し、障がい者自らのボランティア活動を推進していきます。

③相談支援事業

【相談支援事業】

障がい者や障がい児の保護者、又は障がい者の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報を提供し、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立し、地域で安心して生活を営むことができるようにするもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

○見込量の考え方

虐待の防止やその対応、成年後見制度利用支援、ひきこもり支援など、様々な相談支援ニーズへの対応が求められています。

○見込量確保の方策

多様なニーズの相談を受ける中で、権利擁護のために必要な支援ができるように継続的かつ専門的な研修を行い、相談支援専門員の資質向上を図ります。

【障がい者総合支援協議会】

福祉、雇用、医療、教育等の関係機関で構成される障がい者総合支援協議会（専門部会あり）を設置しています。サービス提供体制の確保や関係機関のネットワーク構築、中立・公平な相談支援事業の実施及び推進に向けた協議を行います。また、障がい福祉計画、社会資源の開発等について検討しています

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

○見込量確保の方策

各サービスが有機的な連携を図り、障がい者の生活課題を解決していけるよう全体会及び各専門部会（相談支援、サービス事業者、就労支援、子ども、当事者、権利擁護）を定例開催し、研修会の実施、分野ごとの課題の検討などを行い、支援体制を強化していきます。

【相談支援機能強化事業】

医療、福祉及び地域の社会基盤との連携体制を強化します。また、地域住民のボランティアを育成し、障がいに対する理解促進を図ることで、障がい者の地域生活を支援します

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

○見込量確保の方策

障がい者の生活を地域全体で支えるため、総合的・専門的な相談支援やサービスのコーディネートを実施するための体制確保、地域の社会資源との連携体制の強化、障がいに対する理解促進の活動等により、地域の体制づくりを行います。

そのため、地域活動支援センターと地域との包括的な連携強化及びボランティアの育成等により、障がい者理解促進を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

【成年後見制度利用支援事業】

知的障がいや精神障がいなどで、判断能力が不十分な障がい者に対し、法定代理人を決めて財産管理や、日常生活での様々な契約等の支援を行う成年後見制度の利用について、相談会を実施し申立て支援等を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
相談会利用者（人/年）	3	3	4	0	5	3	3	4	5
市長申立件数（件/年）	1	0	2	1	3	0	1	2	3
報酬支払件数（件/年）	4	0	5	3	6	3	4	5	6

○第6期計画の実績

相談会利用者、市長申立件数、報酬支払件数ともに、計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

家族の高齢化や高齢化に伴う少人数世帯の増加などから、今後成年後見制度利用の相談や申立て件数の支援件数が微増するものと見込みます。

○見込量確保の方策

成年後見制度利用相談会を今後も継続し、制度の説明や、申立て支援を行います。また、財産がない場合に、報酬の支払を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

○見込量確保の方策

県西部6市で設置した呉西地区成年後見センターにおいて、相談から法人後見まで一貫した支援を行うほか、市民後見人の養成、市民後見人バンクの運営等の業務を行います。

⑥意思疎通支援事業

【意思疎通支援事業】

聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が必要とする場合に、手話通訳者、要約筆記者を派遣して、意思疎通を円滑にし、社会参加を促進するもの

利用件数（件／年）	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
手話通訳派遣事業	79	72	82	69	84	70	75	77	80
要約筆記者派遣事業	5	0	6	0	7	0	5	6	7

○見込量の考え方

手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業ともに計画を下回っています。

○見込量確保の方策

実績がある社会福祉法人富山県聴覚障害者協会に委託し実施します。また、様々な機会サービス利用の啓発に努めるとともに、市・県の研修参加を促し、手話通訳者及び要約筆記者を確保していきます。

⑦日常生活用具給付等事業

【日常生活用具給付等事業】

障がい者の日常生活の支援用具を支給するもので、次の6種類に大別されます

区分	内容
介護・訓練支援用具	ベッド、リフト、訓練椅子など
自立生活支援用具	頭部保護帽、便器、移動・移乗支援用具、火災報知器など
在宅療養等支援用具	ネブライザー、電気式吸引器、酸素ボンベ運搬車など
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置など
排せつ管理支援用具	ストーマ、装具、紙おむつ、収尿器など
居宅生活動作支援用具	障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修（手摺り、段差解消、洋式便器など）

利用件数（件／年）	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
介護・訓練支援用具	12	10	12	7	12	16	16	17	18
自立生活支援用具	11	13	11	12	11	10	12	13	14
在宅療養等支援用具	18	6	20	5	22	14	14	16	18
情報・意思疎通支援用具	18	8	18	13	18	8	10	10	10
排せつ管理支援用具	2,260	2,180	2,280	2,284	2,300	2,300	2,320	2,340	2,360
居宅生活動作補助用具	5	1	5	6	5	2	5	5	5

○第6期計画の実績

自立生活支援用具は、計画を上回って推移しています。排せつ管理支援用具は、概ね計画どおり推移しています。その他の日常生活用具は計画を下回っています。

○見込量の考え方

近年の実績から見込量を推計します。

○見込量確保の方策

日常生活用具の提供業者は、県内・県外事業者が多数あり、適時に購入が可能なことから、今後の見込量に十分対応可能であると考えます。適切に給付されるよう事業の周知を行います。

⑧手話奉仕員養成研修事業

【手話奉仕員養成事業】

聴覚障がい者等との交流活動を促進し、社会参加を支援するため、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修するもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
事業数	2	2	2	2	2	2	2	2	
全課程修了者数(人/年)	0	0	20	26	20	20	25	25	

○第6期計画の実績

修了者数は、入門講座修了者と基礎講座修了者を合計した人数を記載しています。令和3年度は基礎課程の開催を中止し、入門講座のみ実施したため、全課程修了者はいません。事業数、全課程修了者数ともに、計画どおり推移しています。

○見込量の考え方

手話奉仕員養成事業（全課程46回講座）と、研修事業（全課程修了者に対するフォローアップ教室）の2事業を実施します。受講者人数は一定量を見込みます。

○見込量確保の方策

射水市社会福祉協議会に委託し、聴覚障害者協会、手話サークルの協力を得て実施していきます。講習参加者募集については、市の広報、ホームページやSNSなどで広く周知します。

⑨移動支援事業

【移動支援事業】

1人で外出が困難な障がい児・者に対して、外出時に必要な介護等の支援を行うことで、地域での自立生活や社会参加を促進するもの（個別支援型、グループ支援型、車両移送型）

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
実利用者数（人）	15	11	15	18	15	21	22	23	24
延利用時間数（時間/月）	345	442	345	416	345	600	630	660	690

○第6期計画の実績

利用者数、利用時間数ともに、計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

令和5年度は利用者数、利用時間数ともに前年度を大きく上回る見込みです。地域生活や社会参加活動の推進により一定量を推計します。

○見込量確保の方策

移動支援事業の契約事業所は現在12か所あり、利用者のニーズに対応可能と考えます。移動支援事業の周知に努め、利用を促します。

⑩地域活動支援センター事業

【I型】

権利擁護、困難事例への対応などの相談支援事業に加え、専門職員による医療、福祉、地域の関係機関との連携強化、地域のボランティア育成、障がい者理解促進普及啓発事業と基礎的事業を行うもの（委託事業）

【基礎的事業】

総合相談窓口としての機能を持つとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、障がい者の余暇活動や社会との交流促進を図るもの（委託事業）

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
1型事業所数（か所）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基礎的事業所数（か所）	3	3	3	3	3	3	3	3	3

○第6期計画の実績

事業所数は、計画どおり推移しています。

○見込量の考え方

I型は、1か所への委託を継続していきます。基礎的事業については、身近な地域での総合相談窓口及び活動の機会と交流の場等を確保するため、NPO法人等へ委託を継続していきます。

○見込量確保の方策

I型センターと基礎的事業センターが連携し、地域での相談支援体制を強化していきけるよう、研修等を実施し、資質向上を目指します。また、利用を促進するため、様々な機会を通じ、地域への周知を図ります。

(3)地域生活支援事業(任意事業)

①訪問入浴サービス事業

【訪問入浴サービス】

自宅の浴槽での入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、居宅に浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供するもの

身体障がい者は、障がい支援区分5以上と認定された方、身体障がい児は13歳以上で身体障がい者手帳1、2級に該当し医師が必要と認めた方（13歳未満の場合は医療的ケアが必要な者として市長が認めた方に限る。）を利用対象とする

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
実利用者数(人)	4	4	4	4	4	4	4	4	4
利用延回数(回/年)	200	171	200	127	200	190	200	200	200

○第6期計画の実績

利用回数は、計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

生活介護、短期入所等での入浴の機会を確保できることから、一定量を見込みます。

○見込量確保の方策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所が3か所あり、十分対応可能と考えます。相談支援事業所等に周知を図り、必要な方が利用できるよう支援します。

②生活支援事業

【生活訓練等事業】

障がい者リハビリ教室や陶芸教室等を実施し、障がい者の日常生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

○見込量確保の方策

障がい者団体が実施する訓練事業に補助をしています。障がい者団体を通して事業の周知を図り、社会参加を促進します。

③日中一時支援事業

【日中一時支援事業】

障がい児・者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい福祉サービス事業所等で障がい児・者に日中の活動の場を提供し、見守りや預かり等の支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
実利用者数（人）	90	72	88	62	86	62	65	70	75
利用延回数（回／年）	3,150	1,749	3,080	1,693	3,010	2,000	2,100	2,250	2,400

○第6期計画の実績

利用者数、利用回数ともに、計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

実利用者は横ばいの傾向にありますが、1人当たりの利用回数は増加しており、一定の利用者数・回数を見込みます。

○見込量確保の方策

日中一時支援事業の契約事業所は21か所あります。利用者のニーズを見極めながら、障がい福祉サービス提供事業所等に働きかけ、必要量の確保に努めます。

④社会参加促進事業

【点字・声の広報等発行事業】

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳その他わかりやすい方法により、市の広報、障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活を継続する上で必要度の高い情報を定期的に提供するもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
事業数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
登録者数（人）	60	64	60	67	60	67	70	70	70

○第6期計画の実績

登録者数は、計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

近年の実績から推計します。

○見込量確保の方策

ボランティアサークルに依頼し、市の広報の点訳、音訳、新聞のリーディングサービス事業等を実施します。

【奉仕員養成研修事業】

朗読奉仕員及び点訳奉仕員を養成し、視覚障がい者の社会参加を促進することを目的とするもの
朗読又は点訳に必要な技術を習得した朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成を行います

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
朗読奉仕員養成研修	40	37	40	39	40	40	45	45	45
点訳奉仕員養成研修	10	7	10	12	10	12	15	15	15

○第6期計画の実績

受講者数は、概ね計画どおり推移しています。

○見込量の考え方

近年の実績を参考にし、受講者人数は一定量を見込みます。

○見込量確保の方策

射水市社会福祉協議会に委託し、ボランティアサークルの協力を得て、実施します。講習会の参加者募集については、市の広報、ホームページなどで広く周知します。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

身体障がい者の自立や社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得にかかる訓練費の助成や、自動車の改造に要する経費の一部を助成するもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
自動車運転免許取得事業	1	0	1	0	1	0	1	1	1
自動車改造助成事業	3	3	3	3	3	3	3	3	3

○第6期計画の実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

○見込量の考え方

近年の利用実績から推計します。

○見込量確保の方策

各自動車学校と委託契約可能であり、改造事業所と合わせ十分対応可能です。

(4)児童福祉法に基づくサービス等

①障がい児通所支援

【児童発達支援】

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等専門的な療育を行うもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	62	62	63	56	65	51	53	54	55
総利用日数(日/月)	372	299	378	281	390	290	318	324	330

※令和6年度から児童発達支援と医療型児童発達支援が一元化されるため、実績値及び見込量は合算して記載しています。

○第2期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

近年の利用実績及び増加傾向にある発達障がい児の早期発見と早期療育の充実の方針に基づき推計します。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月6日で推計します。

○見込量確保の方策

市内に指定を受けている事業所が少ないことから、身近な地域で必要な支援を受けることができるように療育の場の確保に努めます。

【放課後等デイサービス】

障がい児に対し、授業終了後又は学校の休業日に、事業所に通い、生活能力向上に必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行うもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	115	146	120	152	125	160	165	170	175
総利用日数(日/月)	1,265	1,779	1,320	1,822	1,375	1,950	1,980	2,040	2,100

○第2期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

近年の利用実績、利用者のニーズを勘案し、利用者の増を見込みます。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月12日で推計します。

○見込量確保の方策

市内にサービスを提供する事業所は増えており、対応可能と考えています。重症心身障がい児が、居住する地域において適切な支援を受けることができるよう事業所への働きかけを行うとともに、近隣市町村にある事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【保育所等訪問支援】

保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、集団生活に馴染むための専門的な支援等を行うもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	1	1	1	1	2	1	1	1	1
総利用日数（日/月）	1	1	1	1	2	1	1	1	1

○第2期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、概ね計画どおり推移しています。

○見込量の考え方

指定事業所は圏域に1か所あり、サービス利用は一定数を見込みます。

○見込量確保の方策

ニーズに対応して専門的な支援が受けられるように、子ども子育て総合支援センター（キッズポートいみず）、子育て支援課、事業所等と連携し、制度周知を行い、必要な療育支援の充実に努めます。

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障がいにより外出が著しく困難な児童に、居宅を訪問して発達支援を行うもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	0	0	0	0	1	0	1	1	1
総利用日数（日/月）	0	0	0	0	1	0	1	1	1

○第2期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

○見込量の考え方

重症心身障がい児の利用を見込みます。

○見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

②障がい児相談支援

【障がい児相談支援】

サービスを利用する障がい児の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	36	45	36	45	37	50	50	50	55

○第2期計画の実績

利用者数は計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

障がい児通所支援サービス利用者数から見込みます。

○見込量確保の方策

障がい児相談支援事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、人員の拡充を図ります。また、研修を通じて、相談支援専門員の資質向上を図ります。

③医療的ケア児等に対する支援

【医療的ケア児等に対する支援】

医療的ケア児に対する関連分野を調整するため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置するもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）	8	8	8	8	8	8	9	10	11

○第2期計画の実績

配置人数は、計画どおり推移しています。

○見込量の考え方

地域におけるニーズ等を勘案し、コーディネーターとして相談支援専門員の配置を見込みます。

○見込量確保の方策

施設や事業所等へ研修の受講を働きかけます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、障がい福祉のみならず、介護・高齢者福祉、子ども・子育て支援、雇用、防災などの幅広い分野にまたいでいることから、部局を超えた体制で取り組むとともに、市内の関係機関とも連携を図りながら計画を推進します。また、各種施策の推進においては、必要に応じて障がい者・家族及び関係者の意見が反映できる機会を設定する等、当事者の意見が反映されるよう努めます。

計画の進行管理においては、関係者が目標等を共有し進捗状況を確認しながら、適宜見直しを行うことが重要であることから、PDCAサイクルの手法を用いることとします。具体的には、毎年射水市障がい者総合支援協議会に進捗状況の報告し、その評価や意見等を踏まえ、課題がある場合は事業や施策の見直し、あるいは次期計画に反映していくなどの必要な対応を講じることで、本市の障がい福祉の一層の充実につなげます。

2 計画の公表と周知

計画策定の趣旨や内容等について市民等の理解を深めるため、市の広報や市ホームページへの掲載、出前講座など、あらゆる機会を通じて周知に努めます。

また、今回からの新たな取組として、計画の要旨を分かりやすくまとめた「概要版」を作成し、計画の周知に活用してまいります。

資料1 アンケート調査について

(1) 障がい者アンケート結果概要

①調査対象者及び調査方法、調査回収状況

福祉のサービス利用状況や、福祉に関する意向などをお聞かせいただき、計画策定や今後の施策推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

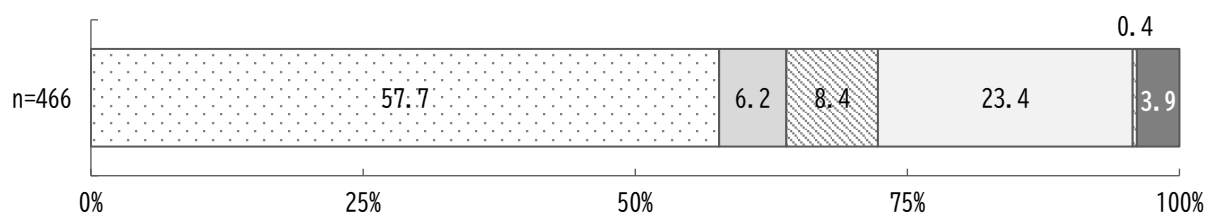
■ 調査対象者及び調査方法、調査回収状況

調査対象者	射水市に在住する障がい者手帳をお持ちの方1,000人を無作為抽出
調査手法	郵送配布・郵送回収・Web回答
調査期間	令和5年7月3日～7月18日
有効回答率	46.6% (有効回答数 466件)

② アンケート結果(抜粋)

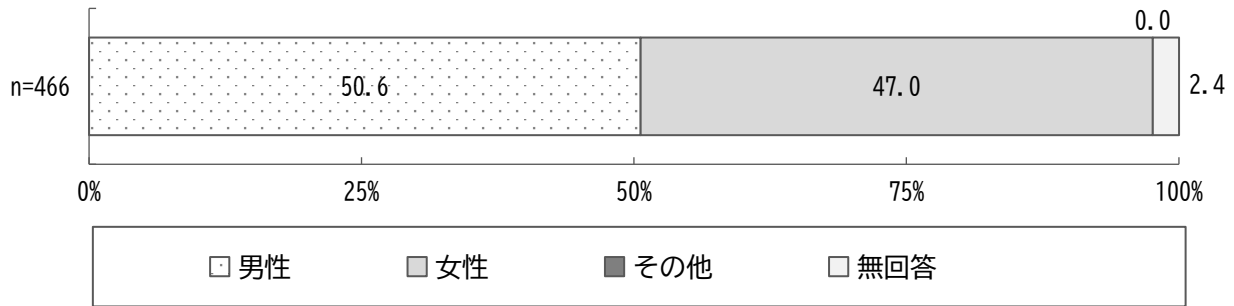
①回答者の属性

■問1 アンケート記入者

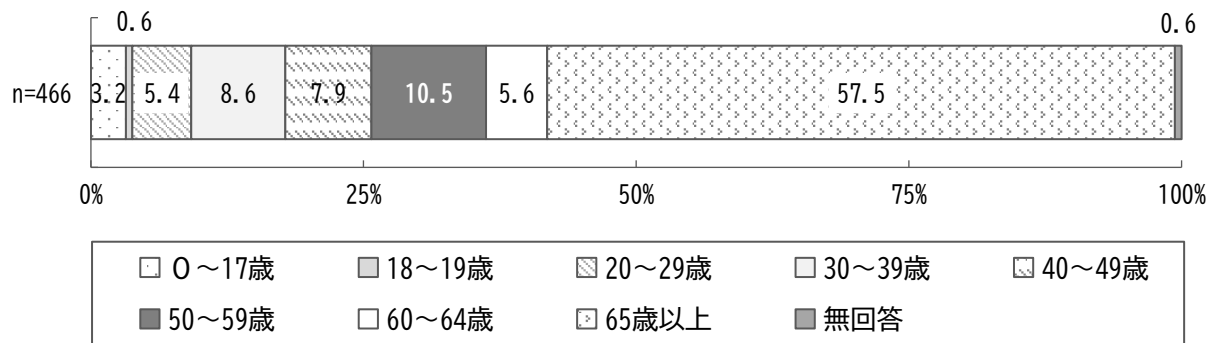


<input type="checkbox"/>	あなたがひとりで記入
<input type="checkbox"/>	あなたが家族や介助者と相談しながら記入
<input type="checkbox"/>	あなたの意見を聞いて家族や介助者が記入
<input type="checkbox"/>	あなたにかわって家族や介助者が記入
<input type="checkbox"/>	その他
<input type="checkbox"/>	無回答

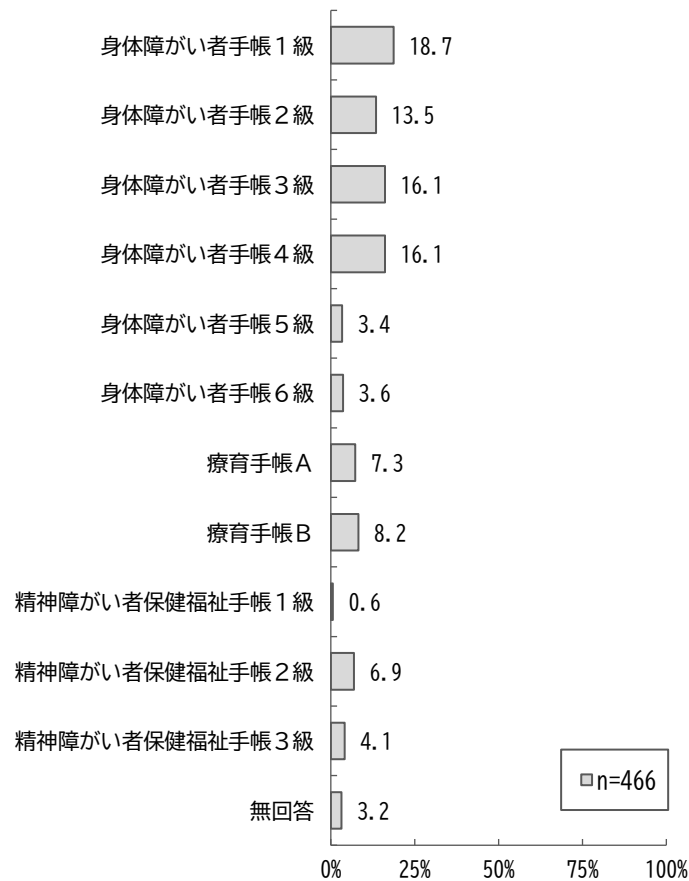
問2 性別



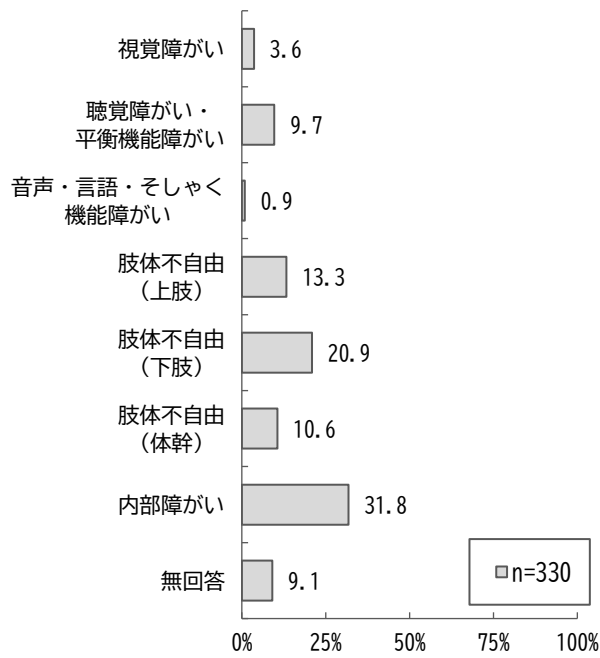
問3 年齢



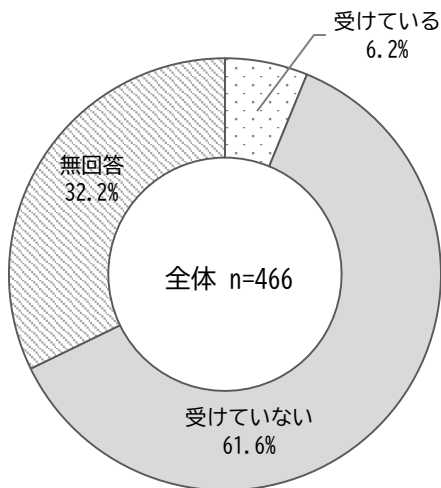
問5 所持する手帳の種類



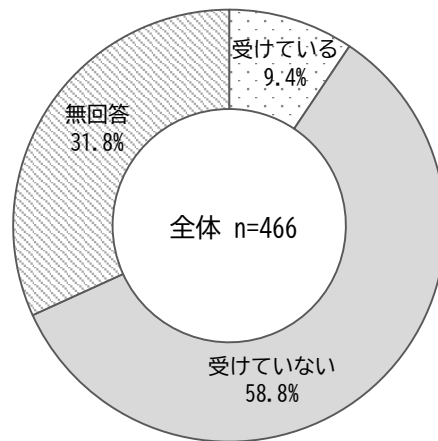
■問6 身体障がい手帳所持者の主たる障がい



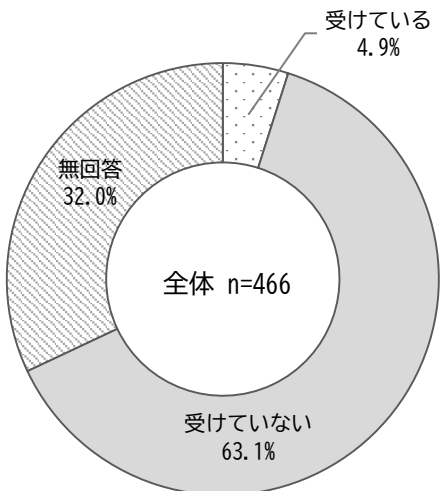
■問7(ア) 難病(指定難病)の認定



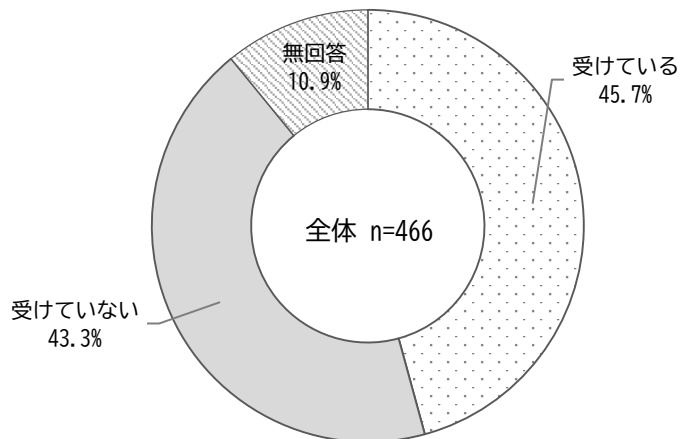
■問7(イ) 発達障がいの診断



■問7(ウ) 高次脳機能障がいの診断

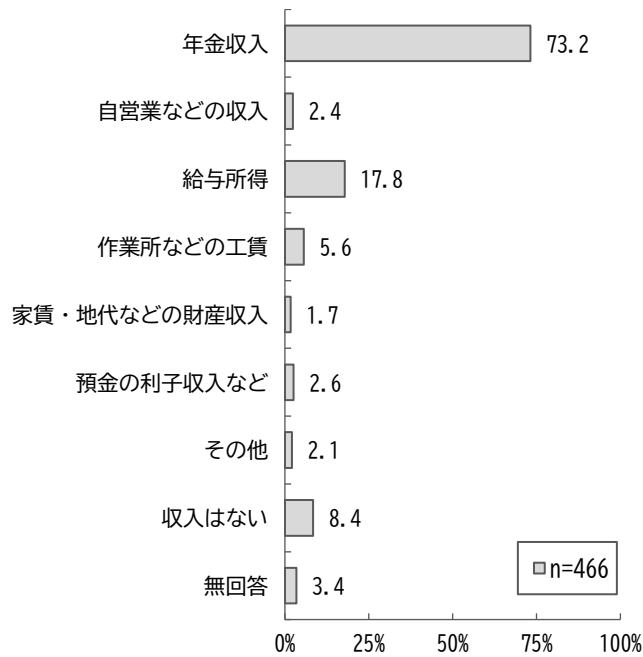


■問8 現在医療(的)ケアを受けているか

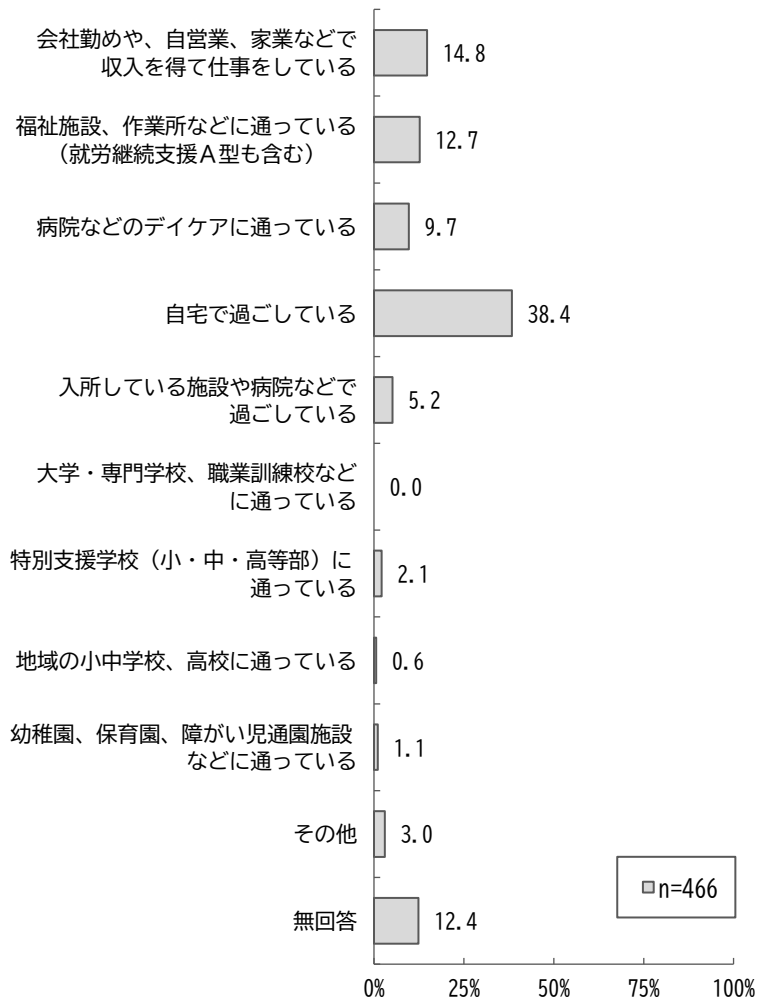


②日常生活や就労について

■問11 ご自身の収入

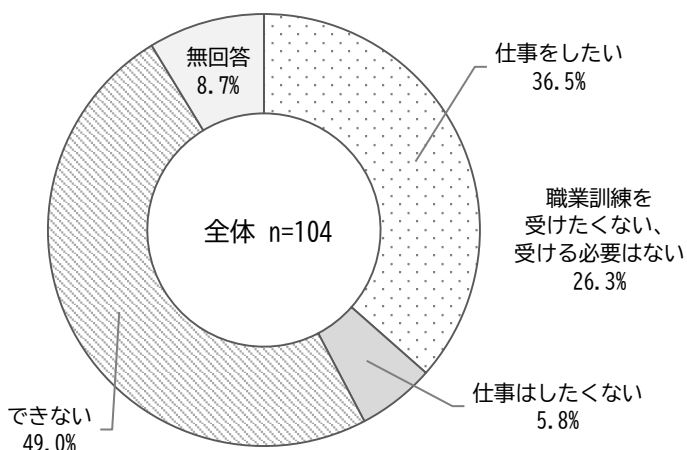


■問12 平日の日中（昼間）をどのように過ごしているか

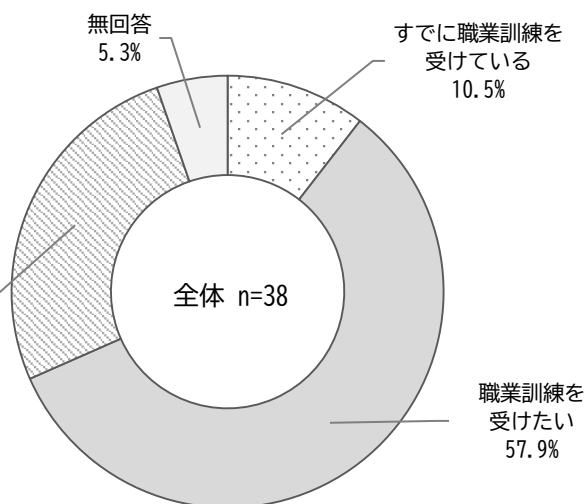


■問13 今後、収入を得る仕事をしたいか

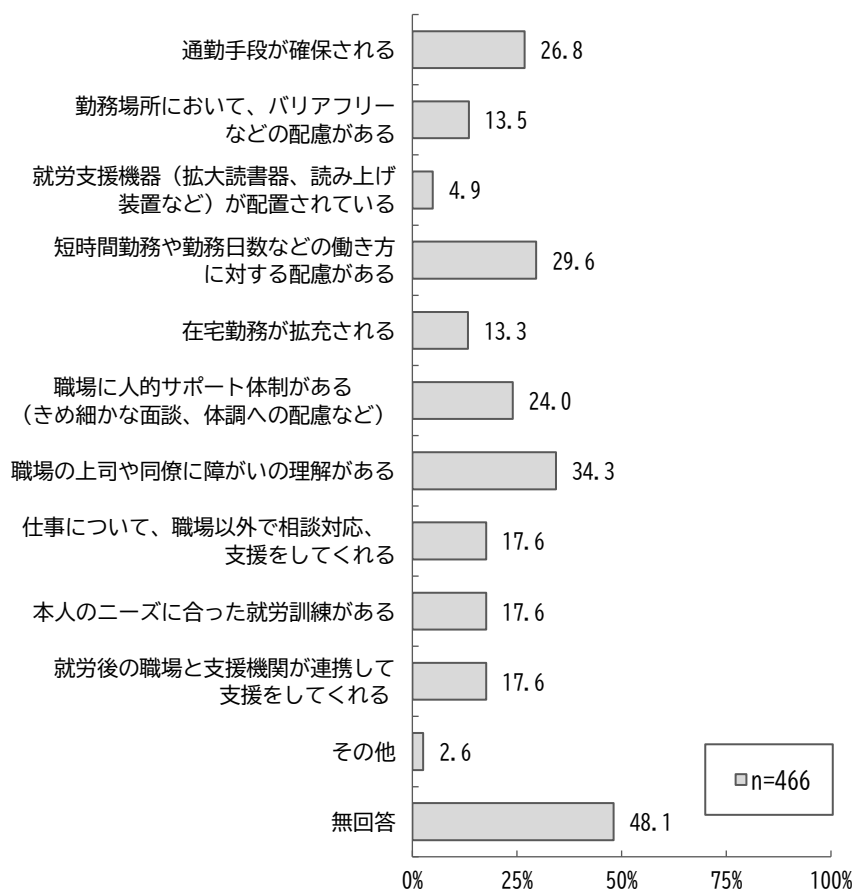
※問12で「仕事をしている」以外を選択



■問14 職業訓練を受けたいと思うか



■問15 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要か

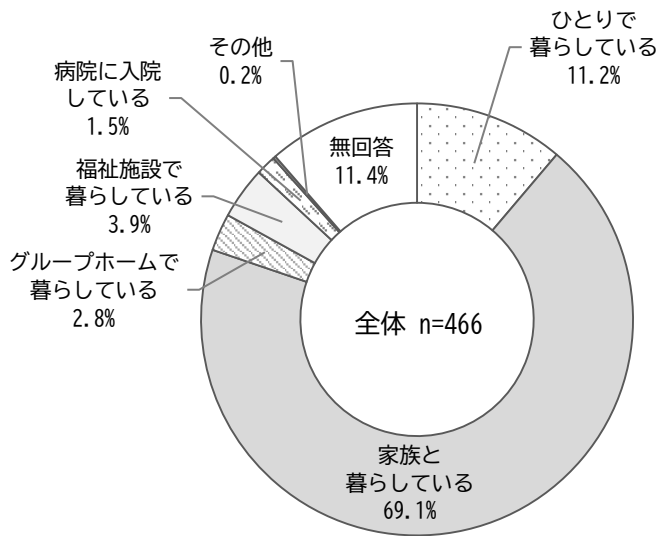


●障がい者の就労支援について、必要だと思う支援について聞いたところ、「職場の上司や同僚に障がいの理解がある」「短時間勤務や勤務日数などの働き方に対する配慮がある」「通勤手段が確保される」と回答した方が多くなっています。

●障がいに対する理解や生きがいを持って仕事に取り組むための体制整備について、さらなる深化を図ることが求められています。

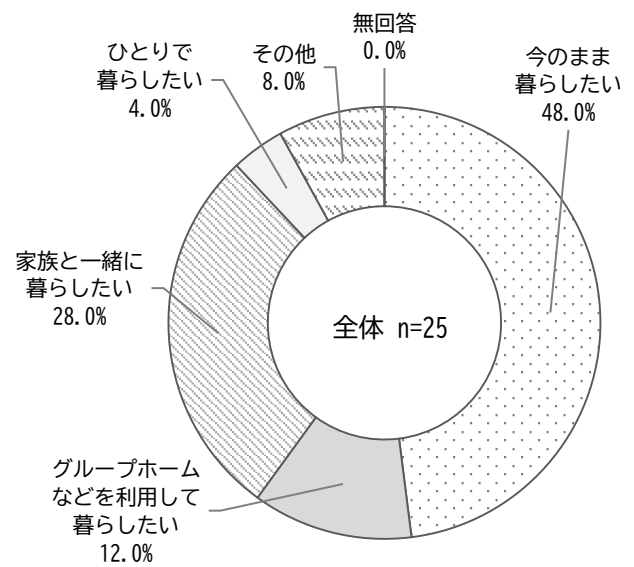
③住まいや暮らしについて

■問 18 現在どのように暮らしているか



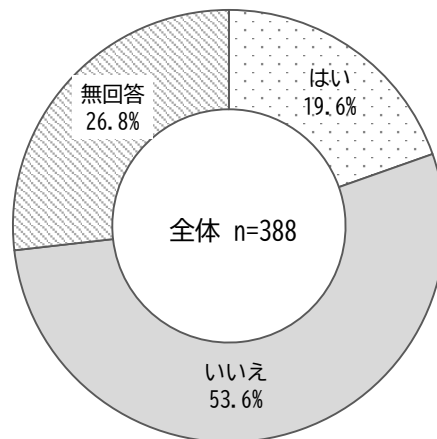
■問 20 将来、地域で暮らしたいと思うか

※問 18 で「福祉施設」「病院に入院している」を選択

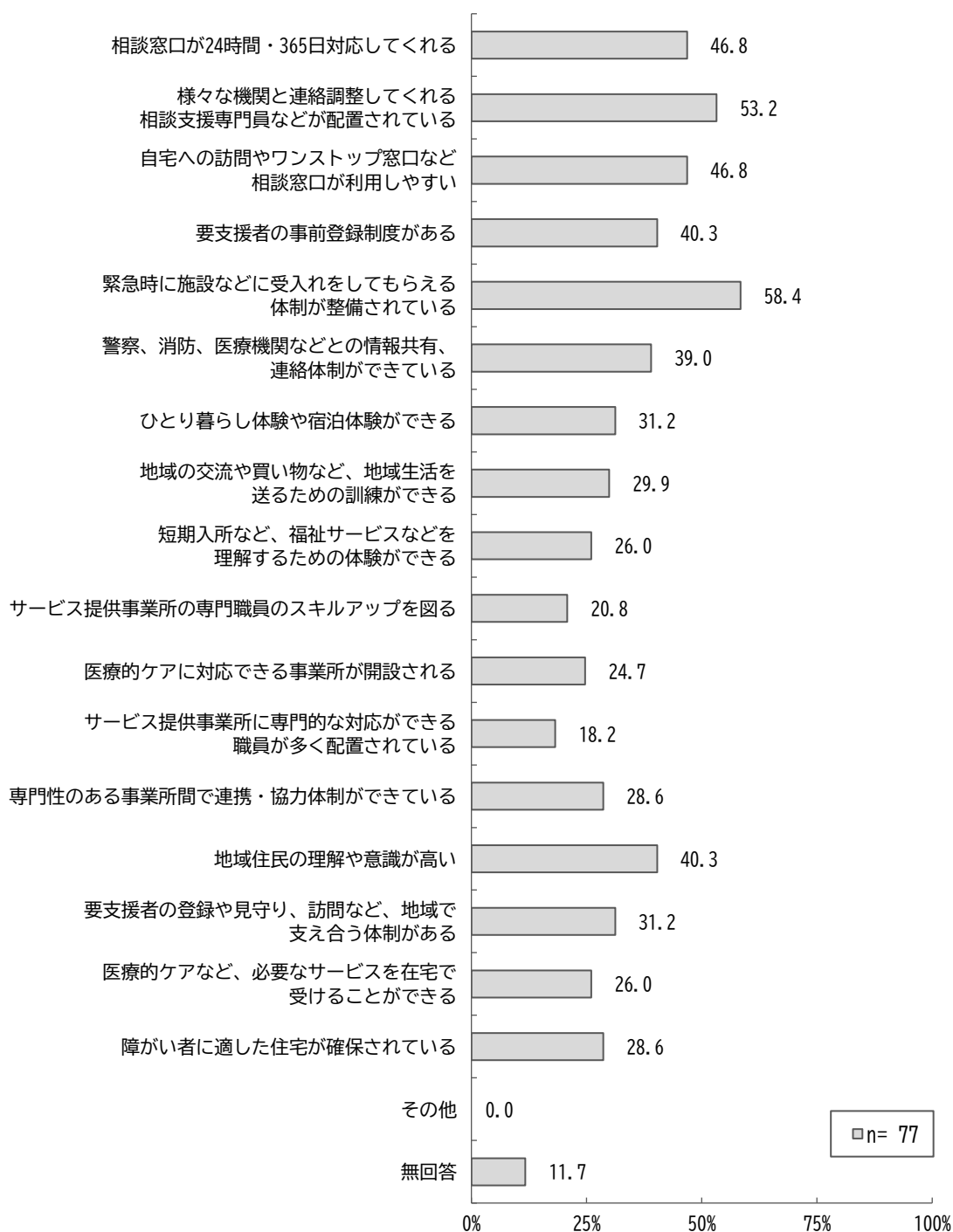


■問 21 将来、一人で暮らしたいと思うか

※問 18 で「一人で暮らしている」「家族と暮らしている」「グループホームで暮らしている」「その他」を選択した方



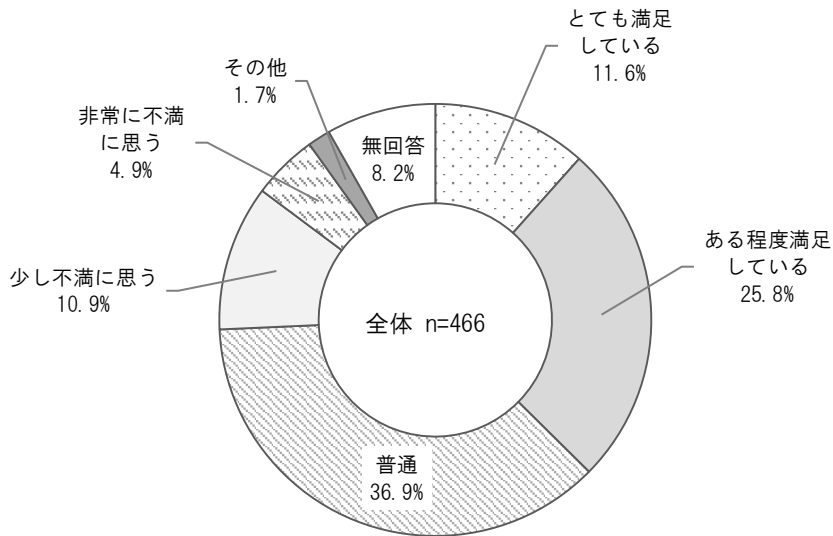
■問 22 地域で生活し続けるために、必要だと思う支援



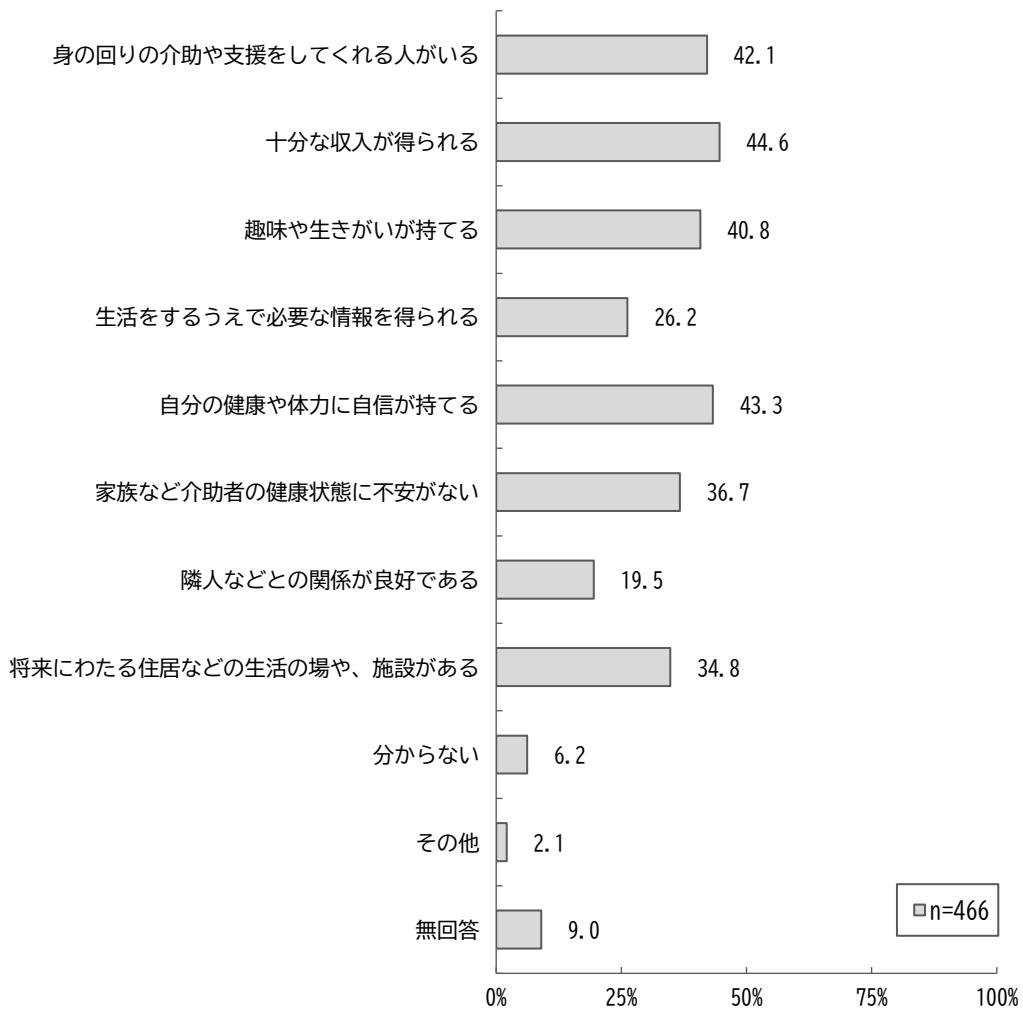
- 家族と一緒に、今のまま施設で暮らしたいといった、住み慣れた地域での生活を望む声が多くなっています。また、ひとり暮らしで地域の中で生活していくためには、受け入れ体制や相談できる体制が整っていることを望む声が多くなっていることから、地域での生活を望む方が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていく必要があります。

④生活全般について

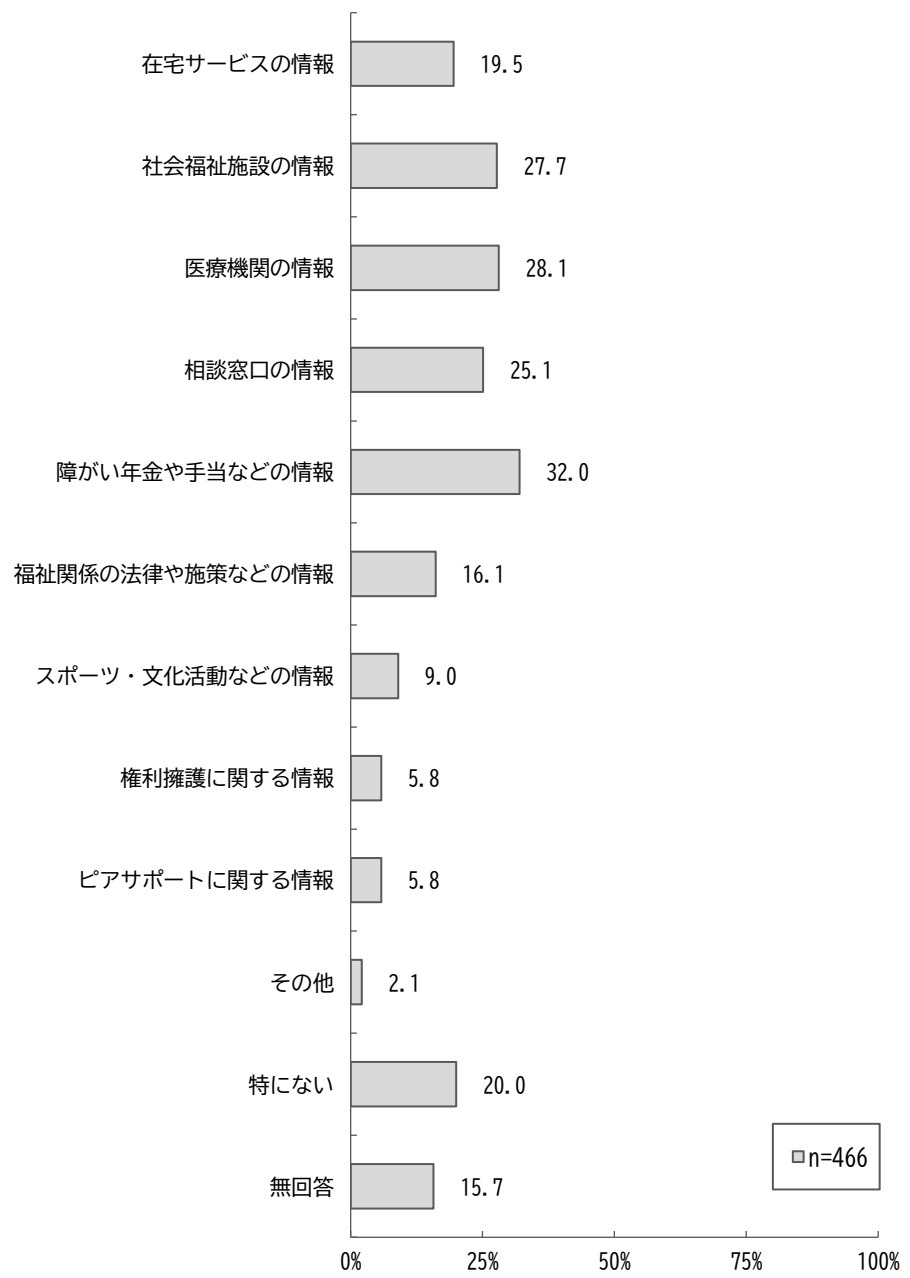
■問 23 自身の生活についてどのように感じているか



■問 24 暮らしがよくなるために、大切なこと

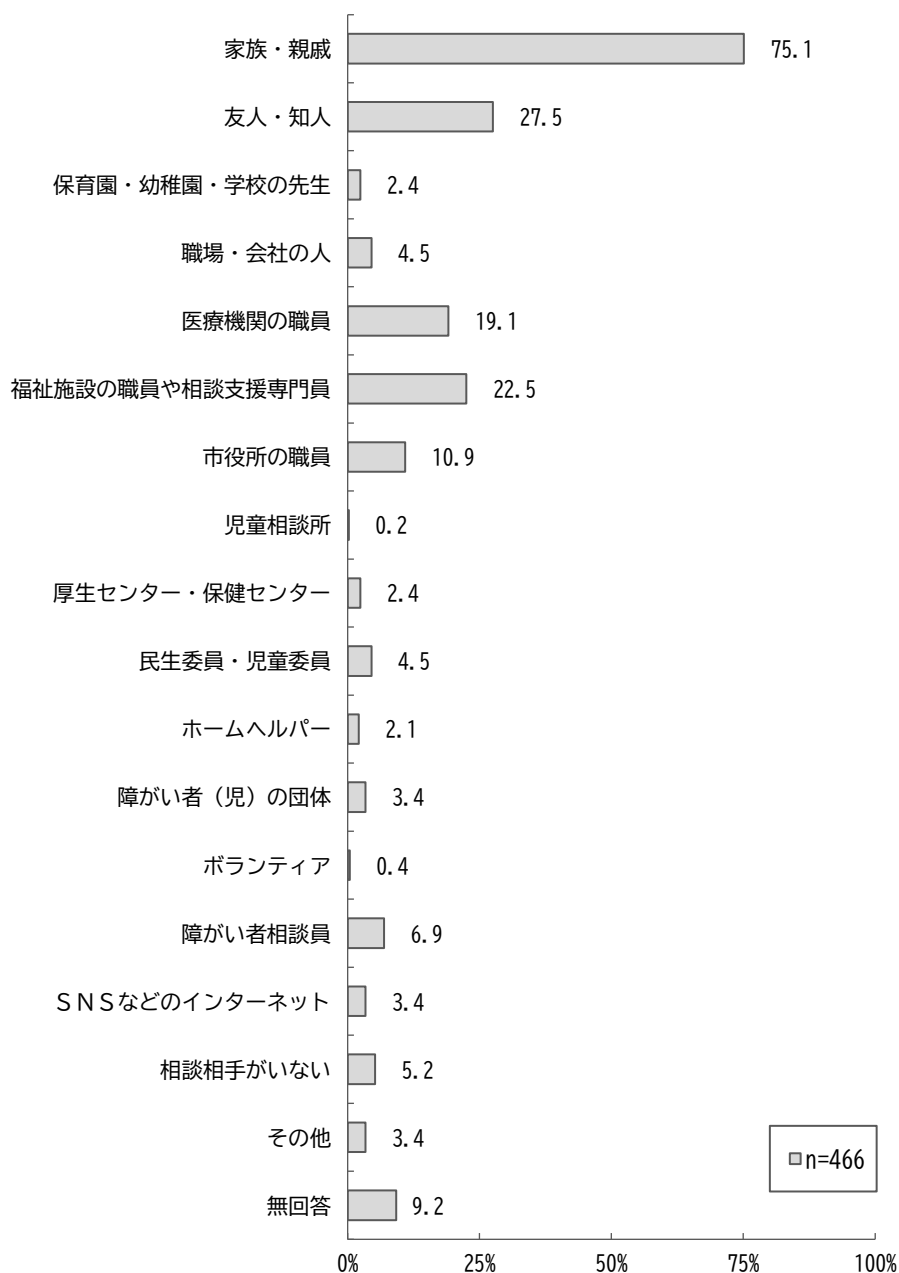


問 25 今、必要と感じる情報



⑤相談相手について

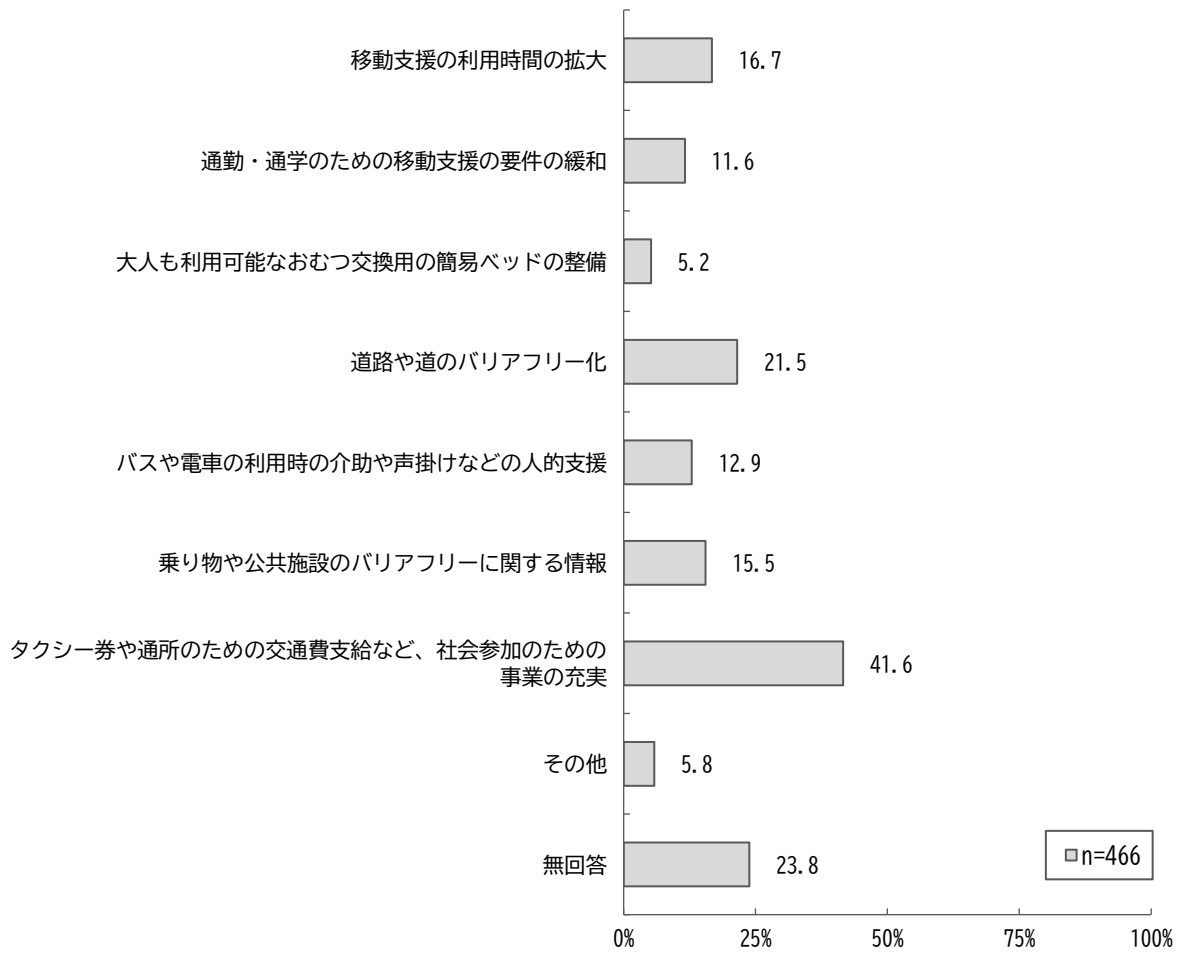
■問 27 心配ごとや悩みを誰に相談するか



- 心配ごとや悩みがあった場合の相談先は家族・親戚が最も多くなっています。また、福祉施設の職員や相談支援専門員や医療機関の職員といった日頃関わりのある方への相談以外の各種相談窓口へ相談する割合は少ないことから、相談しに行くことにためらいがあるのではないかと推察されます。今後は、「相談相手がない」と回答された方への、相談窓口のさらなる周知と、地域や周りの方が見守る体制づくりが求められます。

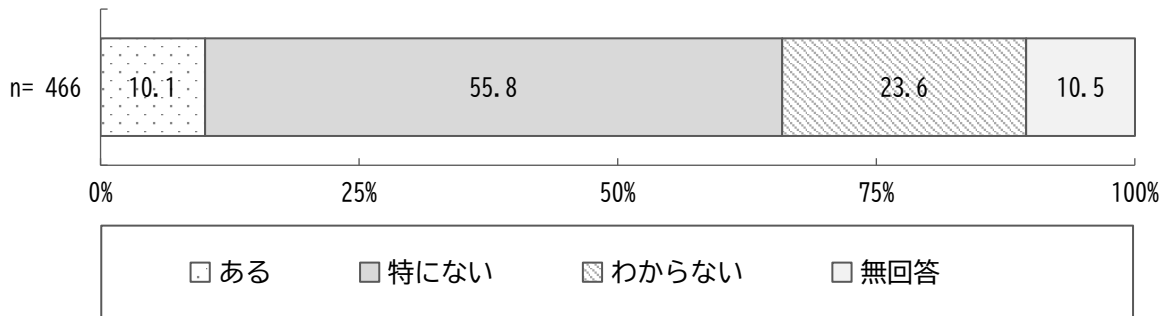
⑥外出支援について

■問 31 外出の際の支援として必要なこと



⑦権利擁護について

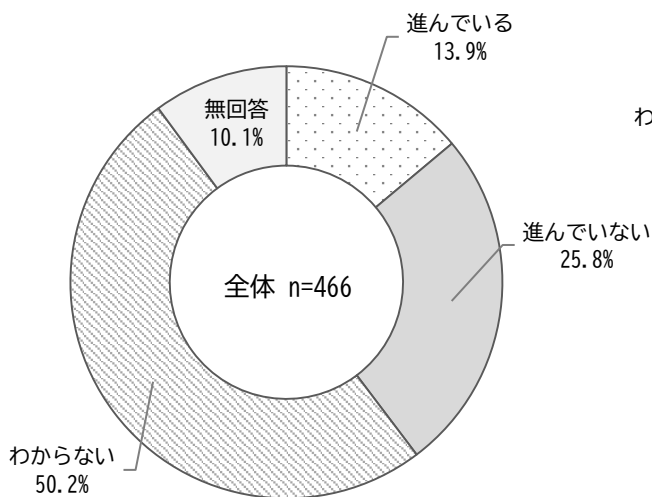
■問 33 日頃差別を感じることはあるか



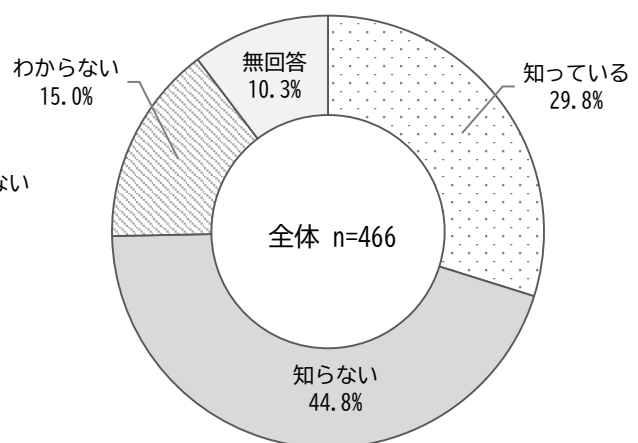
■問 34 差別を感じた具体的な内容（抜粋）※問 33 で「ある」と回答した方【自由記述】

- ▶療育手帳を提示して美術館に入ったら、美術品を触ったり、壊したりしないかを見るためかスタッフの方に、少し離れて出るまで後ろをついてこられた。
- ▶就職活動
- ▶障がい者トイレがない。出入口がバリアフリーになっていない。
- ▶大声を出した時にじろっと見られてしまう。
- ▶病院の待合室で指をさしてジロジロ見たり、こそこそ言われたりする。
- ▶地域住民の理解が非常に低い。

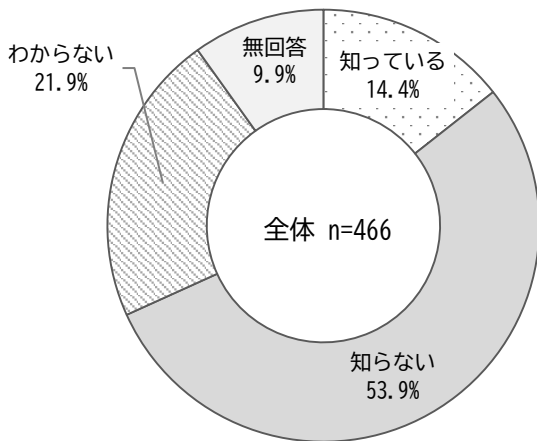
問 36-1 障がいに対する理解



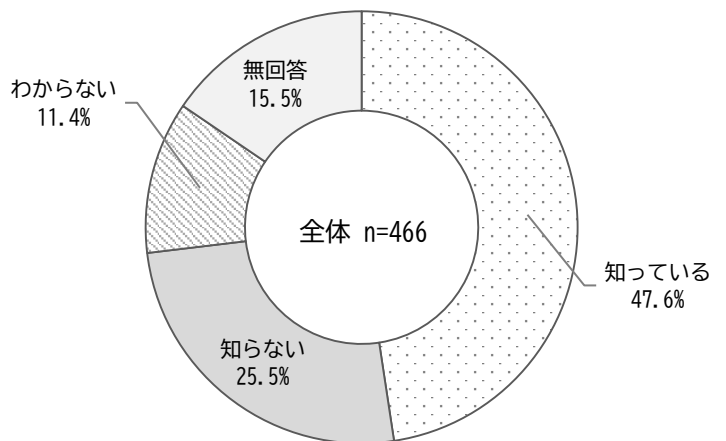
■問 36-2-① 「障害者虐待防止法」の名前を知っているか



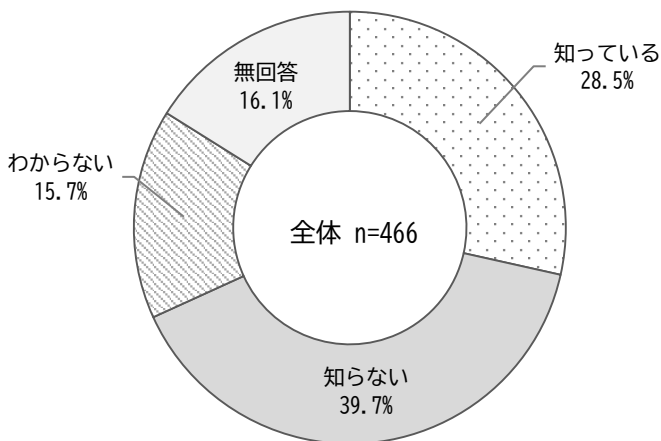
■問 36-2-② 「障害者虐待防止法」の内容を知っているか



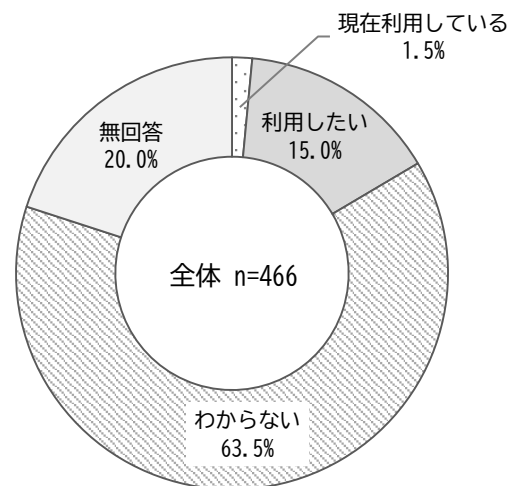
■問 36-3-① 「成年後見制度」の名前を知っているか



■問 36-3-② 「成年後見制度」の内容を知っているか



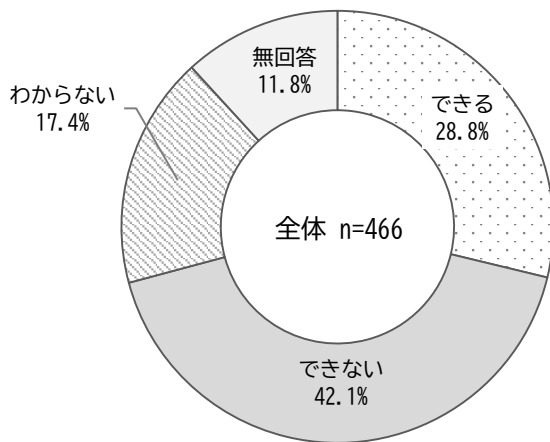
■問 36-3-③ 「成年後見制度」を利用しているか



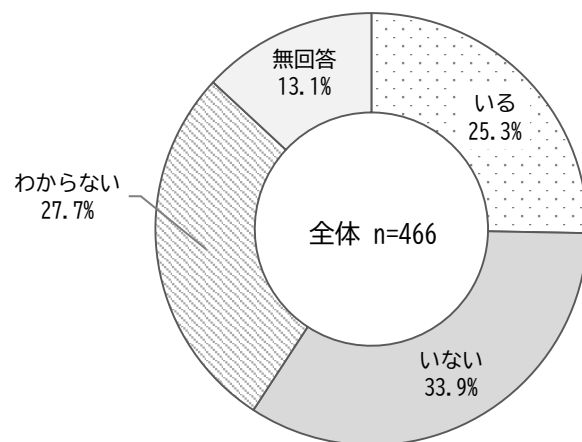
●障がいに関して差別や嫌な思いをしたことのある方は1割となっていますが、障がいに対する理解が進んでいるかについて「わからない」と回答された方が半数に及ぶことから、実際には差別や嫌な思いをされた方は多いのではないかと推察します。また、障がいに関連する法律等の認知度も名前は知っていても内容までは分からない割合が高いことから、障がいに対する理解促進や制度の周知を更に図っていく必要があります。

⑧災害について

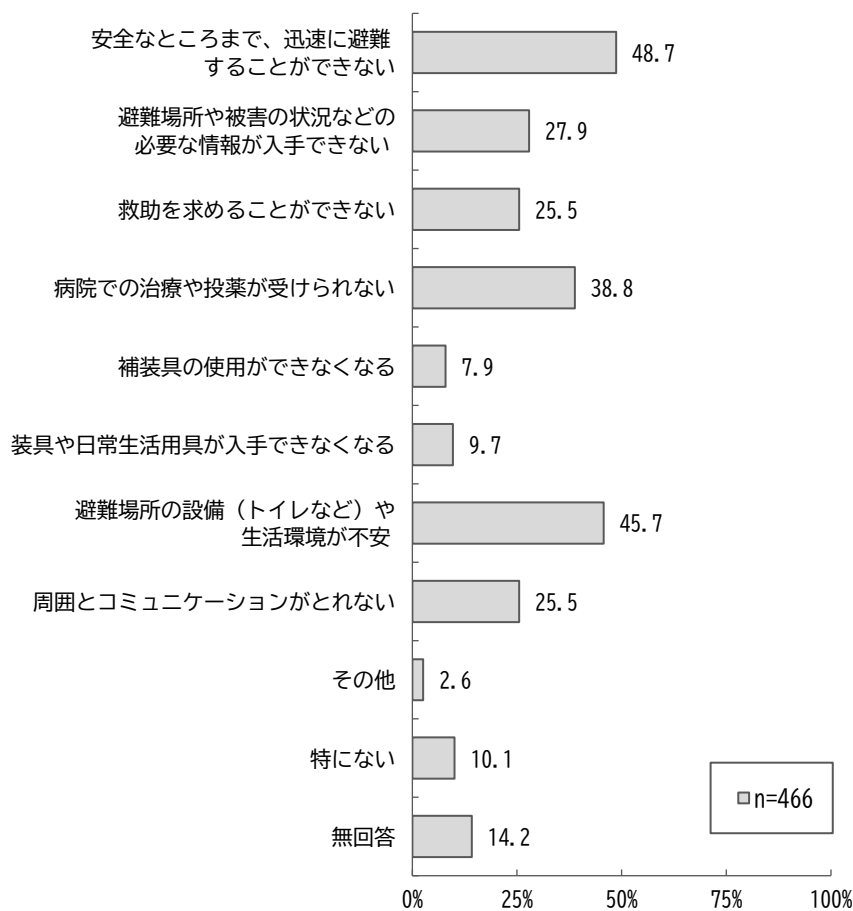
■問37 一人で避難できるか



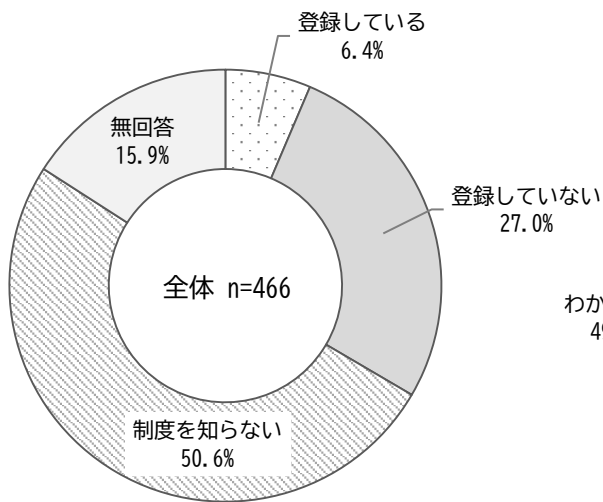
■問38 家族が不在の場合や一人暮らしの場合
近所にあなたを助けてくれる人はいるか



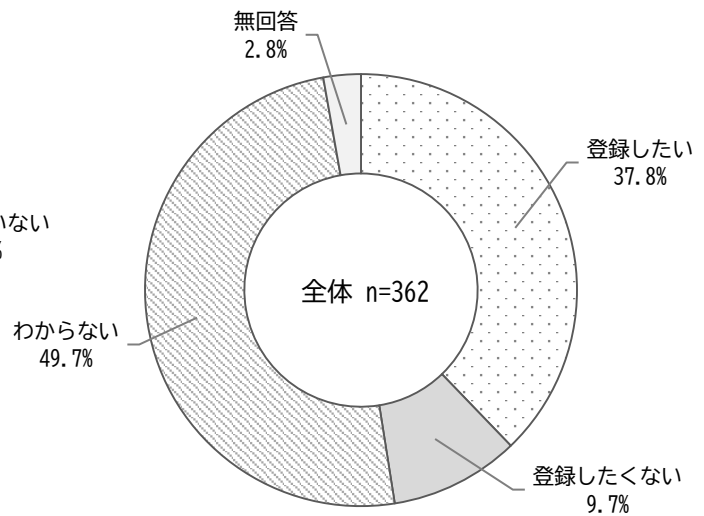
■問39 災害時に困ること



■問 40 災害時要援護者台帳制度に登録しているか



■問 41 災害時要援護者台帳制度に登録したいか
※問 40 で「登録していない」「制度を知らない」を選択

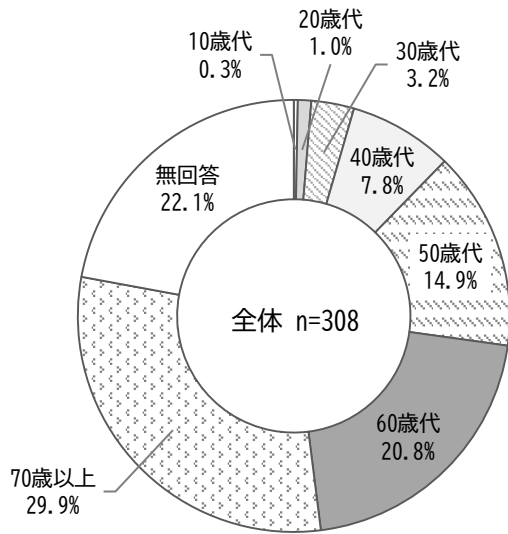


●災害時に一人で避難ができない方、近所で助けてくれる人がいないと回答された方が一定数みられ、災害に際して迅速な避難行動などをとることが困難となる可能性があります。また、災害時に困ることとして避難場所の環境や医療面での不安を挙げる方が多く、避難をはじめとした災害対応、障がい特性に応じた支援の在り方について検討を進める必要があります。

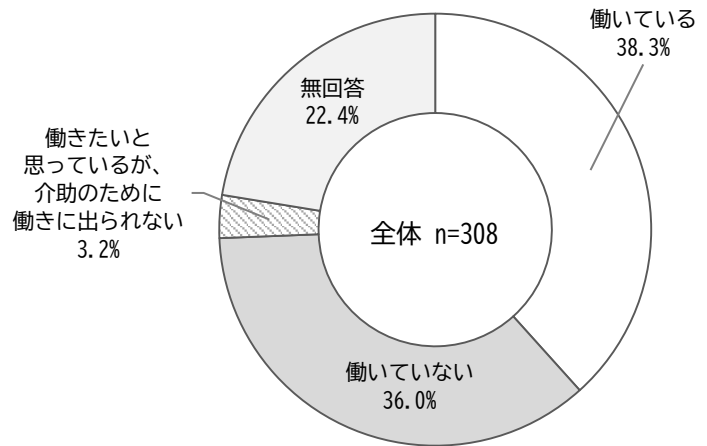


⑨介助者について

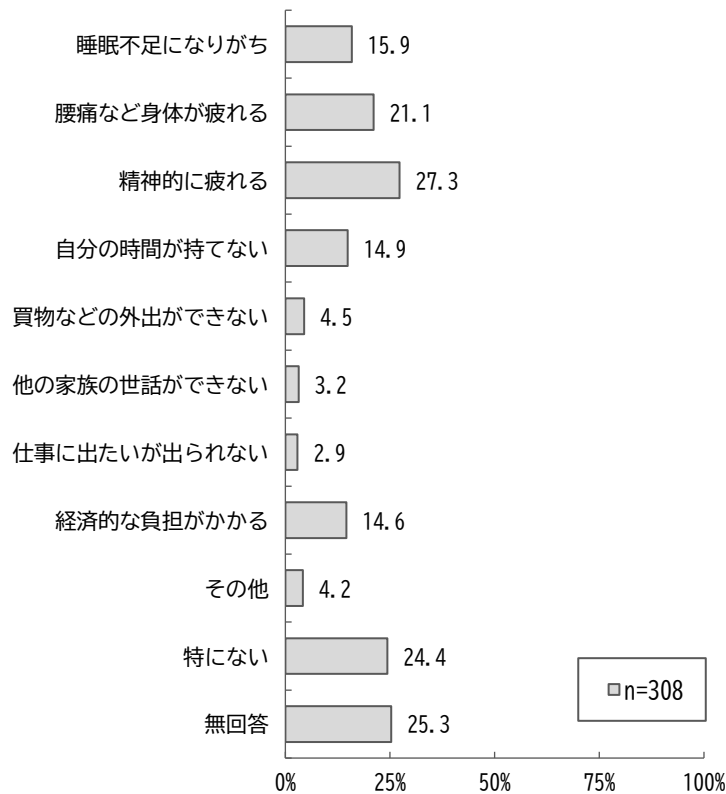
問 48 介助者の年齢



問 50 介助者の就業状況



問 52 介助者の困りごと



●介助者の年齢をみると、60歳代、70歳以上の割合が5割を超えていることから、介助者が高齢化している状況です。また、介助のために働きたくても働きに行けない方が一定数みられます。また、介助者の困りごととして肉体的な疲れや精神的な疲れや自分の時間がもてないなど、介助疲れが問題となっています。介助者に対しての支援について考えていく必要があります。

(2) 難病患者アンケート結果概要

①調査対象者及び調査方法、調査回収状況

福祉のサービス利用状況や、福祉に関する意向などをお聞かせいただき、計画策定及び今後の施策推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

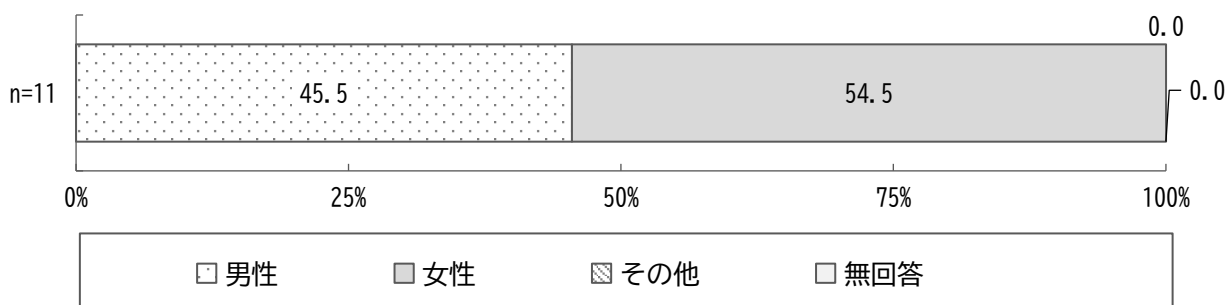
■ 調査対象者及び調査方法、調査回収状況

調査対象者	射水市に在住する特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
調査手法	富山県高岡厚生センター射水支所の協力を得て、アンケート調査票を配付し、郵送による回答（無記名回答）を依頼
調査期間	令和5年9月1日～9月15日
有効回答数	11件

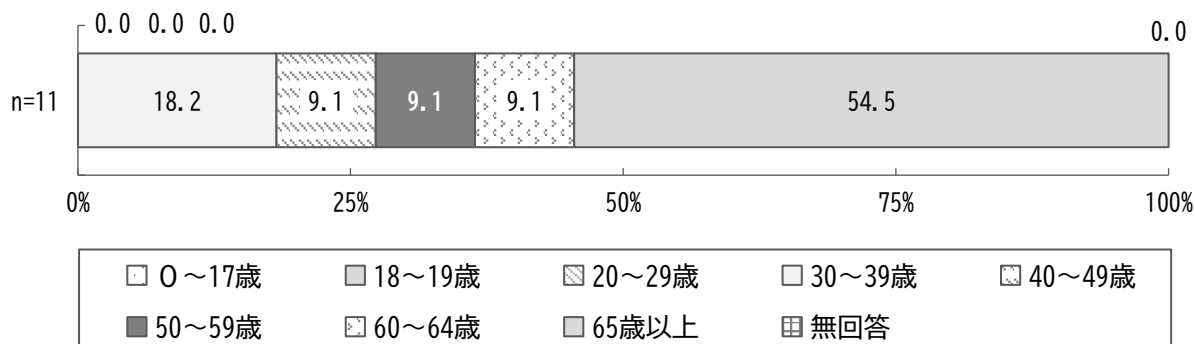
②調査のまとめ(抜粋)

回答者の属性

■ 性別

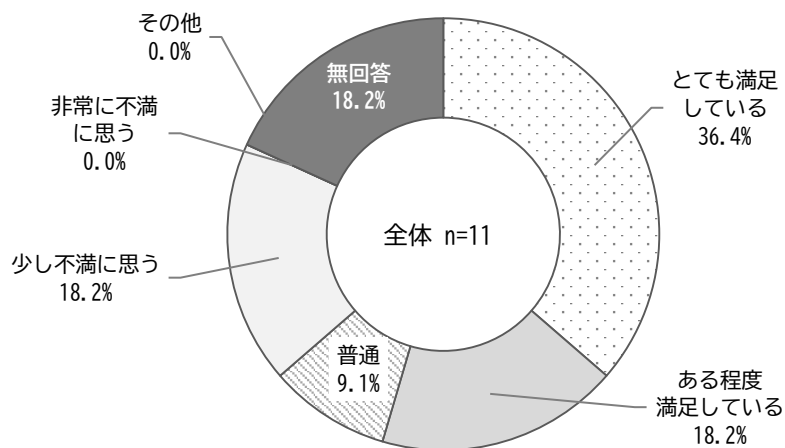


■ 年齢

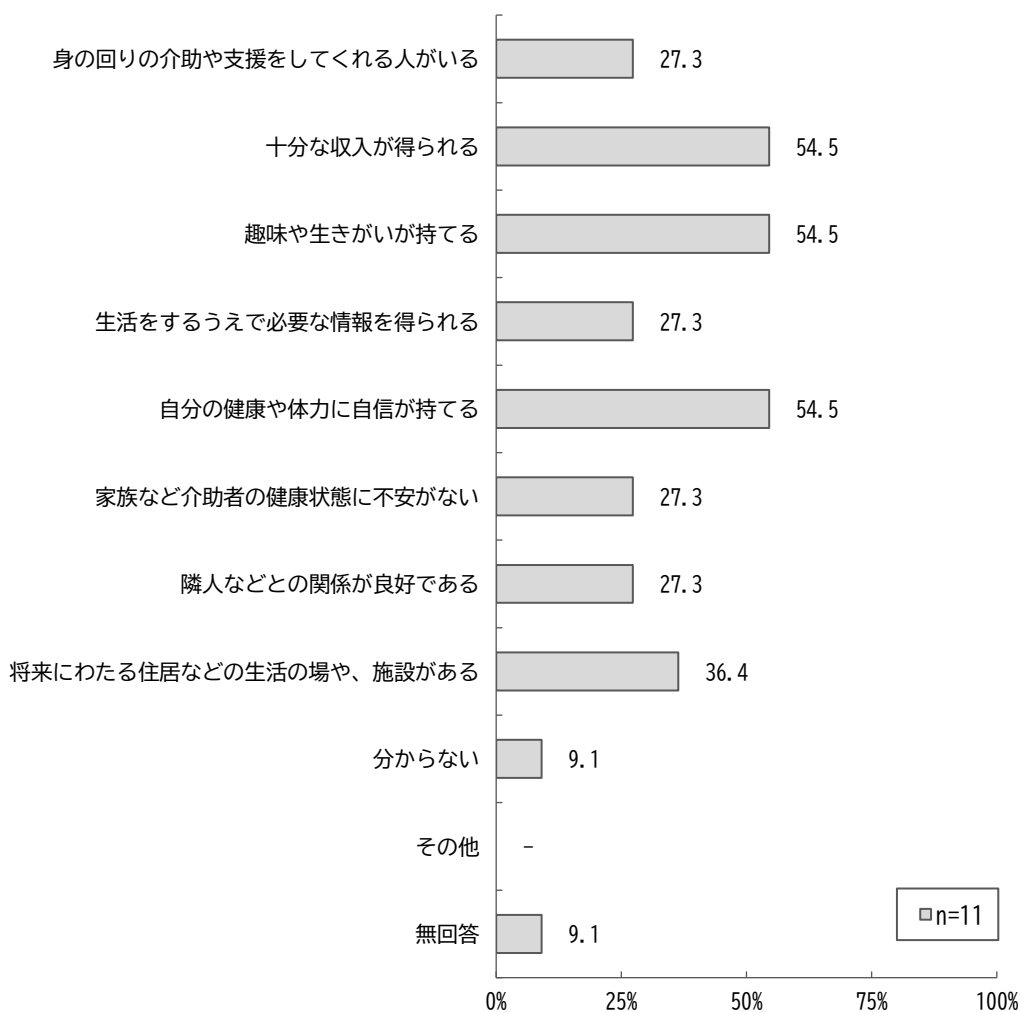


日常生活に関すること

■ 自身の生活についてどのように感じているか

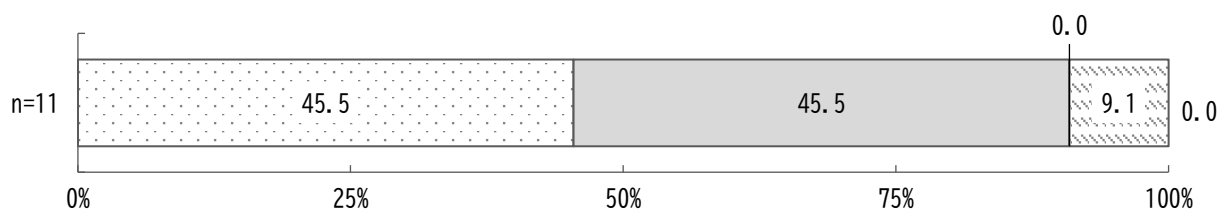


■ 暮らしがよくなるために、大切なこと



就労に関すること

■ 就労状況



- 就労している
- 以前は就労していたが、いまは働いていない
- 就労経験がない
- その他
- 無回答

■ 仕事(求職や就職活動を含む)に関して、困っていることや不安に感じていること (自由記述)

▷障がい者手帳を持っていない難病患者は、障がい者雇用で希望する求人を見つけても、求人企業の担当者から障がい者雇用数のカウントに入らないと言われる。



(3) 障がい福祉サービス事業所の調査結果

①調査対象者及び調査方法、調査回収状況

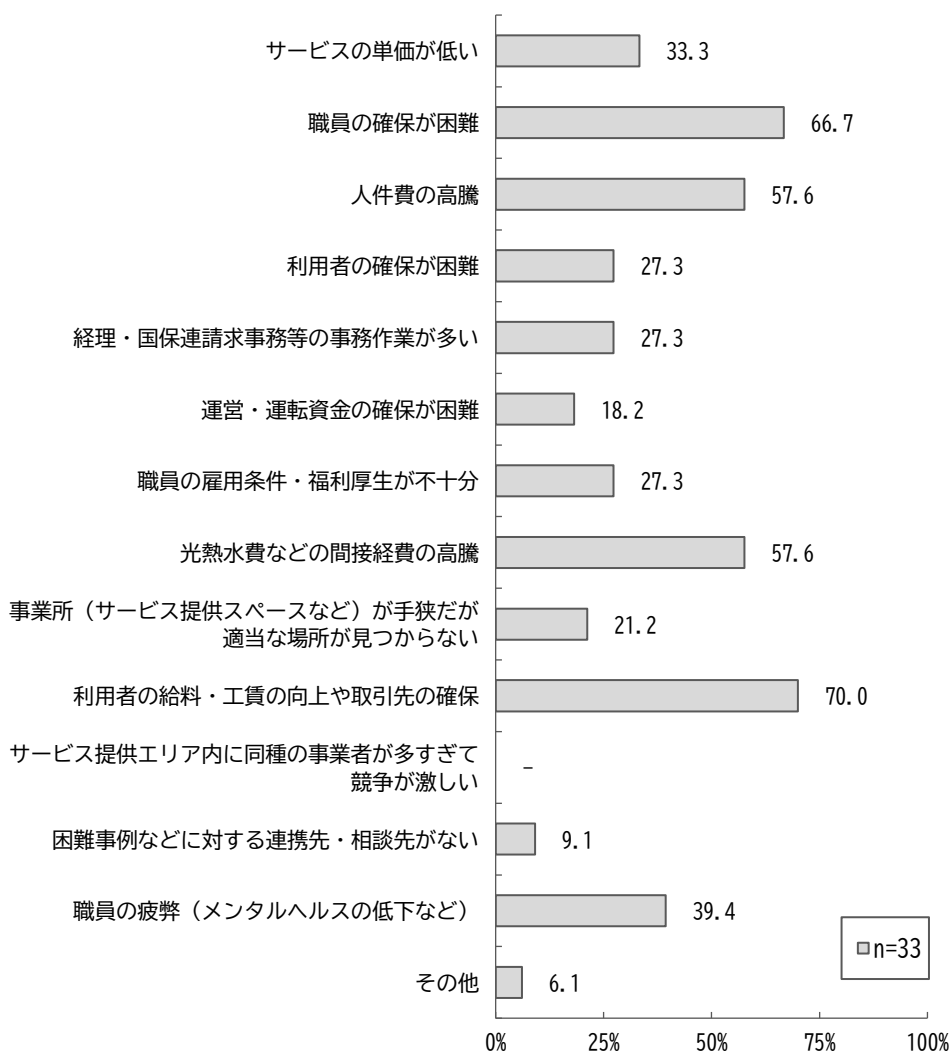
事業の現況や課題、障がい者福祉に関するニーズなどについて意見を伺い、計画策定や今後の施策推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

■ 調査対象者及び調査方法、調査回収状況

調査対象者	市内の障がい福祉サービス事業所等：20法人 うち、19法人（33事業所）が回答
調査手法	アンケート調査票を送付し、回答（記名回答）を依頼
調査期間	令和5年8月1日～8月29日

②調査のまとめ

■ 事業所の運営上の課題や問題点



障がい者福祉施設 の現況・課題等

○人員の確保、質の向上等

- ▶小規模な事業所は事業所単独で研修機会を設けることが難しい。職員の資質向上やメンタルヘルス対策に関する研修機会がもっとあるとよいと思う
- ▶医療的ケア児の利用に対応したいが、看護師が確保できない
- ▶経営を成り立たせるため、職員はパート雇用を多用せざるを得ない
- ▶人員不足ため業務を兼務しており、多忙でスケジュールを組むのも大変である。職員も休みにくい

○利用者への対応等

- ▶地域共生や障がい者の自立に向けて、イベントや事業を地域と共催するなど、地域住民とのつながりを大事にしている
- ▶社会の変化につれて、疾病の内容も変化・多様化しているように感じており、精神障がい者への支援の困難さが増している
- ▶強度行動障がいへの対応など、個別支援のニーズが高まっているが、専門職の不足などもありしっかりとしたケアが提供しきれてない
- ▶不登校や引きこもりへの対応も必要になってきている

○経営上の課題

- ▶障がい児のサービスは、卒業・卒園のタイミングで利用者が減少することから、年間を通じた安定した利用者数の確保が見込みにくい
- ▶企業から請け負う内職作業の工賃は安く、物価の上昇に見合っていない。また、企業からの発注量が不安定で、色々な作業を掛け持ちしなければならない

地域の課題、体制整備等

○地域の課題

- ▶計画相談支援事業所を運営しているが、地域全体での計画相談支援のニーズと比較して、相談支援専門員の数が不足していると感じる
- ▶支援学校卒業後に、余暇の過ごし方や生活全般のスキル習得、就業準備についての自立訓練を経て、一般就労や福祉就労に結び付ける流れがあるとよいと思う
- ▶高齢化・人口減少が進むことで、利用者が減少するとともに、職員の確保も難しくなる
- ▶社会が複雑化するに伴い、精神科受診者数は増え、心の問題を抱えている人は増えている。自宅療養の期間がそれなりに長く、孤立しやすいので、地域活動支援センターのような居場所機能は重要だと思う

○体制整備等

- ▶以前に比べて学校との連携が取りやすくなった。学校と家庭と事業所とがさらに風通しのよい関係になるよう取組を進めてほしい
- ▶市内の事業所の紹介や活動内容など、利用者が必要とする情報がWEBで検索できるようになればよい
- ▶相談支援専門員が1名で対応している小規模の相談支援事業所としては、相談支援専門員が相談できる場として基幹相談支援センターの機能充実が図られるとよいと思う

資料2 第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画

(第3期障がい児福祉計画)の策定過程

開催日	会議等	検討内容
令和5年6月7日	第1回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・次期計画の策定について ・アンケート調査実施について
令和5年7月3日～ 7月18日	障がい福祉に関するアンケート調査実施	
令和5年8月9日	第2回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・計画（骨子案）について ・アンケート調査結果について
令和5年8月1日～ 8月29日	障がい福祉に関する事業所調査実施	
令和5年9月1日～ 9月15日	障がい福祉に関するアンケート調査実施（難病患者）	
令和5年11月8日	第3回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・計画（素案）について
令和5年11月17日	第4回射水市障がい者総合支援協議会全体会	
令和5年12月15日～ 令和6年1月15日	パブリックコメント実施	
令和6年2月7日	第5回射水市障がい者総合支援協議会全体会	・パブリックコメントの結果について ・計画（案）について
令和6年3月	計画の策定・公表	

資料3 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿

組織団体	所属	役職名	氏名
相談支援事業者代表	社会福祉法人 射水福祉会 あいネットいみず	施設長	稲垣 宏
障害福祉サービス 事業者代表	特定非営利活動法人 ふらっと	理事長	宮袋 季美
障がい者団体代表	射水市身体障害者協会	会長	久々江 除作
障がい者団体代表	地域家族会いみず野	会長	清水 義雄
障がい者団体父母の会 代表	射水市手をつなぐ育成会	副会長	村中 大治
学識経験者	富山福祉短期大学	講師	○ 中村 尚紀
ハローワーク代表	高岡公共職業安定所	統括職業指導官	福富 千絵
障害教育機関代表 (特別支援学校)	富山県立高岡支援学校	教頭	清水 達史
警察署代表	射水警察署	生活安全課長	浜川 幸大
民生委員児童委員代表	射水市民生委員児童委員 協議会	会長	多比木 実
社会福祉協議会	社会福祉法人 射水市社会福祉協議会	事務局長	板山 浩一
医師会代表	医療法人社団喜生会 木戸クリニック	理事長	◎ 木戸 日出喜
厚生センター	富山県高岡厚生センター 射水支所	支所長	櫻田 惣太郎
商工会議所代表	射水商工会議所	事務局参事	砂原 良重
地域振興会代表	射水市地域振興会連合会	副会長	川腰 喜久雄
ボランティア団体代表	射水市ボランティア 連絡協議会	副会長	義本 幸子
中学校長会	新湊南部中学校	校長	加藤 豊
小学校長会	中太閤山小学校	校長	藤田 美栄子

◎は協議会会長、○は副会長（敬称略：順不同）

資料4 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱

平成 19 年 11 月 21 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 7 月 14 日

改正 平成 28 年 6 月 29 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項及び射水市相談支援事業実施要綱（平成18年射水市告示第161号。以下「相談支援事業実施要綱」という。）第5条の規定により設置する射水市障がい者総合支援協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業実施要綱第3条及び射水市障害者地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年射水市告示第158号）第5条に規定する事業内容の実施状況及び運営評価に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 障がい者基本計画及び障害福祉計画に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱したもの（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 法に基づく指定相談支援事業者
- (2) 法に基づく障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療の関係者
- (4) 教育・雇用の関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 障害者等及びその家族
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く

- 2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名により選出する。
- 3 会長は会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長が協議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 射水市情報公開条例(平成17年条例第20号)第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合

(2) 公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 市長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(相談支援部会及び専門部会)

第7条 協議会に相談支援部会を置くとともに、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以降の最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成19年11月21日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

資料5 用語説明

あ行	
アウトリーチ	手を伸ばすことを意味し、支援が必要な人に対し、支援がつながるよう積極的に働きかける取組のこと。
アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。
ICT (アイ・シー・ティ)	Information and Communication Technology の略称。 情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。 情報通信技術。
IoT (アイ・オー・ティ)	Internet of Things の略称。 身の周りのあらゆるものをインターネットにつなげることにより、新たなサービスを生み出すもの。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
インクルーシブ教育	「障がいがある・障がいがない」という2分法での分離型学習ではなく、違いを踏まえた上で、統合型の環境で両者の教育を進めていこうとするもの。
インクルージョン	包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals の略称）。 平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標。 持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
か行	
学習サポーター	特別な支援を必要とする児童生徒や学習の理解に時間を要する児童生徒、集中して授業に取り組むことのできない児童生徒の学習支援を行う人。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
強度行動障がい	直接的な他害（噛みつき、頭突き等）や間接的な他害（睡眠の乱れ等）、自傷行為等が通常では考えられない頻度と形式で出現している状態のこと。
グループホーム	認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。
ケアネット活動	市内 27 地区を単位として、子どもからお年寄りまで支援を必要とする方を、地域住民と関係機関が一体となって見守り、日常生活の支援を行う活動。具体的には、ケアネットチームをつくり、見守り、話し相手、ゴミ出しなど必要な支援を行っている。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。
権利擁護	自ら物事を判断することが困難な障がいのある人に対して、本人の意思を尊重し支援を行うこと。

高次脳機能障がい	事故や病気等により脳が損傷され、記憶障がい、注意障がい等、脳の認知機能に障がいが起こる状態。
合理的配慮	障がいの有無にかかわらず、すべての人が平等に社会参加できるように、それぞれの障がいの特徴や困難等に合わせた配慮。
さ行	
自閉症	先天性の脳の機能障がいの1つと考えられており、ことばの発達の遅れや偏り、社会性や対人関係の障がい、特定の物に興味を示す、同じ動作を繰り返す、決まったパターンを好む、情緒の障がい、睡眠障がいなどの特徴がある。このうち、知的障がいを伴わない場合を「高機能自閉症」という。
社会福祉協議会	社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき設置されている。社会福祉協議会は、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の住民が住み慣れたまちで安心して生活することができる地域づくりをめざした様々な活動を行っている。
重層的支援体制	既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある児童。
就労支援	障害者総合支援法が定める事業の1つで、就労の機会を提供する「就労継続支援」と知識や能力の向上を図る「就労移行支援」がある。
障がい支援区分	障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分。 障がい支援区分の認定を受けると、障がい福祉サービスのうち、介護給付（居宅介護、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援等）を利用することが可能となる。
障害者基本法	障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
障害者虐待防止法	障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。
障害者権利条約	あらゆる障がいのある人の尊厳と、権利を保障するための人権条約。
障害者差別解消法	すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的にを行うことを定めた法律。
身体障がい者手帳	身体障害者福祉法に規定されている手帳。視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能又は咀嚼機能、肢体（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能）、内部障害（心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝機能）などに永続的な障害があり、身体障害者福祉法別表に定める身体障がい者等級表に該当する一定以上の障がい者に対して、申請に基づいて障害等級を認定し、法に定める身体障がい者として、都道府県知事が交付するもの。

精神障がい者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されている手帳。精神障がい者の社会復帰、自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患（統合失調症、気分（感情）障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神障がい、発達障がい、その他の精神疾患）を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があり、判定基準に該当する一定以上の障がい者に対して、法に定める精神障がい者として都道府県知事が交付するもの。日常生活への支障の程度によって、1級から3級までの等級がある。
スクールカウンセラー	市内全小中学校には、県の事業としてスクールカウンセラーが配置され、原則週1回相談を実施している。 この他、市の教育相談事業として、教育センター内の相談室で教育相談員が（教育カウンセラー）相談者の要望に応じて、来所・電話・メールによる相談に応じている。（月～金・午前9時～午後5時）また、要請のあった学校において相談活動を行っている。
スマート窓口	行政手続のデジタル化を図り、オンライン申請や窓口支援システムの導入による「書かない窓口」の導入などを進めること。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を受けたり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守る支援（財産管理、身上監護）をする制度。 家庭裁判所の審判による「法定後見」と、本人が判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」がある。「法定後見」は、本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。
相談支援専門員	障害者総合支援法に基づく障がい者サービスを利用する場合には、平成27年度から、相談支援事業所の相談支援専門員が利用者本人及び家族等の意向を十分に把握した上でサービス利用計画を立案し、市に提出することが必要となっている。相談支援専門員は、社会福祉士、精神保健福祉士等一定の資格と実務経験を有し、障がい特性や障がい者の生活実態に関する詳細な知識と経験を持つ専門員で、県が実施する相談支援従事者研修（初任者・実務者）を修了することが要件となっている。
た行	
DX（ディー・エックス）	Digital Transformation の略称。 デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させること。
DV（ディー・ブイ）	Domestic Violence の略称。 配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力。
地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等が通所して創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図るための機関。射水市では、4か所の地域活動支援センター【あいネットいみず（七美）、ふらっと（太閤町）、つどい（三ヶ）、むげん（棚田）】に委託しており、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を配置し、障がい者の日中活動の機会の場の提供や、障がい者理解促進のため、地域との連携を図っている。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

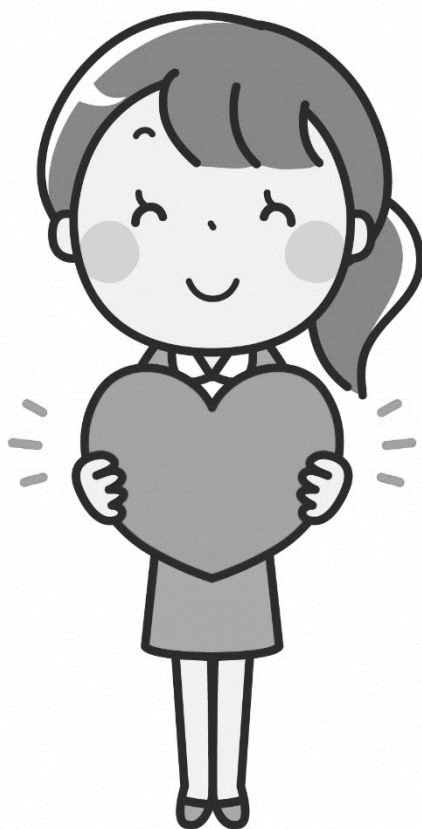
地域支え合いネットワーク事業	高齢者が社会参加し、地域において自立した日常生活を営むことができる体制を整備するために実施しているもので、住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所を確保し、支援が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活ができるよう、様々な取組を行う事業。
地域振興会	市内 27 の各地区単位で自治会等の自治組織を中心とし、その地区の女性組織、高齢者組織、青少年組織、福祉組織、スポーツ振興組織、消防団等各種団体が連携・協力し、地域づくりを共に行うために設立された組織。
地域包括ケアシステム	誰もが可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、地域の実情に沿って「住まい」「医療」「障がい福祉」「生活支援」等が包括的に提供される体制。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
な行	
難病	発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの。
ニューノーマル	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って変容した生活様式や価値観が、収束後も定着すること。
NET119緊急通報システム	音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム
は行	
8050問題	80代前後の親が働いていない50代前後の子を養う世帯に生じている複合的な社会問題。
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。
バリアフリー	障がい者が、社会生活をしていく上で、障壁（バリア）になっているバリアをなくすこと。以前は、物理的なバリアの除去という意味合いが強かったが、現在は、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアをなくすという意味で用いられている。
ピアサポート	同じ立場の者同士が悩みや不安を共有し、互いに支え合う活動。
PDCAサイクル	業務を円滑に進めるためにPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返し行うこと。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
ふくし総合相談センターすてつぷ	ひきこもりや生活困窮、介護、障がい、子育てなど、さまざまな課題に起因する困りごとについて、専門の職員が相談などに応じながら、その解決に向けて当事者やその家族といっしょに考え、支援することを目的に、射水市社会福祉協議会内に設置された機関。
福祉避難所	指定避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所のこと。

ペアレントトレーニング	発達障がい児者支援施策における家族支援の一つ。環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムで、発達障がいのある子どもを育てた経験のある親で、同じ親の立場で相談相手となれる人をペアレント・メンターという。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
ヘルプマーク	外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりづらい方が着用することにより、援助や配慮を必要としていること周囲に知らせるマーク。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める方。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも努めている。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うとされている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。
ゆずりあいパーキング利用証	車椅子使用者や障がいのある方など歩行が困難な方が、障がい者等用駐車場を円滑に優先利用できるよう、障がい者等用の駐車区画に駐車した際に車内に掲示する利用者証。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。
要配慮者	高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。
要約筆記	聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、パソコン等を利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。
ら行	
ライフステージ	人が生まれてから死ぬまでの各段階のことで、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分類される。出生、入学、卒業、就職、結婚、子供の誕生、子供の独立、退職など人生の節目ごとに段階にも区分される。
リハビリテーション	障がいや病気、怪我及び老化現象等、様々な原因によって生じた心身の障がいに対して、その障がいや元の状態に戻るような訓練を行うこと。
療育手帳	厚生省通知「療育手帳制度について」、富山県療育手帳交付要綱に規定されている手帳。知的な障害があり、上記要綱に定める基準に該当する一定以上の障がい児・者に対して、申請に基づいて障害程度を認定し、要綱に定める知的障がい児・者として、都道府県知事が交付する。IQがおおむね35以下で療育手帳A、おおむね75以下で療育手帳Bが交付される。

「障害」の表記について

「障害」の表記のあり方については、障がい者制度改革推進本部において、『「障害」の表記に関する作業チーム』が設置され、平成22年11月22日に『「障害」の表記に関する検討結果について』がまとめられています。その結果では、特定の表記は決定されず、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることとされました。

しかし、「障害」の「害」を人に対して使用する場合、負のイメージが強く不快を感じる場合があることから、法律、府省令、条例、規則等で使用されている用語、関係団体・関係施設の名称、固有名詞（国の事業、制度の名称、専門用語）については「障害」の表記を、それ以外の場合は「障がい」の表記としました。



資料6 第7期障がい福祉計画(第3期障がい児福祉計画)の活動指標(再掲)

(1) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の活動指標(再掲)

① 訪問系サービス (1か月当たりの見込量)

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数	人	28	30	32
	利用量	時間	280	300	320
重度訪問介護	利用者数	人	2	2	2
	利用量	時間	1,200	1,200	1,200
同行援護	利用者数	人	10	11	12
	利用量	時間	200	220	240
行動援護	利用者数	人	9	10	11
	利用量	時間	120	130	140
重度障がい者等包括支援	利用者数	人	1	1	1

② 日中活動系サービス (1か月当たりの見込量)

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	人	260	265	270
	利用量	人日分	5,200	5,300	5,400
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	15	15	15
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	20	20	20
うち精神障がい者	利用者数	人	0	0	0
	利用量	人日分	0	0	0
就労移行支援	利用者数	人	6	7	8
	利用量	人日分	126	147	168
就労継続支援A型	利用者数	人	105	110	115
	利用量	人日分	2,100	2,200	2,300
就労継続支援B型	利用者数	人	195	200	205
	利用量	人日分	3,510	3,600	3,690
就労定着支援	利用者数	人	3	4	6
就労選択支援	利用者数	人	0	2	4
短期入所 (福祉型)	利用者数	人	20	21	23
	利用量	人日分	100	105	115
短期入所 (医療型)	利用者数	人	8	9	9
	利用量	人日分	40	45	45
療養介護	利用者数	人	28	29	30

③ 居住系サービス（1か月当たりの見込量）

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	人	1	1	1
うち精神障がい者	利用者数	人	0	0	0
共同生活援助	利用者数	人	63	66	69
うち精神障がい者	利用者数	人	16	17	18
施設入所支援	利用者数	人	104	103	102

④ 相談支援（1か月当たりの見込量）


	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人	150	160	170
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1
うち精神障がい者	利用者数	人	0	0	0
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1
うち精神障がい者	利用者数	人	1	1	1

⑤ 障がい児通所支援（1か月当たりの見込量）

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人	53	54	55
	利用量	人日分	318	324	330
放課後等デイサービス	利用者数	人	165	170	175
	利用量	人日分	1,980	2,040	2,100
保育所等訪問支援	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日分	1	1	1

⑥ 障がい児相談支援（1か月当たりの見込量）

	単位		計画見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	利用者数	人	50	50	55



第3次射水市障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画
(第3期障がい児福祉計画)


発行日 令和6年3月

発行 射水市

編集 射水市 福祉保健部 社会福祉課

TEL 0766-51-6626 F A X 0766-51-6658

E-mail fukushi@city.imizu.lg.jp



低所得世帯物価高騰臨時給付金について

1 趣旨

住民税均等割のみ課税世帯に対して、物価高騰による負担を軽減するために1世帯当たり10万円の現金を支給する。また、住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金（7万円）及び低所得世帯物価高騰臨時給付金（10万円）の受給世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して児童1人あたり5万円を支給する。

なお、国の方針に基づき、年度内の支給開始に向けて1月から準備を進める必要があることから1月補正予算の専決処分を行ったもの。

2 支給対象

- (1) 令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯
 ただし、住民税課税者の扶養のみからなる世帯を除く。
- (2) 令和5年度分の住民税非課税及び住民税均等割のみ課税の世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯

A. 住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金（非課税世帯：12月補正済）	
対 象	世帯員全員の住民税が非課税である世帯：約7,300世帯
支給額	1世帯当たり7万円 （前回の給付金3万円）
支給時期	令和6年2月中旬～

(1) 低所得世帯物価高騰臨時給付金（均等割のみ課税世帯）	
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の住民税が均等割のみ課税である世帯 ・世帯員の住民税が均等割のみ課税の方と非課税の方で構成されている世帯：2,030世帯（見込）
支給額	1世帯当たり10万円
支給時期	令和6年3月下旬～

(2) こども加算（低所得者の子育て世帯への加算）	
対 象	A及び(1)の給付金受給世帯のうち18歳以下の児童がいる世帯
支給額	児童1人当たり5万円：500世帯(800人)（見込）
支給時期	A. 令和6年3月上旬～ (1) 令和6年3月下旬～

3 支給スケジュール

- ・ 1月中旬 1月補正予算（専決処分）
- ・ 2月上旬～下旬 対象世帯抽出
 申請書印刷・発送
- ・ 2月中旬 （住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金の支給開始）
- ・ 3月上旬 子ども加算の支給開始
- ・ 3月下旬 低所得世帯物価高騰臨時給付金の支給開始